

足立区地域防災計画

震災編

(令和7年度改訂)



足立区防災会議

震災編 目 次

第1部 総則

第1章 地域防災計画の概要	1
第1節 計画の目的及び前提	1
第2節 計画の性格	2
第3節 計画の全体像	3
第4節 計画の習熟	6
第5節 計画の修正	7
第6節 地区防災計画との連携	7
第2章 区等の基本的責務と役割	8
第1節 基本理念	8
第2節 区の責務	8
第3節 防災関係機関の責務	10
第4節 区内事業者の責務	10
第5節 区民の責務	11
第6節 区及び防災関係機関の役割	12
第3章 足立区の概況と被害想定	16
第1節 足立区の概況	16
第2節 地震災害の被害想定	18
第4章 減災目標と対策の方向性	37
第1節 基本目標	37
第2節 現在の到達状況	39
第3節 課題	57
第4節 対策の方向性	69
第5節 到達目標と取組内容	81
第5章 複合災害への対応	92
第1節 はじめに	92
第2節 複合災害に備え留意すべき事項	93
第6章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ	95

第2部 防災に関する組織と活動内容

第1章 災害対策本部設置基準	97
第1節 災害対策本部の設置の流れ	97
第2節 災害対策本部の組織及び活動	98
第3節 緊急災害対策本部の設置と組織及び活動	107
第2章 足立区業務継続計画（BCP）の概要	108
第1節 地震等災害発生時の即応態勢	109
第2節 職員配備計画	111
第3章 防災関係機関等との相互協力関係	113
第1節 防災関係各機関との協力計画	113
第2節 都との協力計画	113
第3節 他自治体等地方公共団体との協力計画	113
第4節 民間団体等との協力計画及びボランティア等の受入計画	114

第3部 災害予防計画

第1章 区民と地域の防災力向上	115
第1節 区民の防災行動力の向上	115
第2節 地域における共助の推進	125
第3節 マンション防災における自助・共助の構築	127
第4節 消防団（隊）の活動体制の強化	130
第5節 事業所における自助・共助の強化	131
第6節 ボランティア活動との連携	135
第7節 区民・行政・事業所等の連携	139
第8節 地区防災計画の策定	140
第2章 安全な災害に強い防災まちづくり	142
第1節 安全に暮らせるまちづくり	142
第2節 建築物の耐震化等安全対策の促進	154
第3節 液状化、長周期地震動の対策の強化	161
第4節 出火、延焼等の防止	164
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	173
第1節 交通関係施設の安全確保	173
第2節 ライフラインの確保	186
第3節 エネルギーの確保	193
第4章 津波等対策	195
第1節 河川施設等の整備	195
第2節 水防活動	196
第3節 資器材の整備	197
第4節 大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の伝達体制の充実・強化	197
第5節 津波予測等に対する避難誘導	198
第6節 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実	199
第5章 応急対応力の強化	200
第1節 初動対応体制及び応急対策体制の整備	200
第2節 事業継続体制の確保	203
第3節 消火・救助・救急活動体制の整備	205
第4節 広域連携体制及び民間団体等との連携体制の構築	208
第5節 応急活動拠点等の整備	209
第6章 情報・通信の確保	213
第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備	213
第2節 住民等への情報提供体制の整備	220
第3節 住民相互の情報連絡等の環境整備及び周知	223
第7章 医療救護・保健衛生等対策	224
第1節 初動医療体制等の整備	224
第2節 医薬品・医療資器材の確保	228
第3節 医療施設の基盤整備	229
第4節 遺体の取扱い	231
第8章 帰宅困難者等対策	232
第1節 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	232
第2節 帰宅困難者への情報通信体制整備	240
第3節 一時滞在施設の確保及び運営の支援	241
第4節 帰宅支援のための体制整備	244
第9章 避難者対策	247
第1節 避難体制の整備	247
第2節 指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化	250
第3節 避難所の管理運営体制の整備等	255
第4節 要配慮者対策	261
第5節 避難所外の避難者及び在宅避難者対策	265

第10章 物流・備蓄・輸送対策	266
第1節 食料及び生活必需品等の確保	266
第2節 飲料水及び生活用水の確保	269
第3節 備蓄倉庫及び物資拠点の整備	272
第4節 輸送体制の整備	274
第5節 輸送車両等の確保	275
第6節 燃料の確保	276
第11章 放射性物質対策	277
第1節 情報伝達体制の整備	277
第2節 区民への情報提供等体制の整備	277
第3節 放射線量の把握体制の整備	277
第12章 住民の生活の早期再建対策	278
第1節 生活再建のための事前準備	278
第2節 防犯体制の構築	281
第3節 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保	282
第4節 片付けごみ・解体廃棄物の処理	284
第5節 避難所ごみ・生活ごみの処理	285
第6節 災害救助法等	286
第7節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策	288
第8節 災害ケースマネジメントの体制構築	291
第13章 受援体制の整備	292
第1節 計画方針	292
第2節 受援体制の整備	295
第3節 相互応援協定締結自治体からの受援	302
第4節 受援体制の充実に向けた取組	304

第4部 災害応急対策計画

第1章 区民と地域による防災活動	307
第1節 自助による応急対策の実施	307
第2節 地域による応急対策の実施	310
第3節 マンション防災における応急対策の実施	311
第4節 消防団による応急対策の実施	312
第5節 事業所による応急対策の実施	312
第6節 ボランティアとの連携	312
第7節 地区防災計画策定地区での応急対策	316
第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動	317
第1節 河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止	317
第2節 危険物等の応急措置による危険防止	328
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	343
第1節 交通ネットワークの機能確保	343
第2節 発災時のライフライン機能の確保	358
第3節 発災時のエネルギーの供給機能の確保	365
第4章 津波等対策	366
第1節 津波警報・注意報等の即時伝達	366
第2節 津波等に対する迅速・的確な避難誘導	369
第3節 河川施設等の応急対策	371
第5章 応急対応の実施	372
第1節 区職員等の初動態勢と応急対策活動	372
第2節 消火・救助・救急活動	375
第3節 応援協力・派遣要請	383
第4節 応急活動拠点の調整	391
第5節 人材、資器材等の調達、配分	392

第6章 情報・通信活動	393
第1節 災害情報等の迅速な通信・連絡の実施	393
第2節 被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供	396
第3節 防災関係機関等と連携した広報活動の実施	405
第4節 広聴体制の確立と被災者相談等の実行	413
第5節 住民相互の情報連絡等	414
第7章 医療救護・保健衛生等対策	415
第1節 初動医療活動	415
第2節 医薬品・医療資器材の供給	429
第3節 医療施設の確保	434
第4節 行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等	435
第8章 帰宅困難者等対策	442
第1節 東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	442
第2節 事業所等における帰宅困難者対策	448
第3節 駅周辺での混乱防止	452
第9章 避難者対策	458
第1節 避難誘導の実施	458
第2節 要配慮者対策	464
第3節 避難所の開設・運営	466
第4節 動物救護に関する事項	478
第5節 避難所外の避難者及び在宅避難者対策	481
第6節 ボランティアの受入れに関する事項	482
第7節 被災者の他地区への移送に関する事項	483
第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送	486
第1節 備蓄物資の供給	486
第2節 飲料水の供給	489
第3節 物資の調達要請	492
第4節 備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分	494
第5節 義援物資の取扱い	496
第6節 輸送車両の調達	497
第11章 放射性物質対策	499
第1節 迅速・的確な情報連絡	499
第2節 緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等	500
第3節 保健医療活動	501
第4節 放射線等使用施設の応急措置	502
第5節 核燃料物質輸送車両等の応急対策	503
第12章 住民の生活の早期再建対策	506
第1節 被災住宅の応急危険度判定	506
第2節 被災宅地の危険度判定	511
第3節 住家被害認定調査及び罹災証明の発行準備・発行	512
第4節 防犯	515
第5節 義援金品の募集・受付	515
第6節 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保	516
第7節 片付けごみ・解体廃棄物の処理	518
第8節 避難所ごみ・生活ごみの処理	521
第9節 災害救助法等の適用	522
第10節 激甚災害の指定	523
第11節 学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策	524
第12節 災害ケースマネジメントの実施	527

第13章 受援計画	529
第1節 受援体制	529
第2節 その他の自治体からの受援	538
第3節 都への応援要請（災害対策本部）	538
第4節 防災関係機関との連携（災害対策本部）	540
第5節 民間団体との協力	544
第6節 ボランティアの受入（総務部）	545
第7節 医療救援の支援受入（医療部）	547

第5部 災害復旧計画

第1章 河川施設、公共施設等の機能回復	549
第1節 公共の安全確保、施設の本来機能の回復	549
第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復	552
第1節 緊急輸送路等の機能確保と被害拡大防止	552
第2節 ライフラインの早期復旧	553
第3章 津波等対策	557
第1節 河川管理施設の応急復旧、緊急工事等	557
第4章 医療救護・保健衛生等対策	558
第1節 保健衛生体制の確立	558
第2節 火葬体制の確保	562
第5章 帰宅困難者等対策	564
第1節 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	564
第2節 徒歩帰宅者の支援	568
第6章 避難者対策	570
第1節 要配慮者生活支援	570
第7章 流通機能及び生活基盤の確保	572
第1節 多様なニーズへの対応	572
第2節 炊き出し	573
第3節 水の安全確保	574
第4節 生活用水の確保	575
第5節 市場の流通確保と消費者への情報提供	575
第8章 放射性物質対策	576
第1節 保健医療活動	576
第2節 放射性物質への対応	577
第3節 風評被害対策	577
第9章 住民生活の早期再建施策	578
第1節 被災住宅の応急修理	578
第2節 応急仮設住宅の供与	580
第3節 被災者に対する生活相談及び災害ケースマネジメント等支援	584
第4節 義援金品の募集・受付・配分	587
第5節 被災者に対する生活再建資金援助等	589
第6節 職業のあっ旋	595
第7節 租税等の徴収猶予及び減免等	595
第8節 その他の生活確保	596
第9節 中小企業への融資	596
第10節 農林漁業関係者への融資	596
第11節 災害救助法の運用等	597
第12節 応急教育・保育・児童保育	600

第6部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方	603
第1節 復興の基本的考え方	603
第2節 生活復興と都市復興	603
第3節 震災復興に関する責務	605
第2章 復興本部	606
第1節 足立区震災復興本部の設置	606
第2節 復興本部の役割及び災害対策本部との関係	606
第3節 復興本部における業務内容	607
第4節 復興本部の解散	610
第3章 震災復興計画の策定	611
第1節 都市復興（復興まちづくり）計画	611

第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ

概要	617
一覧	618

付属編 火山対策	631
第1節 対策の方針	631
第2節 島しょ地域等における火山対策	632
第3節 富士山噴火降灰対策	633

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第1部 総則

第1部

総則

第2部

防災に関する組織と活動内容

第3部

災害予防計画

第4部

災害応急対策計画

第5部

災害復旧計画

第6部

災害復興計画

第7部

応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編

火山対策

第1章 地域防災計画の概要

第1節 計画の目的及び前提

第1 計画の目的

足立区は、海拔2m前後の沖積低地であり、その地盤が軟弱であること、及び木造住宅密集地域が分布していることなどにより、大地震に対して脆弱な特性を持っている。このため、首都直下地震のような大規模災害に対する十分な備えと対策が求められる。

国、都、区、そして区民、事業者は、それぞれの責任を果たし、可能な限り事前の備えを進め、災害発生時には地域が連携して応急対策を実施することにより、被害を最小限にとどめる必要がある。

この計画は、発災後の応急対応にとどまらず、減災の視点で、区と防災関係機関、そして区民、事業者等の役割を明らかにし、区民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的とするものである。

第2 計画の前提

この計画は、令和5年5月に改訂された東京都地域防災計画（震災編）や、令和4年5月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」、最新の人口動態と土地区画整理などの都市建設事業などに基づき、足立区において予想される大規模地震発災時の「被害想定」、近年の大規模地震等から得た教訓、新型コロナウイルス感染症流行時の対応、近年の社会インフラの成熟、経済情勢の変化、及び各種提言等を可能な限り考慮し策定した。

被災者の視点に立った防災対策を推進するためには、とりわけ、女性や性的マイノリティ、高齢者、子ども、障がい者、医療的ケア児、難病患者、外国人等（以下、要配慮者という）に対しては、きめ細かい配慮が必要である。

また、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、三密（密閉・密集・密接）を避けるための「分散避難」や、避難所における感染防止対策について検討した。

足立区が掲げる「死者をなくす」という目標を達成するために、震災対策の実効性を向上させる観点から、新たな被害想定や災害対策基本法等の改正等を踏まえつつ、男女平等参画その他の多様な視点に一層配慮した検討を行うため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場において、女性、性的マイノリティのほか、高齢者や障がい者等の参画を拡大し、要配慮者に的確に配慮した防災対策を行いながら、地域や事業者等と区とが連携した防災活動を推進する。

第1章 地域防災計画の概要

第2節 計画の性格

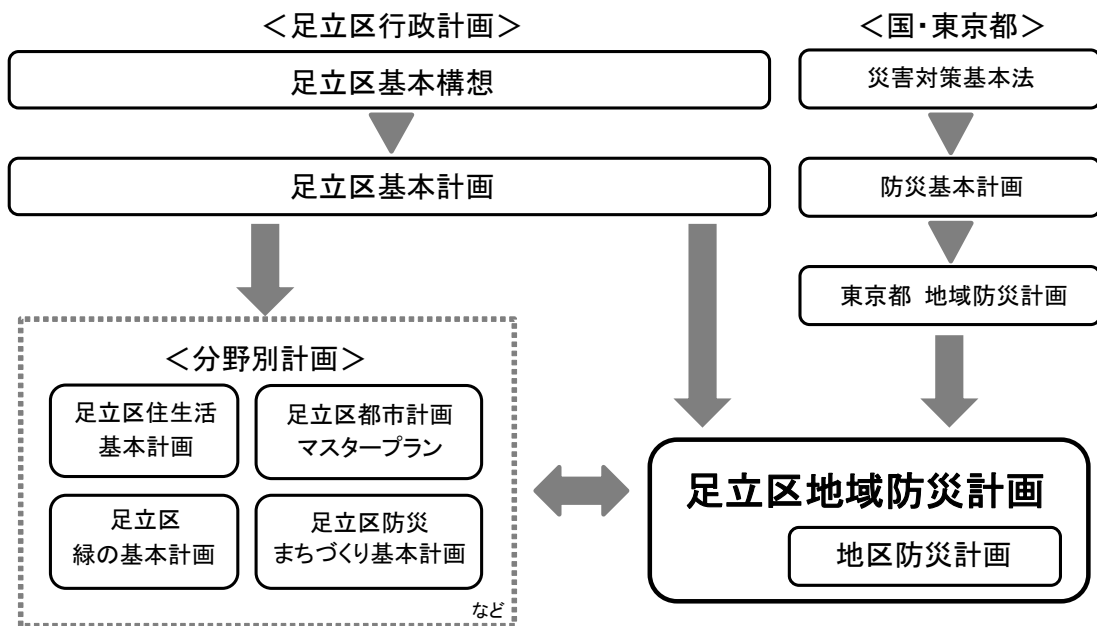
第2節 計画の性格

第1 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、防災関係機関による足立区防災会議が策定する計画である。

第2 この計画は、足立区災害対策条例第17条及び足立区災害対策条例施行規則第3条の定める足立区地域防災総合計画の一部を構成する。

【計画の性格】

地域防災総合計画	災害発生時		
	災害予防計画	災害応急対策計画	災害復旧・復興計画
防災まちづくり基本計画	□		□
地域防災計画	□		
防災コミュニティ計画	□		



第3 この計画は、区の地域における災害対策に関する総合的、かつ基本的な計画である。したがって、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき、都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第13条の規定に基づき、都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務を補助する場合の計画、及び同法適用前の救助に関する計画ならびに水防法（昭和24年法律第193号）に基づき、区が定める水防計画等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第1部 総則
第2部 防災に関する組織と活動内容
第3部 災害予防計画
第4部 災害応急対策計画
第5部 災害復旧計画
第6部 災害復興計画
第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ
付属編 火山対策

第3節 計画の全体像

本計画（震災編）は、第1部「総則」、第2部「防災に関する組織と活動内容」、第3部「災害予防計画」、第4部「災害応急対策計画」、第5部「災害復旧計画」、第6部「災害復興計画」、第7部「応急対策に関する足立区全体シナリオ」、付属編「火山対策」から構成されている。その他に、別冊の「風水害編」と「資料編」から成る。

第2部の防災に関する組織と活動内容に関しては、防災業務の増加および多様化に対応した防災力強化のために、災害対策本部設置基準に基づいた区としての指令統制機能を明確化し、発災時における即応態勢と防災関係機関等との協力関係を記載してある。

第3部以降は、予防対策・応急対策・復旧対策・復興対策を基本構成とし、それぞれの段階における対策等を記載した。

本計画の全体像は次のとおりである。

第1章 地域防災計画の概要

第3節 計画の全体像

【本計画の全体像】

第1部	総則		
第1章	地域防災計画の概要	第2章	区等の基本的責務と役割
第3章	足立区の概況と被害想定	第4章	減災目標と対策の方向性
第5章	複合災害への対応	第6章	各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ

第2部	防災に関する組織と活動内容		
第1章	災害対策本部設置基準	第2章	足立区業務継続計画（BCP）の概要
第3章	防災関係機関等との相互協力関係		

第3部 災害予防計画		第4部 災害応急対策計画	
第1章	区民と地域の防災力向上	第1章	区民と地域による防災活動
	区民の防災行動力の向上		自助による応急対策の実施
	地域における共助の推進		地域による応急対策の実施
	マンション防災における自助・共助の構築		マンション防災における応急対策の実施
	消防団（隊）の活動体制の強化		消防団による応急対策の実施
	事業所における自助・共助の強化		事業所による応急対策の実施
	ボランティア活動との連携		ボランティアとの連携
	区民・行政・事業所等の連携		地区防災計画策定地区での応急対策
	地区防災計画の策定		
第2章	安全な災害に強い防災まちづくり	第2章	河川施設、公共施設の危険防止活動
	安全に暮らせるまちづくり		河川施設、公共施設等の応急対策による二次災害防止
	建築物の耐震化等安全対策の促進		危険物等の応急措置による危険防止
	液状化、長周期地震動の対策の強化		
	出火、延焼等の防止		
第3章	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第3章	安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
	交通関係施設の安全確保		交通ネットワークの機能確保
	ライフラインの確保		発災時のライフライン機能の確保
	エネルギーの確保		発災時のエネルギーの供給機能の確保

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第3部 災害予防計画	第4部 災害応急対策計画
震災編	
第4章 津波等対策	第4章 津波等対策
河川施設等の整備	津波警報・注意報等の即時伝達
水防活動	津波等に対する迅速・的確な避難誘導
資器材の整備	河川施設等の応急対策
大津波警報・津波警報・津波注意報・南海トラフ地震に関連する情報等の伝達体制の充実・強化	
津波予測等に対する避難誘導	
津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実	
第5章 応急対応力の強化	第5章 応急対応の実施
初動対応体制及び応急対策体制の整備	区職員等の初動態勢と応急対策活動
事業継続体制の確保	消火・救助・救急活動
消火・救助・救急活動体制の整備	応援協力・派遣要請
広域連携体制及び民間団体等との連携体制の構築	応急活動拠点の調整
応急活動拠点等の整備	人材、資器材等の調達、配分
第6章 情報・通信の確保	第6章 情報・通信活動
情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備	災害情報等の迅速な通信・連絡の実施
住民等への情報提供体制の整備	被害状況等の情報収集・分析及び災害等情報の提供
住民相互の情報連絡等の環境整備及び周知	防災関係機関等と連携した広報活動の実施
	広聴体制の確立と被災者相談等の実行
	住民相互の情報連絡等
第7章 医療救護・保健衛生等対策	第7章 医療救護・保健衛生等対策
初動医療体制等の整備	初動医療活動
医薬品・医療資器材の確保	医薬品・医療資器材の供給
医療施設の基盤整備	医療施設の確保
遺体の取扱い	行方不明者の捜索、遺体の検視・検案・身元確認等
第8章 帰宅困難者等対策	第8章 帰宅困難者等対策
帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	東京都帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応
帰宅困難者への情報通信体制整備	事業所等における帰宅困難者対策
一時滞在施設の確保及び運営の支援	駅周辺での混乱防止
帰宅支援のための体制整備	
第9章 避難者対策	第9章 避難者対策
避難体制の整備	避難誘導の実施
指定避難所・指定緊急避難場所等の指定・安全化	要配慮者対策
避難所の管理運営体制の整備等	避難所の開設・運営
要配慮者対策	動物救護に関する事項
避難所外の避難者及び在宅避難者対策	避難所外の避難者及び在宅避難者対策
	ボランティアの受入れに関する事項
	被災者の他地区への移送に関する事項
第10章 物流・備蓄・輸送対策	第10章 備蓄・物資等の供給及び輸送
食料及び生活必需品等の確保	備蓄物資の供給
飲料水及び生活用水の確保	飲料水の供給
備蓄倉庫及び物資拠点の整備	物資の調達要請
輸送体制の整備	備蓄物資の輸送、支援物資の受入れ・仕分け・配分
輸送車両等の確保	義援物資の取扱い
燃料の確保	輸送車両の調達
第11章 放射性物質対策	第11章 放射性物質対策
情報伝達体制の整備	迅速・的確な情報連絡
区民への情報提供等体制の整備	緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等
	保健医療活動
放射線量の把握体制の整備	放射線等使用施設の応急措置
	核燃料物質輸送車両等の応急対策

第1章 地域防災計画の概要
第3節 計画の全体像/第4節 計画の習熟

第3部 災害予防計画		第4部 災害応急対策計画	
第12章 住民の生活の早期再建対策		第12章 住民の生活の早期再建対策	
生活再建のための事前準備		被災住宅の応急危険度判定	
防犯体制の構築		被災宅地の危険度判定	
災害用トイレ及びし尿処理体制の確保		住家被害認定調査及び罹災証明の発行準備・発行	
片付けごみ・解体廃棄物の処理		防犯	
避難所ごみ・生活ごみの処理		義援金品の募集・受付	
災害救助法等		災害用トイレ及びし尿処理体制の確保	
学校、保育園・こども園、学童保育室等の予防対策		片付けごみ・解体廃棄物の処理	
災害ケースマネジメントの体制構築		避難所ごみ・生活ごみの処理	
		災害救助法等の適用	
		激甚災害の指定	
		学校、保育園・こども園、学童保育室等の応急対策	
		災害ケースマネジメントの実施	
第13章 受援体制の整備		第13章 受援計画	
計画方針		受援体制	
受援体制の整備		その他の自治体からの受援	
相互応援協定締結自治体からの受援		都への応援要請（災害対策本部）	
受援体制の充実に向けた取組		防災関係機関との連携（災害対策本部）	
		民間団体との協力	
		ボランティアの受入（総務部）	
		医療救援の支援受入（医療部）	

第5部 災害復旧計画	
第1章 河川施設、公共施設等の機能回復	第2章 交通ネットワーク及びライフライン等の機能回復
第3章 津波等対策	第4章 医療救護・保健衛生等対策
第5章 帰宅困難者等対策	第6章 避難者対策
第7章 流通機能及び生活基盤の確保	第8章 放射性物質対策
第9章 住民生活の早期再建施策	

第6部 災害復興計画		
第1章 復興の基本的考え方	第2章 復興本部	第3章 震災復興計画の策定

第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ	
付属編	火山対策

第4節 計画の習熟

各機関は、この計画の遂行にあたり、その機能を十分に発揮するため、自ら又は協同して調査研究、過去の災害対応の教訓の共有、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施するなど、あらゆる方法により計画の習熟に努めなければならない。

第1部 総則
第2部 防災に関する組織と活動内容
第3部 災害予防計画
第4部 災害応急対策計画
第5部 災害復旧計画
第6部 災害復興計画
第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ
付属編 火山対策

第5節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。その際、修正内容を適宜公表する。各機関は、関係のある事項について、防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに修正案を足立区防災会議に提出するものとする。

また、災害対策基本法42条の2の規定に基づき、地域の居住者等から当該地域における防災活動等に関する計画（地区防災計画）を本計画に定める提案があった場合には、別に定める手続きにより必要と認めたものを本計画に定めることとする。

なお、現行の計画上、記載の無い機関、団体等とも関係する項目について必要に応じて積極的に協議を行い、対策内容の一層の強化・充実を図る。

今後も、防災基本計画、東京都地域防災計画等の見直しに合わせ、対策の空白期間が生じないように、適時適切に修正を行う。

第6節 地区防災計画との連携

第1 地区防災計画の目的

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災が契機となり、地域の絆の大切さや地域における自発的な自助・共助による防災活動の重要性が認識され、平成23年3月に発生した東日本大震災等においても、自助・共助の重要性が再度認識された。

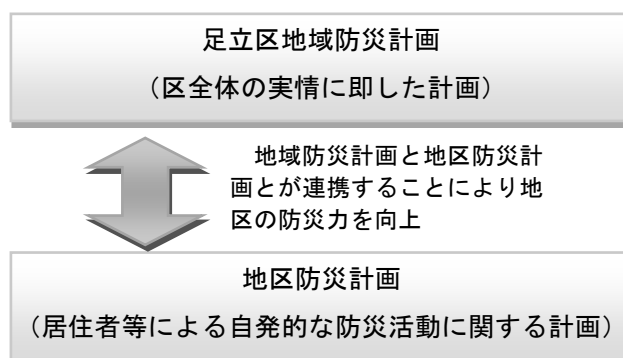
このような状況を踏まえ、平成25年の災害対策基本法改正により、自助及び共助に関する規定が追加され、地域コミュニティにおける共助による防災活動推進の観点から、区内一定地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が行う自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が新たに創設された。

地区防災計画は、地区居住者等自身が率先して、防災活動に取り組むことにより、地域防災力を高め、地域コミュニティの維持・活性化を図ることを目的として策定するものである。

第2 地区防災計画の位置付け

地区防災計画は、地区居住者等が行う自発的な防災活動に関する計画であるとともに、地域防災計画の中に同計画が規定することにより、地区防災力を向上させるものである。

【地区防災計画の位置付け】



第2章 区等の基本的責務と役割

第1節 基本理念

第1 災害から一人でも多くの生命、身体及び貴重な財産を守るためには、第一に自らの生命を区民自らが守るという「自助」、第二に地域での助け合いによって自分たちのまちを自分たちで守るという「共助」、行政が区民と事業者の安全を確保する「公助」、それぞれが責務と役割を果たしつつ、相互に補完し、つながり合うことで災害対策の充実及び強化に努める。

第2 災害から足立区を守ることは行政に課せられた責務であり、災害対策の推進に当たっては、区が基礎自治体として第一義的責任と役割を果たすものである。そのうえで、区は、国と広域的役割を担う東京都と一体となって、区民と連携し、区民や地域に集う多くの人々の生命・身体及び財産を守るとともに、衛生・医療・教育等の社会保障に基づき、地域コミュニティを維持しなければならない。

第2節 区の責務

区は、区民と事業者と協力し、災害時の第一責任者として、次の責務を果たす。

【基本的責務】

- 1 区は、災害対策のあらゆる施策を通じて、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保しなければならない。
- 2 区は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- 3 前項に規定する目的を達成するため、区は、災害対策に関する事業（以下「災害対策事業」という。）及び法第42条第1項の規定に基づき足立区防災会議が作成した足立区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の推進を図らなければならない。
- 4 区は、前項の災害対策事業及び地域防災計画の推進に当たっては、国、都及び関係する区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア等並びに防災区民組織及び第31条の施設の防災組織との連携及び協力に努めるものとする。
- 5 区は、災害発生後における区民生活の早期再建を図るため、あらかじめ業務を継続するための計画を策定し、この計画の実施に必要な人員の配置、物資の備蓄及び電力、燃料等の確保をするとともに、必要に応じてこの計画の検証に努めるものとする。

【協力要請】

- 1 区は、災害対策事業の実施に当たり、必要と認めるときは、他の地方公共団体及び公共的団体等（以下「地方公共団体等」という。）に協力を要請しなければならない。
- 2 区は、地方公共団体等の災害対策事業につき協力の要請があったときは、これに応じなければならない。

【区民及び事業者への指導等】

- 1 区は、災害対策事業の実施に当たっては、区民及び事業者の協力を求めるとともに、区民及び事業者が自主的に行う災害対策活動に、指導、助言、支援及び協力を行わなければならない。

【ボランティアへの支援】

- 1 区は、ボランティアが自主的に行う災害対策活動に対し、支援及び協力を行なわなければならない。

【区民、事業者、ボランティア等への助成】

- 1 区は、区民、事業者、ボランティア等が行う災害対策活動に対し、必要な助成を行うことができる。

【避難所の確保及び運営】

- 1 区は、災害の発生に備え、平素から避難所の確保に努めるとともに、避難所に防災資機材及び備蓄物資を配備し、その機能充実に努めなければならない。
- 2 区は、災害時において、被災者の支援のため必要があると認めるときは、速やかに避難所を開設しなければならない。
- 3 区は、災害時において、避難所の衛生状態を良好に保つよう努めなければならない。
- 4 区は、災害時において、避難所が区、区民、事業者、防災区民組織、ボランティア、防災関係機関等との連携により運営できるよう、平素からその良好な関係の構築に努めなければならない。

【災害関連死の防止】

- 1 区は、災害関連死（当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたものをいう）の防止に努め、区民、事業者、防災区民組織、ボランティア、防災関係機関等と協力し、避難所への避難者のみならず、車中泊避難者、在宅避難者等に対し、それぞれの状況に応じた必要な支援に努めるものとする。
- 2 区は、災害関連死を防ぐため、区民、事業者、防災区民組織、ボランティア、防災関係機関等と協力し、備蓄物資の供給のほか、温かい食事の提供、トイレ、風呂等の衛生施設の確保及び管理、就寝スペースの確保等により、生活環境の変化に伴う健康被害の抑制に努めるものとする。

【区職員の育成】

- 1 区は、あらゆる災害事象に対応するため、防災・減災につながる技能及び知識を習得した区職員の育成に努めなければならない。
- 2 区は、前項に規定する目的を達成するため、足立区災害対策本部条例施行規則（昭和52年足立区規則第30号第7条）に定める分掌事務に応じた防災訓練、防災研修等を行うよう努めなければならない。

第2章 区等の基本的責務と役割

第3節 防災関係機関の責務/第4節 区内事業者の責務

第3節 防災関係機関の責務

防災関係機関は、区並びに区民、事業者と協力し、次の責務を果たす。

- 1 所管に係わる災害予防並びに応急対策を実施するとともに、区及び都が実施する災害予防並びに応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- 2 防災関係機関は、上記の責務を果たすため、必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定めておく。

第4節 区内事業者の責務

事業者は、区並びに区民と協力し、次の責務を果たす。

【事業者の備え】

- 1 事業者は、事業所に来所する顧客、従業員及び事業所の周辺地域における住民（以下「周辺住民」という。）の安全確保のため、平素から災害に備え、必要な対策を講ずるよう努めなければならない。
- 2 事業者は、災害時において従業員の一斉帰宅を抑制するとともに、従業員の3日分の飲料水、食糧、携帯トイレ等の生活物資の備蓄に努めなければならない。
- 3 事業者は、その事業の継続が地域社会の復旧及び復興に寄与することを自覚し、あらかじめ事業を継続するための計画を策定し、必要に応じてその検証に努めるものとする。
- 4 学校等（大学、短期大学、専修学校、各種学校その他これらに類する教育施設及び保育所その他子育て支援を行う施設をいう。）の設置者又は管理者は、災害時において当該施設内の待機指示その他生徒等の安全確保のため、あらかじめ必要な対策を講ずるよう努めなければならない。

【事業者の努め】

- 1 事業者は、区及びその他の行政機関が実施する災害対策事業に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、災害の拡大を防止するため、最大の努力を払わなければならない。
- 2 事業者は、その管理する事業所の周辺地域における災害による被害を最小限にとどめるため、平素から周辺住民に対する災害対策活動を実施する等、周辺住民との連携及び協力を努めなければならない。

第1部 総則
第2部 防災に関する組織と活動内容
第3部 災害予防計画
第4部 災害応急対策計画
第5部 災害復旧計画
第6部 災害復興計画
第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ
付属編 火山対策

第5節 区民の責務

区民は、区並びに事業者と協力し、次の責務を果たす。

【平素から区民がとるべき行動】

- 1 区民は、防災のため、自己及び家族の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、区民全体の生命、身体及び財産の安全の確保に努めなければならない。
- 2 区民は、次に掲げる事項について、自ら災害に備える手段を講ずるよう努めなければならない。
 - (1) 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
 - (2) 家具の転倒防止
 - (3) 出火の防止
 - (4) 初期消火に必要な用具の準備
 - (5) 洪水予報等の水害に関する情報の収集
 - (6) 建築物その他工作物の水害に対する備え
 - (7) 3日分以上の飲料水、食糧、医薬品、携帯トイレ等の生活物資を備蓄し、これらを持ち出すための準備
 - (8) 避難の経路、場所及び方法についての確認
- 3 区民は、平素から地域における顔の見える関係づくりに努めるとともに、区その他の行政機関が実施する災害対策事業に協力し、自発的に災害対策活動に参加するよう努めなければならない。

【災害時に区民がとるべき行動】

- 1 区民は、災害時においては、生命及び身体の安全の確保を最優先とし、様々な媒体を用いて情報を収集し、避難方法の判断に努めるものとする。
- 2 前項の場合において、区内に開設された避難所へ避難すべきと判断したときは、速やかに、自主的に避難するように努めるものとする。ただし、避難指示その他の避難のための措置の指示等があったときは、その指示等に従って行動しなければならない。
- 3 区民は、災害時、地域において互いに助け合い、負傷者の救護及び要配慮者の援護に努めるとともに、被災後の自らの地域の生活再建及び復興まちづくりの協力を努めるものとする。

第6節 区及び防災関係機関の役割

第1 本計画における防災関係機関の名称表現、略称等については、次のとおりとする。

1 都関係機関

- (1) 本文中の対策内容と役割分担表、及び詳細な取組内容の役割分担を示す《 》内については、略称を用いる。
- (2) 警視庁、若しくは東京消防庁に関わる機関については、すべて「警視庁」、若しくは「東京消防庁」として統一する。

2 指定地方行政機関

- (1) 関東地方整備局に関わる機関については、本文中の対策内容と役割分担表、及び詳細な取組内容の役割分担を示す《 》内については、「関東地方整備局」として統一する。

3 指定公共機関

- (1) 本文中の対策内容と役割分担表、及び詳細な取組内容の役割分担を示す《 》内については、略称を用いる。

第2 区の地域における防災機関及び関係機関が防災に関して処理する業務は、概ね次のとおりである。

1 区の役割

- (1)足立区防災会議に関すること
- (2)防災に係わる組織及び施設に関すること
- (3)災害情報の収集及び伝達に関すること
- (4)緊急輸送の確保に関すること
- (5)避難の指示等及び誘導に関すること
- (6)水防に関すること
- (7)医療、防疫及び保健衛生に関すること
- (8)外出者の支援に関すること
- (9)応急給水に関すること
- (10)救助物資の備蓄及び調達に関すること
- (11)被災した乳幼児、児童及び生徒の応急保育・教育に関すること
- (12)ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること
- (13)公共施設の応急復旧に関すること
- (14)災害復興に関すること
- (15)防災に係わる知識及び技術の普及啓発に関すること
- (16)地区防災計画の作成支援に関すること
- (17)防災区民組織（町会・自治会等）の育成に関すること
- (18)事業所防災に関すること
- (19)防災教育及び防災訓練に関すること
- (20)その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること

災害対応を所管する部門だけでなく、あらゆる部門が自分事として積極的に連携し、それぞれの専門性を活かしながら防災業務に取り組むことが求められる。

2 都関係機関の役割

水道局東部第二支所 足立営業所	(1)水道施設の保全に関する事 (2)災害時における応急給水に関する事
下水道局東部第二 下水道事務所	(1)下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事 (2)仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関する事
足立都税事務所	(1)土地建物の調査に関する事
第六建設事務所	(1)河川の保全に関する事（都管理河川） (2)道路及び橋梁の整備、保全及び復旧に関する事（都道） (3)水防活動に関する事 (4)河川、道路等における障害物の除去に関する事
東部公園緑地事務所	(1)公園の保全、復旧に関する事（都立公園）
警視庁 第六方面本署 千住警察署 西新井警察署 綾瀬警察署 竹の塚警察署	(1)被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事 (2)被災者の救出救助及び避難誘導に関する事 (3)行方不明者等の捜索及び調査に関する事 (4)遺体の調査等及び検視に関する事 (5)交通の規制に関する事 (6)緊急通行車両確認標章に関する事 (7)公共の安全と秩序の維持に関する事
東京消防庁 第六消防方面本署 千住消防署 足立消防署 西新井消防署	(1)火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関する事 (2)救急及び救助に関する事 (3)危険物等の措置に関する事 (4)前各号に掲げるもののほか、消防に関する事
千住消防団 足立消防団 西新井消防団	(1)火災その他の災害の警戒及び防御に関する事 (2)人命の救助及び応急救護に関する事 (3)地域住民の防災指導に関する事
都（交通局）	(1)都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事 (2)日暮里・舎人ライナー等による輸送の協力に関する事

第2章 区等の基本的責務と役割
第6節 区及び防災関係機関の役割

3 指定地方行政機関の役割

足立労働基準監督署	(1)産業安全（鉱山保安関係は除く）に関すること (2)区内における労働災害防止対策の支援に関すること
関東地方整備局 江戸川河川事務所 荒川下流河川事務所 東京国道事務	(1)河川の保全に関すること (2)災害に関する予報及び警報の発表並びに伝達、水防活動に対する指導。災害時における応急工事、堤防、水門及び排水機場の管理並びに災害応急対策に関すること (3)大規模自然災害が発生した場合の、地方公共団体に対する被害の拡大を防ぐための緊急対応に関すること (4)道路の障害物除去に関すること (5)災害時の情報交換に関すること

4 自衛隊の役割

自衛隊	(1)人命又は財産の保護のために緊急に行う必要がある応急救護、又は応急復旧に関すること (2)災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること
-----	---

5 指定公共機関の役割

日本郵便株式会社 足立郵便局	(1)郵便局で取扱う事業の業務運行管理及びこれらの施設等の保存に関すること
足立北郵便局 足立西郵便局	(2)災害時における郵政事業災害特別事務取扱に関すること (3)区内における災害対策の支援に関すること
東日本旅客鉄道株式会社 北千住駅	(1)鉄道施設等の安全保安に関すること (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
N T T 東日本	(1)電気通信設備の建設及び保全に関すること (2)重要通信の確保に関すること (3)気象予警報の伝達に関すること (4)通信ネットワークの信頼性向上に関すること (5)災害時の電気通信設備の復旧に関すること
東京ガスグループ	(1)ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関すること (2)ガスの供給に関すること
東京電力パワーグリッド株式会社 上野支社	(1)電力設備等の建設及び保全に関すること (2)電力供給に関すること
首都高速道路株式会社 東京東局	(1)首都高速道路等の保全に関すること (2)首都高速道路等の災害復旧に関すること (3)災害時における緊急交通路の確保に関すること

第1部 総則
第2部 防災に関する組織と活動内容
第3部 災害予防計画
第4部 災害応急対策計画
第5部 災害復旧計画
第6部 災害復興計画
第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ
付属編 火山対策

6 指定地方公共機関の役割

東京地下鉄株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関すること (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東武鉄道株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関すること (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
京成電鉄株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関すること (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
首都圏新都市鉄道株式会社	(1)鉄道施設等の安全保安に関すること (2)災害時における鉄道車輛等による救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること
東京都トラック協会 足立支部	(1)災害時における緊急輸送業務に関すること

7 公共的団体の役割

足立区医師会	(1)災害時における医療救護活動に関すること
足立区歯科医師会	(1)災害時における歯科医療救護活動に関すること
足立区薬剤師会	(1)災害時における医療救護活動に関すること
東京都獣医師会足立支部	(1)災害時における動物救護活動に関すること

第3章 足立区の概況と被害想定

第1節 足立区の概況

第1 地勢

足立区は、東京23区の最北端に位置し、東は中川を挟んで葛飾区、西は隅田川を挟んで北区、新芝川を挟んで川口市に、南は葛飾区、墨田区、荒川区と、北は川口市、草加市並びに八潮市にそれぞれ接している。区域の面積は53.25㎢で、東西の延長は11.10km、南北は8.79kmあり、千住地域を要とするやや扇状の地形を呈している。

足立区は、河川が運んできた土砂の堆積により陸地が形成された沖積低地であり、区全域が海拔2m前後で、北西部がやや高く、南東部にかけて緩やかに傾斜しながら下り、一部では海拔0m地帯を形成している。

地質は粘土質を主成分とした沖積層で、湿潤で水はけの悪い地層であり、沖積層の深さは、区の東部地域で50～60mと深く、他の地域でも大部分が30～50mとなっている。そのため、表層部に砂層が堆積し、区内全域で液状化の被害が予測される。

また、昭和5年に完成した荒川（放水路）が区内を北西から南東に流れ、区を二分しているほか、南を隅田川、東に中川、北に毛長川、西に新芝川と四方を河川で囲まれ、区の東部を南北に綾瀬川が縦断している。

第2 人口・産業

1 人口

令和7年10月1日現在の足立区の人口は、703,136人となり、平成13年以降増加傾向が続いている。人口密度も平成21年度以降1万2,000人/㎢を超えている。

年齢別人口をみると、令和7年10月1日現在、年少人口(0～14歳)は70,684人(10.1%)生産年齢人口(15～64歳)は464,166人(66.0%)、老年人口(65歳以上)は168,286人(23.9%)となっており、東京23区中でも特に高齢者の割合が多い状況にある。

2 産業

令和3年の足立区の事業所数は、2万3,321事業所、従業者数は22万9,510人となっている。

産業別の事業所数構成比は、その上位から卸売業・小売業(22.9%)、建設業(11.7%)、製造業(11.2%)、宿泊業・飲食サービス業(10.4%)、医療・福祉(9.1%)となっている。また、従業者規模別の事業所数では、9人以下の事業所が約76.5%を占めており、足立区は中小企業の町であるといえる。

第3 都市環境

区では、区画整理事業を中心にまちづくりを進めてきたが、既成市街地では住商工業の混在、木造家屋の密集、狭あい道路等、防災上極めて多くの問題を抱えている。

特に、千住地域、荒川以北の環状七号線以南で尾久橋通りと綾瀬川の間地域は、自然発展的過程のまま住居が密集し、建築密度が高く、不燃化率が低いため、防災（特に火災）の面で多くの課題が山積している。建物の不燃化等は、都内他市区と比べ対策は進んでいるが、震災時の火災危険度（地震の揺れで発生した火災の延焼による危険性の度合いを測定したもの。出火の危険性、延焼の危険性を基に測定している。）は依然として高く、継続的な改善が必要である。

また、道路網についても、土地区画整理事業で面的整備が実施された部分を除くと自然発生的に形成された道路が多く、区道約950kmのうち、およそ45%が幅員5.5m未満であり、災害時における避難、消火、救出救助活動等への支障が懸念されている。

さらに、災害時の一時集合場所や火災延焼防止帯として重要な役割を果たす公園や児童遊園について、総面積は東京23区中でもトップクラスになるが、人口一人当たりの面積は、約4.66㎡（令和7年4月1日現在）であり、都市公園法に定められている5㎡の整備目標を下回っている。

鉄道利用に関しては、つくばエクスプレスが開通した平成17年度より利用者数の傾向が一変した。足立区全体の鉄道の日平均利用者数は、平成6年度より平成16年度までの10年間減少傾向を続けていたが、平成17年度より増加傾向に転じ、平成20年の日暮里・舎人ライナーの開業もあり、令和元年度では約200万人（各路線の利用者数の合計）となったが、令和2年度には新型コロナウイルス感染症等の影響により、約150万人となった。その後は再び増加傾向にあり、令和4年度には約170万人となった。

特に、北千住駅はJR常磐線、東武スカイツリーライン、地下鉄日比谷線・千代田線、つくばエクスプレスの4社5路線が乗り入れ、令和4年度には約110万人が利用している（乗り換え利用も含む）都内でも屈指の主要ターミナル駅である。

第2節 地震災害の被害想定

東日本大震災を踏まえ、平成 24（2012）年に都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」について、10年ぶりに見直しが行われた。

以下では、令和 4(2022)年 5 月に公表された「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」における足立区に係る概要を示す。

なお、交通施設被害のうち道路施設と鉄道施設については区別の被害想定が公表されていないので、都区部の被害想定を記載する。

Bousai Column

南海トラフの巨大地震の被害想定について

南海トラフの巨大地震については、内閣府に平成23年8月に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において、科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震・津波の検討を進め、平成24年3月31日に第一次報告として、震度分布・津波高（50mメッシュ）の推計結果が取りまとめられた。

その後、令和7年3月に被害想定の見直しが行われ、最大クラス地震における被害様相とは別に、時間差を置いて発生する地震の被害様相についても示された。

この南海トラフ巨大地震の被害推計結果は、「首都直下地震等による東京の被害想定」で前提としている想定地震の被害と足立区に関する被害のデータを比較すると、全てにおいて「首都直下地震等による東京の被害想定」での結果の方が大きくなる。

<南海トラフ巨大地震における被害想定（足立区）>

- 震度：5強
- 津波被害：なし

※ 地震動はモデル検討会で検討された地震動5ケースのうち「基本ケース」と揺れによる被害が最大となると想定される「陸側ケース」について、また、津波はモデル検討会で検討された津波11ケースのうち、東海地方、近畿地方、四国地方、九州地方それぞれで大きな被害が想定されるケースとなる「ケース1」、「ケース3」、「ケース4」、「ケース5」について、それぞれ地震動と津波を組み合わせる被害想定が実施された。

一方で、超高層建築物等に被害をもたらすおそれがある長周期地震動についてモデル構築や被害、対策等をまとめた「南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告」によると、①東京都を含む都市圏では長時間の周期での地震動が発生するおそれが高い、②建物倒壊までには強度的に一定の余裕がある、③継続使用等の判断においては、専門家等に依頼することが望ましい、④家具固定等の安全確保の重要性の確認、等の結果が得られた。

報告の中で、首都直下地震において揺れの増幅度合を検討する必要性、個々の建物への影響については個別に詳細な検証の必要性等の課題が示されており、今後、新たな検討会を設置し検討を進めることとしている。

Bousai Column

中央防災会議による首都直下地震の被害想定について

東日本大震災を受け、政府は新たな被害想定と対策の検討を行い、平成26年3月に「首都直下地震緊急対策推進基本計画」及び「政府業務継続計画」を閣議決定した。その後、策定から10年が経過したことを踏まえ、令和7年12月に「首都直下地震の被害想定と対策について（報告書）」を公表した。

本報告書では、新たな人的・物的被害想定に加え、直接被害に伴う社会・経済への影響や課題を整理し、今後の首都直下地震対策の方向性が示された。

公表された都及び中央防災会議の被害想定を比較すると、全壊・焼失棟数、死者数ともに過去の想定より減少しており、最新の想定同士では概ね同程度の水準となっている。ただし、いずれの想定においても火災による被害が大きいことから、引き続き建築物の不燃化や地域防災力の強化など、火災対策の推進が必要である。

【都及び中央防災会議による東京都の被害想定と比較（冬夕、風速8m/s）】

	全壊・焼失棟数		死者数	
	火災	合計	火災	合計
東京都防災会議 （平成24）	201,249	304,300	4,081	9,641
東京都防災会議 （令和4）	118,734	194,431	2,482	6,148
中央防災会議 （平成25）	約221,000	約333,000	約4,500～ 約8,400	約8,900～ 約13,000
中央防災会議 （令和7）	約101,000	約176,000	約4,200 [約2,200]	約8,000 [約6,100]

※ 中央防災会議の想定及び都の令和4年の想定は都心南部直下地震によるものだが、平成24年の都の想定のみ東京湾北部地震による想定。

※ []内の死者数は、地震火災による死者数における本所区被服廠跡の事例を除いて推計したもの。

※ 大正12（1923）年の関東大震災（大正関東地震）において本所区被服廠跡（両国駅の北に位置する現在の横網町公園）で大規模な火災が発生、約38,000人の死者が発生した。

また、本報告書では初めて「災害関連死」が推計され、東京圏で1.6～4.1万人の発生が想定された。これは過去災害の実績に基づくもので、地域特性により大きく変動するため、区の想定に直接用いることは難しいが、首都直下地震では外部支援の遅れや避難所への負荷集中が懸念されることから、在宅避難の備えや備蓄、耐震対策の重要性が示唆されている。区としても、在宅避難者が長期にわたり安心・安全に生活できる支援体制の構築が重要である。

さらに、本報告書では新たな対策の視点として、「防災意識の醸成（自分ごと化）」と「社会全体での体制構築」を掲げ、国民・企業・地域・行政が共に災害に立ち向かう考え方への転換が必要とされている。そのための重要な要素として、「個人の取組」「多様な連携による総合的な防災力の向上」「防災DXの加速」が示されており、区及び区民が連携・協働しながら地域防災体制の充実を図っていくことが不可欠である。

第3章 足立区の概況と被害想定

第2節 地震災害の被害想定

第1 前提条件

1 想定地震

項目	内容			
想定地震	都心南部直下地震	多摩東部直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
規模	マグニチュード [※] 7.3		M8クラス	M7.4
震源	東京都23区南部	東京都多摩地域	神奈川県西部	東京都多摩地域
震源の深さ	約49km	約45km	約11km	約17km
発生確率	今後30年以内 70% (南関東地域におけるM7クラスの確率)		今後30年以内 0~6% (180年から590年の発生間隔)	今後30年以内 0.5~2%

※以下、「M」という。

2 気象条件等

季節・時刻・風速	想定される被害
冬の朝5時 風速 4m/s 8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ○ 阪神・淡路大震災と同じ発生時間帯。 ○ 多くの人々が自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。 ○ オフィスや繁華街の屋内外滞留者や、鉄道・道路利用者は少ない。
冬の昼12時 風速 4m/s 8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ○ オフィス、繁華街、映画館、テーマパーク等に多数の滞留者が集中しており、店舗等の倒壊、看板等の落下物等による被害の危険性が高い。 ○ 外出者が多い時間帯であり、帰宅困難者数も最多となる。 ○ 住宅内滞留者数は1日の中で最も少なく、老朽木造家屋の倒壊による死者数は朝夕と比較して少ない。
冬の夕方18時 風速 4m/s 8m/s	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。 ○ オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため、滞留者が多数存在する。 ○ ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。 ○ 鉄道、道路は、ほぼラッシュ時に近い状況で、人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

第2 足立区の被害想定概要

1 足立区における被害想定 総括表

条件	規模		都心南部直下地震 (M7.3)						
	時期及び時刻		冬の朝5時		冬の昼12時		冬の夕方18時		
	風速		4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	
人的被害	死者 (計)		822人	824人	432人	435人	781人	795人	
	原因別	ゆれ建物被害	743人	743人	325人	325人	480人	480人	
		屋内収容物	24人	24人	17人	17人	18人	18人	
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		火災	54人	56人	87人	91人	277人	291人	
		ブロック塀等	0人	0人	2人	2人	6人	6人	
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	負傷者 (計)		9,674人	9,684人	6,625人	6,641人	8,450人	8,507人	
	(重傷者) (計)		1,276人	1,279人	892人	897人	1,302人	1,318人	
	原因別	ゆれ建物被害	8,953人	8,953人	5,817人	5,817人	6,684人	6,684人	
		屋内収容物	499人	499人	373人	373人	380人	380人	
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		火災	212人	222人	355人	372人	1,168人	1,225人	
		ブロック塀等	10人	10人	79人	79人	218人	218人	
屋外落下物		0人	0人	0人	0人	1人	1人		
物的被害	建物 (原因別)	ゆれ液状化等による建物全壊							11,952棟
		ゆれ液状化等による建物半壊							22,210棟
		火災※4	2,168棟	2,259棟	4,195棟	4,378棟	12,915棟	13,546棟	
	交通	道路	別途 (P.28) 記載						
		鉄道	別途 (P.28) 記載						
	ライフライン	電力停電率	19.8%	19.8%	20.6%	20.7%	24.2%	24.5%	
		通信不通率	2.1%	2.1%	3.4%	3.5%	8.9%	9.3%	
		ガス供給停止率							80.5%
		上水道断水率							49.7%
		下水道管きよ被害率							6.6%
その他	帰宅困難者		—	—	44,303人	44,303人	44,303人	44,303人	
	避難者		244,132人	244,477人	251,759人	252,450人	284,558人	286,932人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		829台	829台	839台	840台	881台	885台	
	要配慮者死者数		648人	650人	340人	343人	616人	626人	
	自力脱出困難者		4,593人		2,886人		3,375人		
	災害廃棄物		249万t	249万t	253万t	254万t	273万t	274万t	

- ※1 建物棟数は総務省「令和2年度固定資産の価格等の概要調書」、夜間人口は総務省「令和2年国勢調査」、昼間人口は総務省「平成27年国勢調査」により作成
- ※2 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。
- ※3 要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。
- ※4 倒壊建物を含む。

第3章 足立区の概況と被害想定
第2節 地震災害の被害想定

条件	規模		多摩東部直下地震 (M7.3)						
	時期及び時刻		冬の朝 5時		冬の昼 12時		冬の夕方 18時		
	風速		4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	
人的被害	死者 (計)		683人	685人	333人	335人	629人	639人	
	原因別	ゆれ建物被害	611人	611人	266人	266人	394人	394人	
		屋内収容物	23人	23人	16人	16人	17人	17人	
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		火災	48人	50人	49人	51人	213人	223人	
		ブロック塀等	0人	0人	2人	2人	6人	6人	
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	負傷者 (計)		8,403人	8,412人	5,575人	5,584人	7,202人	7,244人	
	(重傷者) (計)		1,049人	1,052人	702人	704人	1,056人	1,068人	
	原因別	ゆれ建物被害	7,734人	7,734人	4,958人	4,958人	5,744人	5,744人	
		屋内収容物	477人	477人	357人	357人	364人	364人	
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		火災	183人	192人	189人	197人	898人	941人	
ブロック塀等		9人	9人	71人	71人	195人	195人		
屋外落下物		0人	0人	0人	0人	0人	0人		
物的被害	建物 (原因別)	ゆれ液状化等による建物全壊							9,935棟
		ゆれ液状化等による建物半壊							21,325棟
		火災※4	1,935棟	2,016棟	2,355棟	2,454棟	10,010棟	10,483棟	
	交通	道路							
		鉄道							
	ライフライン	電力停電率	16.1%	16.1%	16.3%	16.3%	19.5%	19.7%	
		通信不通率	1.8%	1.9%	2.1%	2.1%	6.9%	7.2%	
		ガス供給停止率							45.4%
		上水道断水率							46.3%
		下水道管きよ被害率							6.3%
その他	帰宅困難者		—	—	44,303人	44,303人	44,303人	44,303人	
	避難者		220,850人	221,165人	222,478人	222,942人	252,098人	253,931人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		769台	770台	771台	816台	810台	813台	
	要配慮者死者数		538人	539人	262人	264人	496人	504人	
	自力脱出困難者		3,766人		2,353人		2,761人		
	災害廃棄物		218万t	219万t	219万t	220万t	236万t	237万t	

- ※1 建物棟数は総務省「令和2年度固定資産の価格等の概要調書」、夜間人口は総務省「令和2年国勢調査」、昼間人口は総務省「平成27年国勢調査」により作成
- ※2 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。
- ※3 要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。
- ※4 倒壊建物を含む。

第1部 総則
第2部 防災に関する組織と活動内容
第3部 災害予防計画
第4部 災害応急対策計画
第5部 災害復旧計画
第6部 災害復興計画
第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ
付属編 火山対策

第3章 足立区の概況と被害想定
第2節 地震災害の被害想定

条件	規模		大正関東地震 (M8 クラス)						
	時期及び時刻		冬の朝 5時		冬の昼 12時		冬の夕方 18時		
	風速		4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	
人的被害	死者 (計)		130人	131人	68人	69人	105人	106人	
	原因別	ゆれ建物被害	108人	108人	46人	46人	69人	69人	
		屋内収容物	11人	11人	8人	8人	8人	8人	
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		火災	11人	12人	14人	15人	25人	26人	
		津波	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		ブロック塀等	0人	0人	1人	1人	2人	2人	
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	負傷者 (計)		2,863人	2,864人	1,800人	1,802人	2,231人	2,235人	
	(重傷者) (計)		202人	202人	146人	146人	200人	201人	
	原因別	ゆれ建物被害	2,613人	2,613人	1,573人	1,573人	1,894人	1,894人	
		屋内収容物	228人	228人	170人	170人	174人	174人	
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		火災	18人	19人	25人	28人	78人	82人	
ブロック塀等		4人	4人	31人	31人	85人	85人		
屋外落下物		0人	0人	0人	0人	0人	0人		
物的被害		建物 (原因別)	ゆれ液状化等による建物全壊						
	ゆれ液状化等による建物半壊								11,909棟
	地震火災※4		447棟	466棟	690棟	720棟	1,212棟	1,264棟	
	交通	道路							
		鉄道							
	ライフライン	電力停電率	3.9%	3.9%	4.0%	4.0%	4.3%	4.3%	
		通信不通率	0.4%	0.4%	0.6%	0.6%	0.9%	0.9%	
		ガス供給停止率							0.0%
		上水道断水率							22.7%
		下水道管きよ被害率							3.0%
その他	帰宅困難者	—	—	44,303人	44,303人	44,303人	44,303人		
	避難者	100,628人	100,715人	101,689人	101,820人	103,963人	104,189人		
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	475台	475台	476台	476台	480台	480台		
	要配慮者死者数	102人	103人	54人	54人	83人	83人		
	自力脱出困難者	739人		478人		550人			
	災害廃棄物	78万t	78万t	78万t	79万t	80万t	80万t		

- ※1 建物棟数は総務省「令和2年度固定資産の価格等の概要調書」、夜間人口は総務省「令和2年国勢調査」、昼間人口は総務省「平成27年国勢調査」により作成
- ※2 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。
- ※3 要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。
- ※4 倒壊建物を含む。

第1部 総則
第2部 防災に関する組織と活動内容
第3部 災害予防計画
第4部 災害応急対策計画
第5部 災害復旧計画
第6部 災害復興計画
第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ
付属編 火山対策

第3章 足立区の概況と被害想定
第2節 地震災害の被害想定

条件	規模		立川断層帯地震 (M7.4)						
	時期及び時刻		冬の朝 5時		冬の昼 12時		冬の夕方 18時		
	風速		4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	4 m/s	8 m/s	
人的被害	死者 (計)		1人	1人	2人	2人	3人	3人	
	原因別	ゆれ建物被害	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		屋内収容物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		火災	1人	1人	1人	2人	3人	3人	
		ブロック塀等	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		屋外落下物	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
	負傷者 (計)		73人	73人	54人	54人	61人	61人	
	(重傷者) (計)		1人	1人	1人	1人	2人	2人	
	原因別	ゆれ建物被害	12人	12人	5人	5人	9人	9人	
		屋内収容物	59人	59人	45人	45人	46人	46人	
		急傾斜地崩壊	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
		火災	2人	2人	3人	3人	6人	6人	
ブロック塀等		0人	0人	0人	0人	0人	0人		
屋外落下物		0人	0人	0人	0人	0人	0人		
物的被害	建物 (原因別)	ゆれ液状化等による建物全壊						15棟	
		ゆれ液状化等による建物半壊						360棟	
		火災※4	41棟	42棟	73棟	76棟	121棟	126棟	
	交通	道路							
		鉄道							
	ライフライン	電力停電率	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	
		通信不通率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	
		ガス供給停止率							0.0%
		上水道断水率							0.2%
		下水道管きよ被害率							1.1%
その他	帰宅困難者		—	—	44,303人	44,303人	44,303人	44,303人	
	避難者		6,309人	6,317人	6,464人	6,478人	6,693人	6,715人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		177台	177台	177台	177台	178台	178台	
	要配慮者死者数		1人	1人	1人	1人	2人	2人	
	自力脱出困難者		3人		2人		2人		
	災害廃棄物		3万t	3万t	3万t	3万t	3万t	3万t	

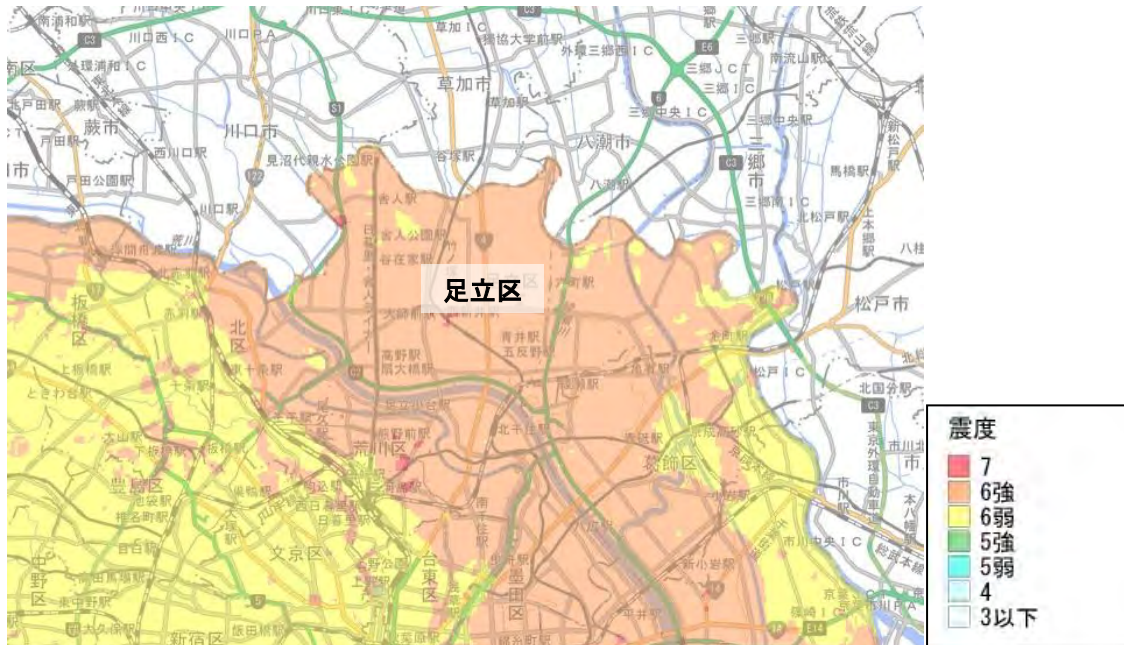
- ※1 建物棟数は総務省「令和2年度固定資産の価格等の概要調書」、夜間人口は総務省「令和2年国勢調査」、昼間人口は総務省「平成27年国勢調査」により作成
- ※2 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合がある。
- ※3 要配慮者は複数の属性を対象にしているが、属性間の重複は除去していない。
- ※4 倒壊建物を含む。

第1部 総則
第2部 防災に関する組織と活動内容
第3部 災害予防計画
第4部 災害応急対策計画
第5部 災害復旧計画
第6部 災害復興計画
第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ
付属編 火山対策

2 足立区における被害想定 解説

(1) 震度：都心南部直下地震（M7.3）時に、区のほぼ全域で震度6強となる。

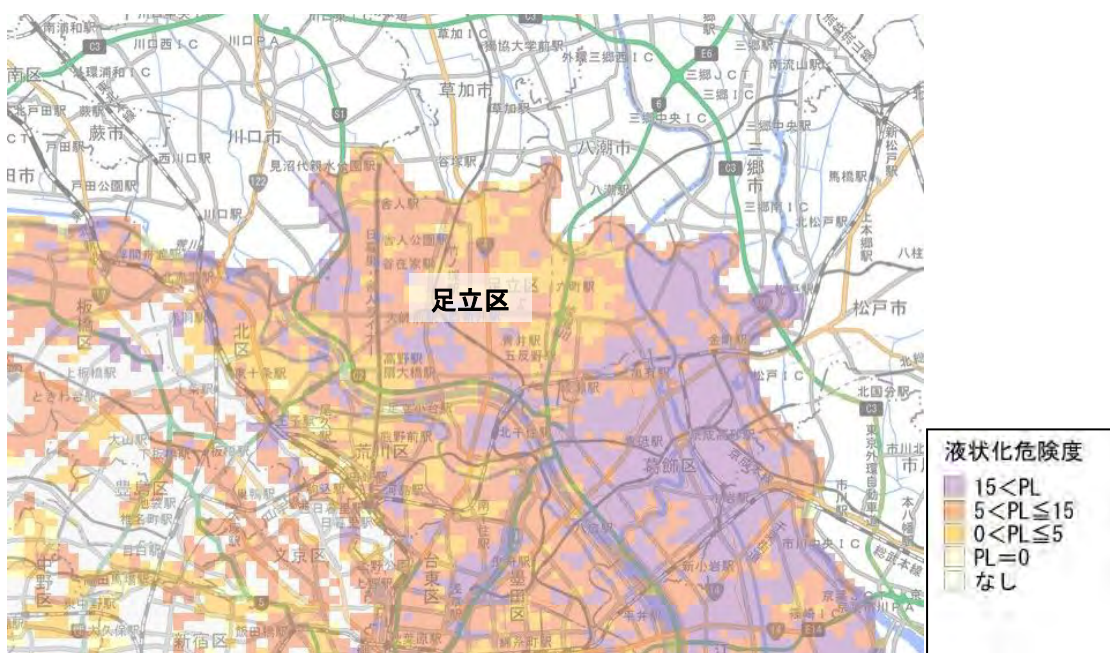
<震度分布：都心南部直下地震>



出典：東京都防災ホームページより東京被害想定デジタルマップを一部改編

(2) 液状化危険度：区全域で危険度が高い。

<液状化危険度分布：都心南部直下地震>



出典：東京都防災ホームページより東京被害想定デジタルマップを一部改編

第3章 足立区の概況と被害想定

第2節 地震災害の被害想定

(3) 津波の影響

首都直下地震等による東京の被害想定では、大正関東地震及び南海トラフ巨大地震における最大値の津波の高さが算出されており、発生する津波高は、都内の河川及び海岸の堤防を越える高さとはならない想定である。

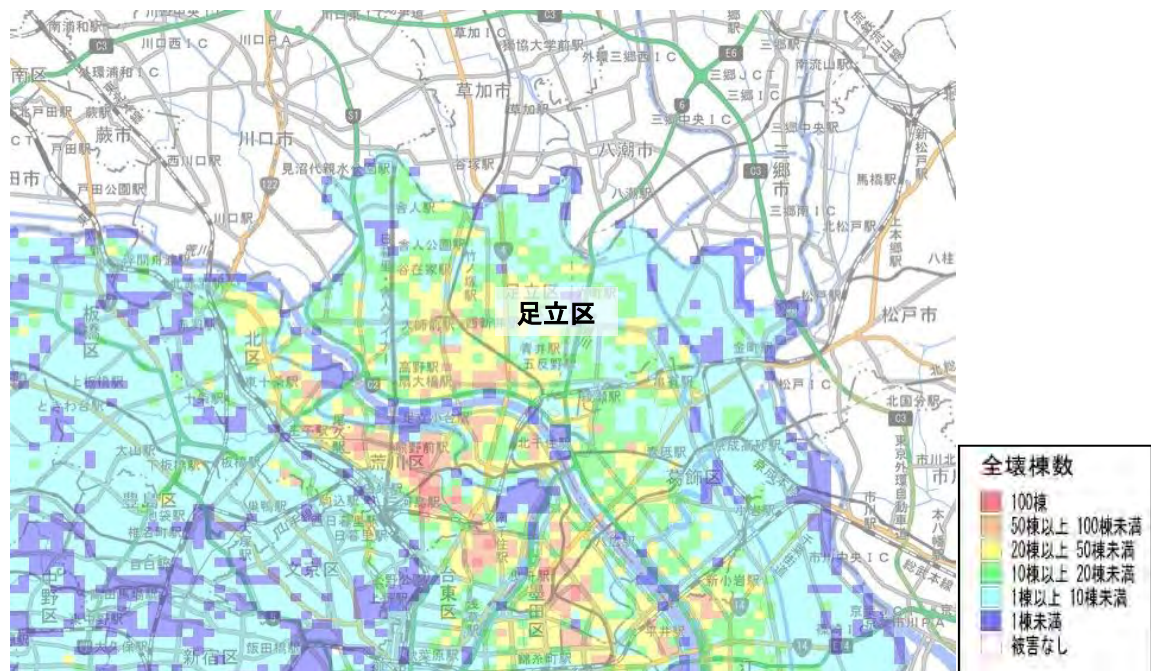
大正関東地震及び南海トラフ巨大地震で発生する津波高は、23区で最大約2.6mとなる想定であり、足立区においては、河川敷は浸水するが、住宅地等は浸水しない想定である。

(4) 建物被害

ア 建物の倒壊被害：都心南部直下地震で被害が最も大きくなり、区的全壊棟数は約12,000棟、半壊棟数は約22,000棟となっている。その中でも区南部の木造家屋密集市街地で多くの被害が生じる。

区は、木造建築物が他区と比較しても多いため、老朽木造建築物、木造建築物に対して密集市街地整備事業等を継続的に実施し、被害軽減につなげる必要がある。

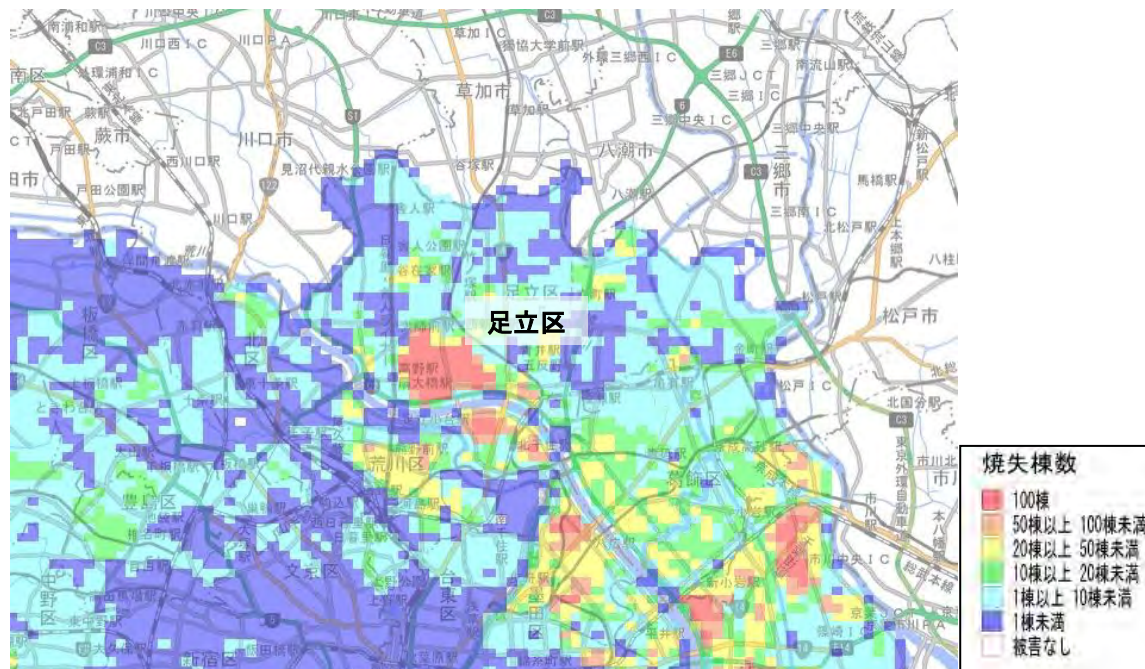
<建物倒壊被害分布：全壊—都心南部直下地震>



出典：東京都防災ホームページより東京被害想定デジタルマップを一部改編

イ 焼失棟数：都心南部直下地震（冬 18 時、風速 8 m/s）で被害が最も大きく、倒壊建物を含む焼失棟数は、約 14,000 棟となっている。その中でも環状七号線から荒川の間で多く被害が大きい。

＜建物焼失被害分布：都心南部直下地震＞



出典：東京都防災ホームページより東京被害想定デジタルマップを一部改編

(5) 人的被害

ア 死者数：都心南部直下地震（朝 5 時、風速 8 m/s）の場合が最大となり、800 人を超える。ゆれ建物被害、火災によるものが大部分を占める。

イ 負傷者数：都心南部直下地震（朝 5 時、風速 8 m/s）の場合が最大となり、約 10,000 人の負傷者が発生する。

第3章 足立区の概況と被害想定

第2節 地震災害の被害想定

(6) 道路施設被害

ア 道路施設被害：都心南部直下地震において最大となり、落橋や橋の変形など、短期的には救助活動や緊急物資の輸送路としての機能等を回復できない大きな被害が発生するのは、東京都区部における都道で0.2%、区道で0.1%程度である。

イ 細街路における閉塞の発生：区部で閉塞率15%以上の地域の割合が最も高くなるのは、都心南部直下地震であり、区南部では、閉塞率が15%を超える地域もある。なお、都内で閉塞率15%以上の地域の割合が最も高くなるのは多摩東部直下地震の場合であり、21.7%発生する。

ウ 鉄道施設被害：機能障害に至る程度の橋梁や高架橋の被害といった大きな被害は、都心南部直下地震において区部全体でも0.1%未満とほとんど発生しない。ただし、沿線の延焼火災に伴う架線の焼失、土砂崩れによる線路の閉塞、走行中の電車の脱線事故等の被災は、定量評価結果には含まれていないため、被災状況により、被害が大幅に増加し、復旧期間が長期化する可能性がある点に留意する必要がある。

<細街路閉塞の可能性があるエリア：都心南部直下地震>

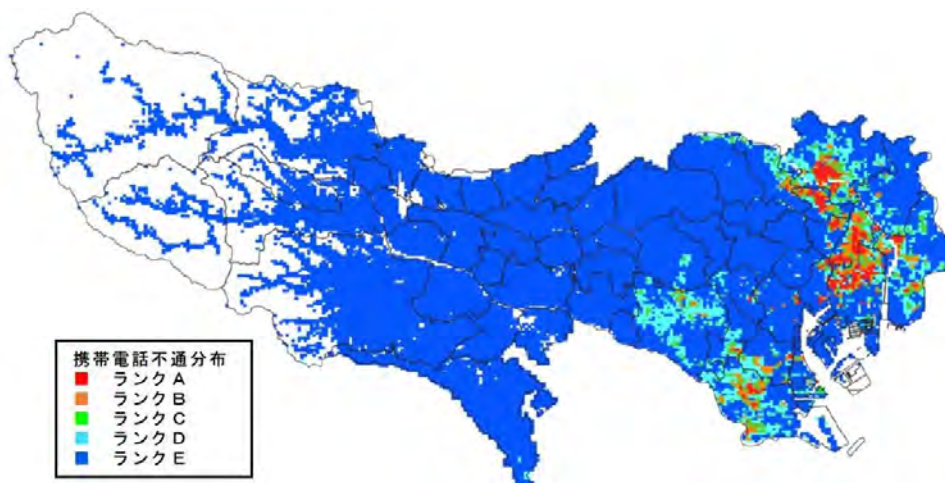


出典：東京都防災ホームページより東京被害想定デジタルマップを一部改編

(7) ライフライン被害

- ア 電力：足立区では、都心南部直下地震（冬 18 時、風速 8 m/s）で被害が最も大きく、停電率は 24.5%となる。
- イ 通信：足立区では、固定電話の通信不通率が都心南部直下地震において 9.3%となる。携帯電話の不通回線率もランク A（停電率、不通回線率の少なくとも一方が 50%以上となる地域）となる地域がある。
- ウ ガス：足立区では、都心南部直下地震で被害が最も大きく、約 80%の供給停止率となる。
- エ 上水道：足立区では、都心南部直下地震で被害が最も大きく、断水率は 49.7%となる。
- オ 下水道：足立区では、都心南部直下地震で被害が最も大きく、管きよ被害率は 6.6%となる。

<携帯電話の不通ランク分布：都心南部直下地震>



出典：東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和 4 年 5 月）を一部改編

第3章 足立区の概況と被害想定

第2節 地震災害の被害想定

(8) 避難者、帰宅困難者等

ア 避難者：都心南部直下地震で最大となり、冬 18 時・風速 8 m/s の条件では、約 29 万人で、区内人口約 68 万人の 4 割強となる。多摩東部直下地震の冬 18 時・風速 8 m/s の条件では、約 25 万人で、区内人口約 68 万人の 3 割強となる。

イ 帰宅困難者：北千住駅は、5 路線が乗り入れ、1 日の平均乗降客数が 130 万人を超える首都圏有数のターミナルである。このため、乗換利用が多く、発災時間によっては、駅構内に多くの滞留者が発生する。駅周辺の滞留者は駅屋内、屋外を含め 3.5 万人程度となる。待機人口等を含めた帰宅困難者は 7 万人程度となる。

ウ 駅周辺滞留者：それぞれの駅における駅周辺滞留者は、下表に示すとおりである。

【区内鉄道駅における駅周辺滞留者】

駅名	利用者数	屋内滞留者	屋外滞留者	駅周辺滞留者計
JR 東日本				
北千住 (※)	696,024	32,144	4,392	36,536
つくばエクスプレス (TX)				
青井	13,288	(298)	(41)	(338)
六町	34,213	(747)	(102)	(849)
東武鉄道				
堀切	4,217	(94)	(13)	(107)
牛田	20,820	(475)	(65)	(540)
小菅	6,261	(140)	(19)	(159)
五反野	36,724	(805)	(110)	(914)
梅島	35,416	(794)	(108)	(902)
西新井	62,984	(1,427)	(195)	(1,622)
竹ノ塚	67,699	(1,506)	(206)	(1,711)
大師前	12,621	(291)	(40)	(330)
京成電鉄				
千住大橋	16,762	(369)	(50)	(419)
京成関屋	23,344	(531)	(73)	(603)
東京地下鉄				
綾瀬	79,340	(1,760)	(240)	(2,000)
北綾瀬	43,371	(946)	(129)	(1,075)
日暮里・舎人ライナー				
足立小台	3,685	(83)	(11)	(95)
扇大橋	10,663	(231)	(32)	(262)
高野	6,634	(145)	(20)	(164)
江北	12,957	(293)	(40)	(333)
西新井大師西	12,405	(274)	(38)	(312)
谷在家	11,064	(247)	(34)	(281)
舎人公園	5,729	(112)	(15)	(128)
舎人	9,542	(212)	(29)	(241)
見沼代親水公園	13,889	(309)	(42)	(351)

※ 北千住駅は乗換利用を含む（JR 東日本、つくばエクスプレス、東武鉄道、東京地下鉄（日比谷線）、東京地下鉄（千代田線）の 5 駅の乗車人数の合計）。

※ 各駅の利用者数は令和 6 年度の一日乗降車人数の平均値。（「令和 7 年 数字で見る足立より」）

ただし、北千住駅については、令和 5 年度の数値を採用している（令和 6 年度の JR 数値未発表のため）

※ () で示した各駅の滞留者数は、令和 4 年度の北千住駅の数値（「首都直下地震等による東京の被害想定」より）をもとに駅利用者数の比によって算出した参考値。

エ エレベーター停止：都心南部直下地震（冬 18 時、風速 8 m/s）で最大となり、区内で約 900 台が停止する。

オ 要配慮者への被害：都心南部直下地震（冬朝 5 時・風速 8 m/s）で最大となり、600 人以上の死者が発生する。また、多摩東部直下地震（冬朝 5 時・風速 8 m/s）で、500 人以上の死者が発生する。負傷者は、都心南部直下地震（冬朝 5 時・風速 8 m/s）で 7,000 人以上となり、多摩東部直下地震（冬朝 5 時・風速 8 m/s）で 6,000 人以上となる。（※）

〔 ※ 要配慮者への被害における負傷者数は、死者総数（約 800 人）と負傷者総数（約 10,000 人）の比より算出。 〕

カ 自力脱出困難者：都心南部直下地震（屋内滞留人口が多い朝 5 時）で最大となり、約 5,000 人発生する。建物全壊による影響が大きく、区は当該被害の数値が高い。

キ 震災廃棄物：都心南部直下地震（冬 18 時・風速 8 m/s）で最大となり、約 274 万 t が発生する。建物の全壊・半壊、焼失等による影響が大きい。

(9) 定性的な被害（定量的に示すことが困難な被害）

都の被害想定は、東日本大震災や平成 28 年熊本地震など、全国各地で発生した大規模地震において蓄積された最新の知見等をもとに実施している。

また、今回の被害想定を実施するにあたり、最新のデータ等を活用し、被害想定精度向上を図っている。

しかし、地震発生メカニズムや、発生した地震による被害実態など、被害想定を実施する上での技術的な課題は多く残されている状況である。

また、定量化が可能な事象についても、いくつかの仮説を積み重ねて算定したものであり、被害想定結果がすべての被害事象を表しているわけではない。

さらに、科学的な知見に基づき定量化することができる事項は限られるため、定量化された被害数値のみをもって、首都直下地震等の発生時の被害実態とすることは、発災時に実際に都内で起こりうる被害を過小評価することとなり、様々なリスクに対する必要な都民の備えや行政による対策がおろそかになってしまう可能性もある。

そのため、都は、今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相も参考としつつ、東京の地勢や地域特性による特有の状況等を踏まえ、「首都直下地震」の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示し、都民や地域、民間企業等の防災意識の向上と自発的な防災活動を促すとともに、都や関係機関が防災対策を検討する上での基礎資料となるよう被害様相としてまとめた。

なお、本被害の様相は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際には首都直下地震等が発生した場合に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。

定性的な東京都の被害シナリオの例を以下に示す。

第3章 足立区の概況と被害想定

第2節 地震災害の被害想定

ア 身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相

(ア) インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き

身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相①
～首都直下地震が発生すると…(インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き)～

想定条件 マグニチュード7.3/震/18時/風速8m/s

被災者をとりまく様相	電力	上水道	下水道	ガス	通信	鉄道	道路
<p>被災後当面の間は、ライフライン寸断等、被災生活に大きな支障</p> <p>▼液化化地域では、住宅の傾斜など、継続的な居住や日常生活が困難化</p> <p>▼長周期地震動により固定されていない本棚等が転倒したり、家具、ピアノ、コピー機等が大きく移動し、人に衝突</p> <p>▼本や食器、窓ガラス等が飛散し、ストーブ等の火気器具が転倒</p> <p>▼停電で住宅のエレベーターが停止</p> <p>▼ライフライン停止等により、空調やトイレ等が利用できない状態が継続</p> <p>▼品切れにより飲食料等生活必需品の確保が困難化</p> <p>▼ライフラインの状況により空調やトイレ等の一部が利用できない状態が継続</p> <p>▼電力が復旧しても、保守業者による点検が終了するまでは、エレベーターが使用できないため、復旧が長期化する可能性</p> <p>▼過剰な購買や買占めにより生活必需品の品薄状態が継続</p> <p>▼自宅の再建や修繕を望んでも、業者や職人等の確保が困難</p>	<p>▼広い地域で計画停電が実施される可能性</p> <p>▼徐々に停電が減少</p> <p>▼発電所の停止など、電力供給量が不足し、電力需要が抑制されない場合などは、計画停電が継続する可能性</p> <p>▼建物倒壊や焼失など復旧困難エリアが除去され、安全点検の終了や管路の復旧により、多くの地域で供給が再開</p>	<p>▼断水が発生</p> <p>▼断水の復旧は限定的</p> <p>▼断水・濁水は段階的に解消されるが、浄水施設等の被災による断水は継続</p> <p>▼断水は概ね解消するが、浄水施設等が被災した場合、断水が長期化する可能性</p>	<p>▼下水利用が制限</p> <p>▼一部地域で下水利用が困難な状況が継続</p> <p>▼排水管等の修理が終了するまで、集合住宅では、水道供給が再開してもトイレ利用が不可</p> <p>▼多くの地域で利用制限解除</p> <p>▼排水管等の修理が終了するまで、集合住宅では、水道供給が再開してもトイレ利用が不可</p>	<p>▼一般家庭で使用される低圧ガスは、安全措置が作動し、広域的に供給が停止</p> <p>▼各家庭でも、震度5弱程度以上で自動遮断</p> <p>▼低圧ガス管路の安全点検や復旧作業が終了せず、一部の利用者への供給停止が継続</p> <p>▼安全点検の終了や管路の復旧により、建物倒壊や焼失など復旧困難エリアを除き多くの地域で供給が再開</p>	<p>▼音声通信やパケット通信の利用に支障</p> <p>▼継続により音声通話はつながりにくくなる</p> <p>▼メール、SNS等の大幅な遅延等が発生</p> <p>▼携帯基地局電源の枯渇により不通エリア拡大の可能性</p> <p>▼音声通信もパケット通信も利用困難が継続</p> <p>▼順次、通信が回復</p> <p>▼通信設備の被害状況によっては、電話やインターネット等通信が長期に渡り不通となる可能性</p>	<p>▼点検や被災等で、都内のJR在来線、私鉄、地下鉄が運行停止</p> <p>▼新幹線も運行停止し、都外からの来街者の多くが帰宅困難</p> <p>▼道路寸断や、交通規制、渋滞等により、バス等の代替交通による移動も困難</p> <p>▼復旧完了区間から順次運行が再開するが多くの区間で運行停止が継続</p> <p>▼橋脚などの大規模被害や線路閉塞、車両脱線等が発生した場合復旧まで1か月以上の期間が必要となる可能性</p>	<p>▼高速道路及び主要一般道において、交通規制が実施され、一般車両の通行が規制</p> <p>▼環状七号線の内側方向への流入禁止等の交通規制が実施</p> <p>▼ガソリンスタンドは当面給油不能が長蛇の列</p> <p>▼高速道路や主要道路で交通規制が継続</p> <p>▼通行可能な道路において、鉄道等の運休継続で車中利用が増え、慢性的な渋滞が継続</p> <p>▼高速道路や直轄国道等の主要路線は段階的に交通規制解除</p> <p>▼その他道路では段階的に閉塞や交通規制が継続する可能性</p> <p>▼土砂災害等により道路が寸断された場合復旧まで1か月以上を要する可能性</p> <p>▼羽田空港等は、徐々に一般利用者の輸送を再開</p>
<p>1週間後</p> <p>1か月後</p>							

◆ 被災後当面の間は、ライフラインや公共交通機関など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれ

(イ) 救出救助機関等による応急対策活動の展開

身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相②
～首都直下地震が発生すると…(救出救助機関等による応急対策活動の展開)～

想定条件 マグニチュード7.3/震/18時/風速8m/s

応急対策活動をとる様相	道路、輸送拠点等	通信
<p>大規模地震の発生を受け、全国からの応援とともに、警察・消防・自衛隊等の関係機関による救出救助等の応急活動が、各地で展開される。</p> <p>▼耐震性の低い木造建物やビル・マンションの倒壊等が発生し、多数の閉じ込めが発生</p> <p>▼住宅や事業所の火気・電気器具等から出火し、同時多発火災が発生。鎮火まで24時間以上必要(特に木造住宅密集地域では被害が顕著)</p> <p>▼火災旋風や強風下での地震が発生した場合、飛び火等によりさらなる広域延焼が発生する可能性</p> <p>▼タンク等から可燃性物質の漏洩等による出火が発生する可能性</p> <p>▼落橋等により、列車や車の事故、転落等が発生する可能性</p> <p>▼斜面崩壊が発生し、道路寸断による集落の孤立等発生する可能性</p> <p>▼強い余震により、木造で倒壊しなかった建物の倒壊など、被害拡大の可能性</p> <p>▼復電時の電気機器のショートなど、通電火災等が発生する可能性</p> <p>▼周辺道路の障害物が除去されていない場合、消火活動が妨げられ鎮火が遅れる可能性</p> <p>▼強い余震や集中豪雨等が発生した場合は、より大規模な斜面崩壊等が発生し、被害が拡大する可能性</p> <p>▼高齢者や既往症を持つ人などが、避難所等の慣れない環境での生活により、病状が悪化し、死亡する事例が増加(震災関連死)</p> <p>▼強い余震が発生した場合、本震では倒壊しなかった建物が倒壊するなど、さらなる被害拡大の可能性</p> <p>▼地震後に豪雨等が発生した場合は、より大規模な斜面崩壊や地すべり、土石流が発生し、被害が拡大する可能性</p> <p>▼高齢者や既往症を持つ人などが、避難所等の慣れない環境での生活により、病状が悪化し、死亡する事例が増加(震災関連死)</p>	<p>▼橋梁等の被害、沿道建物や電柱等の倒壊、道路沿線での延焼火災、液化化に伴う段差、トンネルの天井落下等の被害が発生し、至る所で道路寸断が発生し、被害状況の確認や救出救助、消火活動等が困難化</p> <p>▼停電に伴う信号機等の滅灯により、交通事故や渋滞が多発し、緊急通行車両の移動が困難化する可能性</p> <p>▼施設したまま放置された車両が、渋滞の助長や緊急通行車両の活動の妨げとなる可能性</p> <p>▼道路閉塞で生じた障害物を道路上に仮置きするため、車線が限定され、救出救助活動等の遅延が発生</p> <p>▼空港は、滑走路等、航空機の発着に支障がある被害を確認するため一時閉鎖</p> <p>▼多数の避難者、帰宅困難者等が公園やグラウンド等に滞留し、ヘリコプターの離発着に使用できない可能性</p> <p>▼高速道路や国道、都道等の主要道路は、一部で通行不能区間が残るが、緊急輸送道路の閉塞は概ね完了</p> <p>▼細街路が多い地域等では、障害物等の撤去が進まず、救出救助活動や物資や医療搬送等への影響が継続</p> <p>▼空港は支障がないと判断され次第、直ちに緊急輸送ネットワーク拠点として運用(被害が深刻な場合は利用開始が遅延)</p> <p>▼道路被害や渋滞、港湾の被害の影響により、燃料供給が遅滞した場合、災害対応車両等への燃料が不足する可能性</p> <p>▼高速道路及び直轄国道等の主要路線で段階的に交通規制が解除</p> <p>▼生活道路等において、道路管理者や周辺住民による道路閉塞が徐々に進展</p> <p>▼被害が多いと、重機等がすべての現場に行き渡らず、道路の閉鎖作業が長期化</p> <p>▼土砂災害等により道路が寸断された場合、復旧までは数か月以上を要する可能性</p> <p>▼羽田空港等は、救出救助活動や物資輸送拠点として運用を継続しつつ、徐々に一般利用者の輸送を再開</p>	<p>▼電話通信が大量に発生し、通話の輻輳が生じるが、一般通話を制する一方で、警察、消防や災害対策本部等の重要な通話は優先的に確保</p> <p>▼多くの基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大</p> <p>▼計画停電が実施される場合、基地局の停電等により、さらなる通信障害が発生する可能性</p> <p>▼停電継続地域において、交換機等の非常用発電機の燃料が枯渇した場合、通信確保が困難化</p>
<p>1週間後</p> <p>1か月後</p>		

◆ 道路などの緊急輸送ルートが確保できない場合、応急対策人員・物資の円滑な移動・活動が困難を極め、救出救助や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれ

(ウ) 避難所での避難生活

身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相③
～首都直下地震が発生すると…(避難所での避難生活)～

想定条件 マグニチュード7.3/深/18km/風速8m/s

避難所をとりまく様相	電力・通信	飲食・物資	トイレ・衛生
<p>自宅が揺れに伴い損傷を受け、ライフラインも不通となったため、避難所へ避難する。</p> <p>▼避難者に加え帰宅困難者も避難所に殺到し、収容力を越える事態が発生</p> <p>▼停電や通信の途絶等により、避難者数の把握や安否確認、必要な物資の把握が困難化</p> <p>▼住民同士のつながりが希薄な地域では、助け合いが進まず、避難所の運営等が混乱するおそれ</p> <p>▼在宅避難者の家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加</p> <p>▼必要なスペースや物資の確保等のケアが行き渡らず避難者のストレスが増加</p> <p>▼ごみ・尿処理収集の遅れにより、生活ごみやし尿が回収されず避難所衛生状態が急速に悪化</p> <p>▼過密やプライバシー欠如、劣悪な衛生環境等を忌避し、屋外に避難する避難者が発生</p> <p>▼高齢者や既往症を持つ人などが、慣れない環境での生活により病状が悪化する可能性</p> <p>▼プライバシー不足や生活ルール、ペット等に関するトラブル増加</p> <p>▼避難所へ避難していた避難者が、自宅等へ戻り始める</p> <p>▼道路寸断や交通機関の状況の違い等により、支援物資やボランティアの供給にばらつきが発生</p> <p>▼高齢者や既往症を持つ人などが、慣れない環境での生活により病状が悪化する可能性</p> <p>▼避難者、特に外国人など、生活習慣や文化等が異なる人たちの精神的負担が増大</p> <p>▼ライフライン復旧や交通機関再開に伴い、避難者が自宅や親戚・知人宅、応急仮設住宅等に移り、避難者数が減少</p> <p>▼自宅や他の避難先等へ移動した避難者の所在把握が困難化</p>	<p>▼スマートフォン等のバッテリーが切れ、家族との連絡等が困難化</p> <p>▼多くの携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不適地域がさらに拡大</p> <p>▼利用可能地域でも輻輳により、携帯電話の通話がつながりなくなる</p> <p>▼メール、SNS等の大幅な遅延等が発生</p> <p>▼発電機の燃料が枯渇した避難所等では、テレビやスマートフォンによる情報収集や、照明、空調等の利用が困難化</p> <p>▼計画停電が実施される場合、基地局の停波等により、さらなる通信障害が発生する可能性</p> <p>▼停電により空調が利用できず、熱中症や脱水症状になったり、寒さから風邪をひく等、体調を崩す可能性</p>	<p>▼備蓄により飲用水が確保されるが給水量による給水は限定的</p> <p>▼臨時の避難所等を把握できず、食料や救援物資等が配給されない事態が発生</p> <p>▼避難所外避難者等が飲食物を取りに訪れるため、避難所物資が早期に枯渇する可能性</p> <p>▼道路被害や渋滞等により、必要なタイミングで必要量の物資を供給することが困難化</p> <p>▼段ボールベッド等、要配慮者の避難所生活環境改善に資する物資が不足</p> <p>▼必要とする情報や物資等が変化・多様化し、行政が避難者のニーズに対応しきれなくなる</p> <p>▼物資不足が長期化した場合、略奪や窃盗など、治安の悪化を招く可能性</p>	<p>▼管理等が適切に行われず、避難所や仮設トイレの衛生環境が急速に悪化する可能性</p> <p>▼特に夏季においては感染症の発生につながる可能性</p> <p>▼汲み取り式のトイレでは、パキュームカーの不足等で早期に使用が困難化</p> <p>▼燃料が枯渇した場合、非常用電源で機能していた水洗トイレが機能を停止し、使用困難化</p> <p>▼衛生環境が悪化した場合に、インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス等の感染症が蔓延する可能性</p> <p>▼清掃が行き届かず、ほごりが舞うことによる気管支炎を発生し、特に喘息等の既往症を有する人は症状が悪化する可能性</p>
<p>1週間後</p> <p>▼自宅の片づけ等のために一時帰宅した際に、大きな余震が発生すると、本震で脆弱化していた建物の倒壊等により、死傷者が増加する可能性</p> <p>▼家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加</p> <p>▼大きな余震が続く場合、在宅避難者が不安等を感じ、屋外に避難するが、冬季は体調悪化による被害の拡大が懸念</p> <p>▼生活ごみや片付けごみが、回収されずに取り残されたり、不法に捨てられたりして、悪臭などの問題が発生</p> <p>▼心身機能の低下により、生活不活病となるなど、体調を崩す人が増加</p> <p>▼電力が復旧しても、保守業者による点検が終了するまでは、エレベーターが使用できず、復旧が長期化する可能性</p> <p>▼心身機能の低下により、生活不活病となるなど、体調を崩す人がさらに増加</p> <p>▼自宅の再建や修繕を望んでも、建設業者や職人等が確保できない可能性</p>	<p>▼需要を抑制し、供給とのバランスを図るため、広い地域で計画停電が実施される可能性</p> <p>▼多くの携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不適地域がさらに拡大</p> <p>▼利用可能地域でも、輻輳により、携帯電話の通話がつながりなくなる</p> <p>▼メール、SNS等の大幅な遅延等が発生</p> <p>▼停電が発生した地域では、電源を利用する電話機(留守番電話、光回線利用型電話等)や、インターネット通信機器(ルーター等)は使用不能</p> <p>▼発電所の停止など、電力供給量が不足し、利用の自粛が不十分な場合や電力需要が抑制されない場合計画停電が継続される可能性</p> <p>▼計画停電が実施される場合、基地局の停波や、自宅のWi-Fi設備の機能停止により、さらなる通信障害が発生する可能性</p> <p>▼停電が継続する地域では、電源を利用する電話機(留守番電話、光回線利用型電話等)や、インターネット通信機器(ルーター等)は使用不能</p> <p>▼停電により空調が使用できず、熱中症や脱水症状になったり、寒さから風邪をひく等、体調を崩す可能性</p>	<p>▼スーパーやコンビニで、飲食物や生活必需品等が売り切れ、物資を確保することが困難化</p> <p>▼避難所外避難者等が、飲食物を受け取りに来るため、避難所の物資が早期枯渇する可能性</p> <p>▼応急給水拠点に、多数の住民が殺到し、長蛇の列となり、夏場などに炎天下で給水を待つ住民が熱中症などになる可能性</p> <p>▼高架水槽を設置する住宅では、水道が供給されていても、停電や計画停電が継続した場合、揚水できず、水道が使えない状態が継続する可能性</p> <p>▼道路閉鎖やサブリチェン復旧の状況により、地域ごとに店舗での品ぞろえに偏りが生じる可能性</p> <p>▼余震等への不安などから過剰な購買行動が発生し、慢性的な品不足が継続する可能性</p> <p>▼受水槽や給水管など、住宅内の給水設備が被害を受けた場合、断水が継続し、復旧が長期化する可能性</p>	<p>▼マンション等の集合住宅では、水道が供給されていても、排水管等の修理が終了していない場合、トイレ利用が不可</p> <p>▼家庭内備蓄をしていた携帯トイレが枯渇したり、トイレが使用できない期間が長期化した場合、在宅避難が困難化</p>

12

被害が甚大な地域での避難所生活は、発災直後の混乱のみならず、電力・通信、飲食・物資、トイレ・衛生など、様々な課題が発生し、時間を追うごとに多様化

(エ) 住み慣れた自宅等での避難生活

身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相④
～首都直下地震が発生すると…(住み慣れた自宅等での避難生活)～

想定条件 マグニチュード7.3/深/18km/風速8m/s

自宅をとりまく様相	電力・通信	飲食・物資	トイレ・衛生
<p>強い揺れが襲い、ライフラインも不通となったが、幸いにも自宅は大きな被害もなく、周囲も火災などの危険はない。また、備蓄もある程度していたため、在宅避難を開始することに。</p> <p>▼大きな揺れや長周期地震動により、中高層階を中心に歩くことが困難化。未固定の本棚の転倒や、キャスター付きの家具やコピー機等の移動で人に衝突</p> <p>▼マンションの中高層階ではエレベーターの停止により地上との往復が困難となり、十分な備えがない場合、在宅避難が困難化</p> <p>▼液状化が発生した地域では、住宅の傾斜や断水の発生等により居住が困難化</p> <p>▼自宅の片づけ等のために一時帰宅した際に、大きな余震が発生すると、本震で脆弱化していた建物の倒壊等により、死傷者が増加する可能性</p> <p>▼家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加</p> <p>▼大きな余震が続く場合、在宅避難者が不安等を感じ、屋外に避難するが、冬季は体調悪化による被害の拡大が懸念</p> <p>▼生活ごみや片付けごみが、回収されずに取り残されたり、不法に捨てられたりして、悪臭などの問題が発生</p> <p>▼心身機能の低下により、生活不活病となるなど、体調を崩す人が増加</p> <p>▼電力が復旧しても、保守業者による点検が終了するまでは、エレベーターが使用できず、復旧が長期化する可能性</p> <p>▼心身機能の低下により、生活不活病となるなど、体調を崩す人がさらに増加</p> <p>▼自宅の再建や修繕を望んでも、建設業者や職人等が確保できない可能性</p>	<p>▼需要を抑制し、供給とのバランスを図るため、広い地域で計画停電が実施される可能性</p> <p>▼多くの携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不適地域がさらに拡大</p> <p>▼利用可能地域でも、輻輳により、携帯電話の通話がつながりなくなる</p> <p>▼メール、SNS等の大幅な遅延等が発生</p> <p>▼停電が発生した地域では、電源を利用する電話機(留守番電話、光回線利用型電話等)や、インターネット通信機器(ルーター等)は使用不能</p> <p>▼発電所の停止など、電力供給量が不足し、利用の自粛が不十分な場合や電力需要が抑制されない場合計画停電が継続される可能性</p> <p>▼計画停電が実施される場合、基地局の停波や、自宅のWi-Fi設備の機能停止により、さらなる通信障害が発生する可能性</p> <p>▼停電が継続する地域では、電源を利用する電話機(留守番電話、光回線利用型電話等)や、インターネット通信機器(ルーター等)は使用不能</p> <p>▼停電により空調が使用できず、熱中症や脱水症状になったり、寒さから風邪をひく等、体調を崩す可能性</p>	<p>▼スーパーやコンビニで、飲食物や生活必需品等が売り切れ、物資を確保することが困難化</p> <p>▼避難所外避難者等が、飲食物を受け取りに来るため、避難所の物資が早期枯渇する可能性</p> <p>▼応急給水拠点に、多数の住民が殺到し、長蛇の列となり、夏場などに炎天下で給水を待つ住民が熱中症などになる可能性</p> <p>▼高架水槽を設置する住宅では、水道が供給されていても、停電や計画停電が継続した場合、揚水できず、水道が使えない状態が継続する可能性</p> <p>▼道路閉鎖やサブリチェン復旧の状況により、地域ごとに店舗での品ぞろえに偏りが生じる可能性</p> <p>▼余震等への不安などから過剰な購買行動が発生し、慢性的な品不足が継続する可能性</p> <p>▼受水槽や給水管など、住宅内の給水設備が被害を受けた場合、断水が継続し、復旧が長期化する可能性</p>	<p>▼マンション等の集合住宅では、水道が供給されていても、排水管等の修理が終了していない場合、トイレ利用が不可</p> <p>▼家庭内備蓄をしていた携帯トイレが枯渇したり、トイレが使用できない期間が長期化した場合、在宅避難が困難化</p>

13

自宅が安全な場合、日頃から十分に備えておくことで住み慣れた自宅に留まることは有効だが、ライフライン復旧が長期化した場合、生活が徐々に困難化していく

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第3章 足立区の概況と被害想定
第2節 地震災害の被害想定

(オ) 帰宅困難者を取りまく状況

身の回り起こり得る災害シナリオと被害の様相⑤
～首都直下地震が発生すると…(帰宅困難者を取りまく状況)～

※ 被害の様相は一つの想定として作成したものであり、実際の被害時に、類似した被害の様相とあつた被害が発生するものではないことに留意が必要

想定条件 マグニチュード7.3/深/18km/風速8m/s

	帰宅困難者を取りまく様相	電力・通信	飲食・物資	トイレ・衛生
発災直後	<p>繁華街で買い物途中、突然大きな揺れに襲われた。駅に向かうも電車は運転見合わせとなっている。家族とも連絡がとれず、途方に暮れている。</p> <p>通信の途絶等により家族の安否が確認できず、多くの人々が徒歩や自転車等で自宅に帰ろうとする</p> <p>余震による看板の落下や延焼火災等の二次災害に、帰宅困難者が巻き込まれる等により、徒歩による帰宅が困難化</p> <p>公共交通機関の運休等により、子供等の保育園等からの迎えが困難化</p> <p>スーパー・コンビニ等は、被災により利用できなくなったり、早期に在庫が枯渇</p> <p>帰宅困難者が一時滞在施設等に多数殺到し、周辺が混乱する可能性</p> <p>一時滞在施設の場所等がわからず、帰宅困難者が避難所へ多数訪れる</p> <p>非常用電源等が整備されていない一時滞在施設では、停電により、空調が停止し、季節によっては滞在継続が困難化</p> <p>オフィスビル等では窓の閉鎖ができず、夏季の発災などで空調停止した場合、滞在が困難となり、さらに多くの従業員や施設利用者が路上に溢れ出す</p> <p>自宅等へ移動する人や屋外に滞留する人で道路上が混雑し、救命救急、消火活動等に苦しい支障</p> <p>夜間・休日等の発災は、交通機関の運行停止に伴い従業員の出勤が困難</p>	<p>帰宅困難者の持つ携帯電話・スマートフォン等のバッテリーが切れ、家族等との連絡や安否確認が困難化</p> <p>公共電話はこの10年間で半減しており、残された公共電話に長蛇の列が発生</p> <p>災害用伝言ダイヤル(171)、災害用伝言板(web171)の運用を開始</p> <p>多くの携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不適地域がさらに拡大</p> <p>携帯電話が利用可能な地域でも、輻輳により音声通話はつながりにくくなる。メール、SNS等の大幅な遅延等が発生</p>	<p>自宅等に帰ろうとする帰宅困難者が飲食料を取り一時滞在施設等へ殺到し、備蓄物資が早期に枯渇する可能性</p> <p>帰宅困難者等が避難所に飲食料を受け取りに来るため、避難所物資が早期に枯渇する可能性</p>	<p>停電や断水等により、公共施設やコンビニ等のトイレが利用できない</p> <p>非常用電源等が整備されていない一時滞在施設等では、断水や排水管の支障等により、水洗トイレが利用できない</p>
1日後	<p>道路寸断や交通規制等によりバス等による代替輸送も困難化するため、道路・鉄道の復旧が長期化する地域では、勤務先、通学先や一時滞在施設等での滞在期間が長期化</p> <p>保護者等が保育園等へ迎えに行けない状態が続くと、保育士等も帰宅できず、保育園等にとどまり続ける必要</p> <p>滞在期間長期化に伴い、勤務先や通学先、一時滞在施設における食料やトイレなどの滞在環境の確保が困難化</p> <p>運行を再開した区間では、駅やその周辺に多くの人々が殺到</p> <p>深夜から早朝の時間帯や休日に発災した場合は、公共交通機関の運行停止に伴い事業所等に十分な数の従業員が出勤できない状態が一週間以上継続し、業務継続が困難化</p>	<p>計画停電が実施される場合、基地局の停波等により、さらなる通信障害が発生する可能性</p> <p>発電機の燃料が枯渇した一時滞在施設等では、テレビやスマートフォンによる情報収集や、照明、空調等の利用が困難化</p> <p>停電により空調が利用できず、熱中症や脱水症状になったり、寒さから風邪をひく等、体調を崩す可能性</p>	<p>一時滞在施設等に想定以上の帰宅困難者が殺到した場合、帰宅困難者用物資がより早期に枯渇する可能性</p>	<p>帰宅困難者が滞在する職場・学校・一時滞在施設の水洗トイレについて、排水管の故障等により機能が停止が継続</p>
数日後	<p>◆ 多くの外出者が一斉に帰宅しようとして、救出救助活動に支障をきたすほか、沿道の道路閉塞や延焼火災、余震等で帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障</p>			

14

※ 身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相(左)に救済の写真を示して、特段の記載がないのは、(一社)消防防災科学センターの出版

第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

イ 東京の地域別リスクシナリオ

(ア) 木造住宅密集地域

地震発生直後

- 23 区の西部から南西部にかけての環状七号線と八号線の間を中心とする地域や区部東部の荒川沿いの地域は、木造住宅密集地域が大規模に連担しており、建物倒壊が多く発生する可能性があり、その後に火災延焼被害を受けやすい。
- 木造住宅密集地域では、既存不適格である古い建物が多いため、地震時にはモルタル等の外壁がはがれ、平時よりも火災のリスクが高まる。
- 道路が狭隘なため、消防車両による消火が困難になる。初期消火しきれなかった火災が延焼被害につながりやすい。緊急通行車両が入れず、救出救助活動が困難となる。また、居住者の避難も困難となる。
- 倒壊建物や電柱の傾斜がある場合は、道路が閉塞し、逃げ遅れが生じる可能性が高まる。
- 延焼火災となった地域では、他地域の火災が鎮火して消防力の応援が来るまで、又は広い幅員の道路や公園、耐火建築物などによって焼け止まりに達し、鎮火するまで数日を要する。
- 延焼エリアの住民は避難場所に避難する。
 - 避難場所に指定されていない校庭や小公園等に避難した場合や、あらかじめ指定された避難場所に避難せず、小規模な避難場所に避難者が殺到して受入困難となった場合等には、火災に巻き込まれる危険が生じる。
 - 延焼地域の住民が、火災が継続拡大している間は避難場所から避難所へ移動できず、命を守るため避難場所にとどまらざるを得なくなる。
 - 避難場所には飲食料等の備蓄がないため、滞在し続けることが困難となる。
 - 冬季の発災においては、降雨等に伴う著しい気温の低下が発生しやすく、避難場所に留まっている間に低体温症となり、死傷者が増加する可能性がある。
 - 夏季の発災において、特に日中の避難場所は、日射しを避ける遮蔽物がない場合が多く、熱中症になる避難者が多数発生する可能性がある。
 - 木造住宅密集地域の居住者は高齢者が多く、避難場所での待機中に、体調を崩す等のリスクがある。
- 再建に向けては、密集を改善するための新たなまちづくりに向けた協議が必要となる。
 - 地域全体が被害を受けた結果、住民等が地域外に避難し、協議が進まず地域全体の再建が遅れる※

※「復興まちづくり訓練」を実施している区市町村や、事前に被災後の基本的な方針等を決めている地域が 70 地区以上あり、それらの地域では、比較的円滑に再建に向けた協議等が進むケースがある。

(イ) 江東デルタ地帯

地震発生直後

- 液状化に伴うインフラやライフラインの被害、タンクの浮き上がり等に伴う通行支障等のため、地域内での生活が継続できなくなり、多くの人が地域外へ避難する。
- 液状化に伴う地下埋設物の復旧作業は、道路や地面の掘削等が必要となるため、復旧に時間がかかる。
- 堤防及び水門の沈下、強い揺れによる破損に伴い、ゼロメートル地帯が浸水する可能性がある。
 - 地震発生時に水門が機能しなかった場合には、浸水被害が拡大するおそれがある。
 - 河川沿いの避難場所に避難者が避難している際に、想定を超える津波浸水が発生すると、多くの人が巻き込まれて死傷者が発生する可能性がある。※

第3章 足立区の概況と被害想定

第2節 地震災害の被害想定

- ▶大雨が降り急に水位が上昇すると、浸水被害が拡大する可能性がある。
- ▶浸水の発生やそのおそれがある場合、広域的な避難が必要となるが、救出救助活動を行う中で、警察等が避難誘導を行うことは困難となる。また、地域外の避難所も避難者が避難している中、地域外の受入先の確保が困難となる可能性がある。
- 液状化や側方流動、津波等による浸水により、危険物の漏洩、火災の発生、地下埋設タンクの浮き上がり等が発生する。
- 地下に埋設された貯水タンクに漏れが発生したり、石油等が混入し、飲料水として使用できなくなる。

※都は荒川、江戸川、多摩川の河川敷などで、被害想定の対象となる地震の津波が浸水してくるエリアは避難場所の指定を削除している。

第4章 減災目標と対策の方向性

第1節 基本目標

第1 基本目標

減災の目標には、大別して地震による直接の被害による死者や災害関連死を含めた「人的被害（死者）の軽減」に関わる目標と建築物やインフラ施設、ライフラインの復旧等の「まちの早期復興」に関わる目標があり、この最終到達点である「災害関連死を含めた死者ゼロ」及び「区民生活の早期復興」を基本目標として設定する。

なお、足立区の「被害想定」では、地震災害被害（第1部第3章 第2節）において、死者数が約800人（最大：都心南部直下地震の場合）にのぼると想定している。その原因別内訳は概ね以下のとおりとなっている。

【被害想定（死者）：都心南部直下地震（冬・5時 風速8 m/s）】

■ゆれ・液状化建物被害	743人
■屋内収容物	24人
■火災	56人
■ブロック塀等	0人

【被害想定（死者）：都心南部直下地震（冬・18時 風速8 m/s）】

■ゆれ・液状化建物被害	480人
■屋内収容物	18人
■火災	291人
■ブロック塀等	6人

※ 災害による人的被害の原因として大きいのが「ゆれ・液状化建物被害」「火災」であり、これを踏まえ各施策を推進することにより、人的被害（死者）の軽減・ゼロ化を図る。

第2 基本目標達成の考え方

第3部の災害予防計画、第4部の災害応急対策計画、第5部の災害復旧計画の施策が全て実施されることにより、基本目標である「災害関連死を含めた死者ゼロ」及び「区民生活の早期復興」が達成されるものとして施策を推進する。

第3 基本目標達成のための施策管理

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものであり（第1章第5節「計画の修正」）、また、この計画の遂行にあたっては、その機能を十分に発揮するため、自ら又は協同による調査研究、訓練、その他の方法により、計画の習熟に努めなければならない（第1章第4節「計画の習熟」）。

これを受け、目標達成のために実施する各施策のうち、事前に準備できる災害予防計画（第3部）については、その進捗管理の徹底を図るものとし、その仕組みづくり（管理体制及び管理帳票の整備）を行うものとする。また、震災対策は、その内容が風水害

第4章 減災目標と対策の方向性

第1節 基本目標

対策も含むものがあることから、災害予防計画の震災編の施策体系を基本に施策管理を行う。

1 施策目標による管理

各施策目標は、災害予防計画（第3部）に示す施策のうち、代表的な事業や指標を整理している。

今後、検討部会等で分野ごとに施策の検討を行い、新たな予防対策を講じる必要が生じた場合には、この新たな予防対策に関する事業や指標を設定し、進捗の管理を行う。

事業や指標を追加するにあたっては、到達目標と同じ事業や指標とするか、若しくは到達目標に寄与する事業や指標とする。

第2節 現在の到達状況

震災対策は、その内容が風水害対策も含むものがあることから、震災対策の施策体系（13施策）に基づき、現在の到達状況を整理する。

第1 区民と地域の防災力向上

1 自助による区民の防災力向上

防災対策では、区民一人ひとりによる自助の取組みが重要なため、足立区防災アプリや足立区災害ポータルサイト、あだち防災マップ&ガイド等、様々な媒体を通して広報を実施し、意識啓発を行っている。

また、建築物の耐震化、各家庭における家具類の固定等の転倒・落下・移動防止策の実施、感震ブレーカーの設置助成、家庭内備蓄の推進、災害伝言ダイヤル等の連絡手段の周知、防災訓練への参加、救命講習の受講及び防災教育等を推進し、自助による区民の防災力向上を図っている。

(1) 家具類の固定等の転倒・落下・移動防止の備えをしている区民の割合

63%（令和5年8月実施「第52回足立区政に関する世論調査」）

(2) 食料・水等の備蓄を行っている区民の割合

76.1%（令和6年8月実施「第53回足立区政に関する世論調査」）

(3) 簡易トイレの備蓄を行っている区民の割合

57.8%（令和6年8月実施「第53回足立区政に関する世論調査」）

(4) 地震体験車訓練体験者数 10,533人（令和6年度）

(5) 総合防災訓練参加者数約 5,000人（令和6年度）

(6) 都立高校や特別支援学校における防災訓練の実施への支援

2 地域による共助の推進

防災区民組織（町会・自治会等）は、主に町会・自治会等、区民同士が協力して、各地域において防災訓練等の自主的な取組みを進めるとともに、区は、未結成地域を解消するため、区民に対し積極的に指導・助言を行っている。

町会・自治会等は、防災区民組織を基盤として、可搬消防ポンプを配備する区民消防隊や、救出・救助資器材を配備する区民レスキュー隊を結成し、初期消火や救出・救護活動能力を高めている。さらに、区は、地域の初期消火能力の向上をめざし、全町会・自治会を対象に、平成24年度から、消火栓に直結し放水のできる「スタンドパイプ」の配備を進めており、平成27年度までに概ね完了している。なお、スタンドパイプを配備する際には、消防署と連携し、町会・自治会に対し、スタンドパイプの操作訓練も実施している。

また、区は、複数の町会・自治会等で構成される避難所運営会議が主体となって行っている避難所運営訓練を支援するとともに、避難所運営本部長・庶務部長を対象とした会議や、訓練の準備等の目的で行われる役員会や全体会等を通じて、防災に関する最新情報の普及啓発を行っている。ただし、町会・自治会などについては避難所運営を担う人材が減少・高齢化しているのが現状である。

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

加えて高層マンションの増加により長周期地震動の問題やエレベーター・水道・トイレ等の長期停止、コミュニティの希薄化など、在宅避難を行う上でのマンション特有の問題点が顕在化している。

(1) 防災区民組織（町会・自治会等）の結成数 403 組織（令和7年10月現在）

※ マンション管理組合等 17 組織含む

※ 町会・自治会での組織率 約90%

(2) 区民消防隊の結成数 155 隊（令和7年7月現在）

※ 可搬消防ポンプ複数保有町会あり

(3) 区民レスキュー隊の結成数 132 隊（令和7年10月現在）

(4) 避難所運営訓練の令和6年度実施数 82 箇所（参加者 7,702 名）

※令和7年4月現在

（資料編震災編 第3「防災区民組織結成一覧」P.18、第5「区民レスキュー隊町会・自治会一覧」P.32）

3 消防団の活動体制の充実

災害時に、消火活動、救出・救護活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要であり、区は都とともに、消防団の活動支援を行なっている。しかしながら、消防団員は年々減少傾向であり高齢化もすすんでいる。

○ 区内の消防団員数 1,046 人（令和7年10月現在）

（資料編震災編 第6「消防団関係」P.35）

4 事業所による自助・共助の強化

災害時には、自助・共助の考えに基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、区及び都は、総合防災訓練等を通じ、災害時における町会・自治会や事業所等地域の連携を図る取組みを推進し、地域の防災力向上を図っている。

○ 区内事業所へのスタンドパイプ配備

セブン&アイHDとの包括連携協定に基づき 16 店舗配備（令和7年10月現在）

足立成和信用金庫との包括連携協定に基づき 12 店舗配備（令和7年10月現在）

5 ボランティア活動への支援

救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、避難所運営等、災害時には、ボランティアの多岐にわたる活動が期待される。区は、総合防災訓練の実施に合わせ、ボランティア活動の支援を目的とした訓練を実施する等、ボランティアが発災時に円滑に活動できる体制づくりに取り組んでいる。

また、社会福祉法人足立区社会福祉協議会との協定締結をはじめ、関係機関との連携により、ボランティアの受入れや活動の調整を行う窓口を開設することとしている。

6 防災士等との連携

過去の災害においても、災害発生当初は、近隣住民同士の助け合い、特に避難誘導、避難支援、救出・救護等の活動が多く命を救うものとして大変重要視されている。

7 地区防災計画の策定

災害対策基本法が平成 25 年 6 月に改正され、地区居住者等が共同して行う防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設された。

地区防災計画は、地区居住者等で構成される防災区民組織、事業所等により自発的に行われるボトムアップ型の防災活動に関する計画であり、防災区民組織、事業所等が自らの被害イメージを共有し、応急対応、事前対策などを検討し、それを策定・運用することにより、計画的な防災活動による地域防災力の向上を図るものである。

足立区では、平成 27 年度から地区防災計画の策定に取り組んでおり、令和 6 年度は 11 団体の新規策定を支援した。また、6 団体の計画見直しを支援した。

令和 6 年度までで、大規模被害が想定される地域等（東京都による地震に関する地域危険度測定調査（第 9 回）に基づき、地域危険度が 5 又は 4 と評価された地域）の計画策定がほぼ完了した。

（資料編震災編 第 8 「地区防災計画策定状況」 P.40）

第2 安全な災害に強い防災まちづくり

区では、大地震による延焼火災から区民の生命と財産を守るため、昭和 57 年 3 月に「足立区防災まちづくり基本計画」を策定し、まちを延焼遮断帯で囲う「防災輪中構想」という考え方を基本として、「逃げないですむ防災まちづくり」を推進してきた。

その後、平成 7 年 1 月に発生した阪神・淡路大震災において、密集市街地に被害が集中したことから、改めて密集市街地での防災対策の重要性や緊急性が再認識された。

また、平成 16 年 10 月に発生した新潟県中越地震において、古い建物の倒壊が多く見受けられたことから、従来の延焼火災を防ぐことを中心とした対策から、建物の倒壊を防ぐことも視野に入れた対策が求められることになった。

そこで、平成 20 年 3 月に「足立区防災まちづくり基本計画」を改訂し、新たに建物個々の耐震性の強化を図る視点を加えるとともに、復興まちづくり計画も含めた内容に改められた。

令和 4 年 2 月における「足立区防災まちづくり基本計画」の改定では、平成 20 年 3 月に策定した旧計画における目標の達成状況を検証し、新たな目標を掲げるとともに「東日本大震災」や「令和元年東日本台風（台風 19 号）」などの教訓から浮き彫りとなった新たな課題を踏まえ改定した。

旧計画策定時からの取組みにより一定の成果は出ているが、区内には狭あい道路が多く、公園が少ない密集市街地や地震被害の危険度が高い地域がまだ多く残されているため、道路、公園などの都市基盤整備とともに、区内に広がる災害上脆弱な市街地の整備・不燃化等の面的防災対策のより一層の強化を図ることとした。

木造住宅密集地域における具体的な取組みとしては、密集市街地整備事業や防災街区整備地区計画の制度を活用した修復型のまちづくりを推進している。さらに、足立区耐震改修促進計画に基づき、戸建て住宅を中心として耐震診断、耐震改修工事の促進を図るとともに、老朽危険家屋の是正指導、無接道敷地の建替え促進や二方向避難路の確保に鋭意取り組んでいる。

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

また、区民による安全安心なまちづくりの重要性から、災害時における区民自らが行動できるよう、区民による避難所運営訓練、区民・企業が一体となった地域の連携・協力が不可欠であり、区は「災害に強いまちづくりと人づくり」を積極的に展開している。

しかし、平成23年3月11日に起きた東日本大震災では、多くの生命、財産を失い、従前の取組みでは不十分なことが判明し、この震災を教訓として、帰宅困難者対策等、新たな地震への取組みが必要となっている。

また、その後に発生した熊本地震（平成28年4月）、能登半島地震（令和6年1月）等では、揺れや液状化による建物被害、大規模な市街地火災が発生し、耐震化・不燃化の重要性が再認識された。木造住宅においては、旧耐震基準の建物だけではなく、平成12年の建築基準法改正前の建物にも被害が発生した。

令和4年5月に都が発表した都心南部直下地震の被害想定では、木造住宅密集地域での火災発生や家屋の倒壊、多数の帰宅困難者の発生が予測されている。

これまでの取組で、耐震化や不燃化など市街地の改善はみられるものの、高齢化の進行や単身世帯の増加など変化への対応が求められている。

今後も、国の防災への取組みや東京都の地域防災計画を踏まえながら防災対策に取組み、特に高齢者や障がい者等の要配慮者への配慮、津波対策、区民自らが被害を最小限に抑えるための区民自らの自助、共助、それらを支援する公助を推進し、災害による死者をなくす取組みを進めていく。

1 木造住宅密集地域の改善（防災まちづくり）

区は、都と連携して、震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域の改善を図るための重点的・集中的な取組として、不燃化特区による市街地の不燃化や耐震化、延焼遮断帯や避難・救援路となる特定整備路線の整備等を進めることにより「燃えない、燃え広がらないまちづくり」を推進している。

また、既存事業では救済されることなく危険な状態が続いてきた無接道敷地について、一定の条件をもとに建替えや二方向避難路の確保が可能となるよう、区独自の新たな仕組みを整備し、建築主への指導に努めている。

(1) 整備地域の不燃領域率

千住地域 62.4%（令和3年）

西新井駅西口一帯地域 61.4%（令和3年）

足立地域 64.5%（令和3年）

2 建築物の耐震化及び安全対策

区は、発災時に重要となる施設を中心に耐震化を進め、安全なまちづくりを促進している。また、建築物の安全対策を促進している。

(1) 防災上重要な公共建築物 100%（令和2年度）

(2) 公立小学校 100%（平成27年3月）

(3) 公立中学校 100%（平成27年3月）

(4) 民間特定建築物 88.3%（令和2年度）

- (5) 住宅の耐震化率 91.4% (令和2年度)
- (6) 2000年基準の住宅の耐震化率 88.8% (令和2年度)
- (7) 特定緊急輸送道路沿道の総合到達率 98.1% (令和2年度)
- (8) 家具類の固定等の転倒・落下・移動防止実施率 63% (令和5年8月実施「第52回足立区政に関する世論調査」)

3 液状化対策の強化

都は、木造2階建て住宅等の小規模建築物を対象とした「液状化による建物被害に備えるための手引」を作成した。区は都と連携を図り、「知ってほしい足立区の地盤と液状化対策」等手引きに基づき液状化対策に関する情報を提供していく。

4 出火、延焼等の防止

区は、町会自治会等への消火器の配備及び街頭へのロケット型消火器の配備を行っている。さらに防災区民組織(町会・自治会等)に対して、スタンドパイプや可搬消防ポンプ等の配備を行っている。

また、東京消防庁において防火水槽や深井戸(区内3箇所)、区において深井戸(区内2箇所)等の整備を行っている。

【災害用深井戸の整備】

- (1) 西新井消防署大師前出張所(東京消防庁、平成16年度設置)
- (2) 区立本木小学校(東京消防庁、平成25年度設置)
- (3) 区立関原中央公園(東京消防庁、平成27年度設置)
- (4) 千住龍田町防災ひろば(旧千寿第六小学校跡地)(足立区、平成30年度設置)
- (5) 柳原二丁目児童遊園(千寿桜堤中学校隣接)(足立区、令和元年度設置)

5 施設の点検等における現状

大規模地震が発生した際には、老朽化したビル・マンションの倒壊や中間階の圧潰等の建物被害が懸念される。建物内の滞在者や避難所の被災者や一時滞在施設の帰宅困難者の安全を確保するためには、限られた時間の中で建物の安全確認を行う必要があるが、点検すべき建物が極めて多いことから、応急危険度判定士など建築の専門家がすぐに点検できないケースが想定される。東日本大震災時には、震災直後、建物の安全確認ができないうちに被災者等が避難所に押し寄せるといった状況もみられた。

第3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

1 交通関連施設の安全確保

都は、緊急輸送道路の機能強化、連続立体交差事業等の実施により、災害時においても交通・物流機能を維持する取り組みを推進している。あわせて、緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物が地震により倒壊して緊急輸送道路を閉塞することがないよう、特定緊急輸送道路の指定を行う等、沿道建築物の耐震化を推進している。

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

また、国土交通省は、首都直下地震発生の際、近隣県から都心に向けた八方向（八方位）毎に、一斉に道路啓開を進行（八方向作戦）するため、国道や高速道路、都道の被災箇所・規模が比較的小さい路線・区間を交互に組み合わせて優先啓開ルートを設定した。発災後は、現地状況に応じて柔軟に対応しつつ、各道路管理者が連携して、管理する道路の道路啓開を実施する。

区も独自に区内の緊急輸送道路を指定し、避難所への物資等の輸送や避難行動がスムーズに行えるよう、橋梁の耐震化や長寿命化・更新、無電柱化を進めるとともに、道路占用物の耐震化、関係交通機関施設の耐震化、区内の道路啓開の実施計画の検討等を進めている。

- (1) 区内の都市計画道路完成率 79%（令和6年3月末時点）
- (2) 連続立体交差事業による踏切除却
- (3) 不要な水門等の撤去及び排水機場等の耐震化
- (4) 道路占用物の耐震化の推進

2 ライフライン等の確保

電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計といった取り組みが進められている。

- (1) 水道管路の耐震継手率 52%（令和6年度末）
- (2) 水道管の首都中枢・救急医療機関や災害拠点連携病院、震災時に多くの区民が集まる避難所や主要な駅への供給ルートの耐震継手化を概ね完了（令和4年度末）
- (3) 下水道マンホールの浮上抑制対策を緊急輸送道路等約 500km について完了（平成 23 年 3 月）
- (4) 震災時のトイレ機能を確保するため、避難所や災害拠点病院等の施設から排水を受け入れる下水道管の耐震化を完了（平成 25 年度末）
- (5) 避難所等から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部分の耐震化を完了（平成 26 年 3 月）

3 エネルギーの確保

都市機能を支えるエネルギー(電力)については、区は、これまで環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現するために、太陽光発電システム設置支援等を行っており、区内の再生可能エネルギーの導入量（累計）を 2030 年度までに、現在（2023 年度）の 43,305 kW から 61,468 kW まで増加させることを目指している。

また、平成 20 年度から、廃プラスチック焼却の熱エネルギー回収するサーマルリサイクル事業を展開し、回収した熱エネルギーは温水供給や発電等に利用することとしている。

また、建築計画の工夫による日射遮蔽・自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によって大幅な省エネルギーを実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費するエネルギー量を大幅に削減する ZEB（Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル））の考え方も重要となってきた。

第4 津波等対策

都の被害想定によれば、足立区に建物被害はない。しかし、荒川の高水敷（河川敷）の一部に遡上した波がかかる可能性が考えられ、災害時の避難行動のあり方、避難誘導等について足立区の地域特性に合った対策を検討しておく必要がある。

1 地震・津波・洪水・高潮・内水氾濫に対する危機管理体制の強化

水防活動に必要な資器材については、水防倉庫3箇所に着蓄しており、定期的に点検を実施している。

2 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導體制の構築

防災行政無線をはじめとした、各防災関係機関との情報伝達手段を整備している。
(第3部 第6章「情報・通信の確保」P.213)

3 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

都では、地震発生時の津波災害に備えた適切な行動方法や心構え等を「津波に対する心得」として示している。

また、東京都総合防災訓練では、津波による被害を想定し、水門・陸こうの閉鎖訓練や区民の避難訓練等を行い、東京港における津波対策を検証しており、区も参加している。

第5 応急対応力の強化

1 区の初動対応

区内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、災害対策活動の推進を図るため必要があると認めるときは、足立区災害対策本部を設置する。

また、勤務時間外に足立区で震度5強以上の地震が発生した場合、若しくは区が設置している震度計が5強以上を記録した場合は自動的に指定職員が参集し、ただちに緊急災害対策本部を設置して対処にあたる体制を整備している。

(1) 足立区災害対策本部全職員：約3,500人体制（再任用職員含む）

(2) 足立区緊急災害対策本部 指定職員：約300人体制

2 広域的連携体制

災害時において、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう広域的連携体制として、特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定、近隣自治体との協定、その他比較的遠距離の自治体との協定を締結している。

また、広域的活動を支える拠点の整備について、区内都立公園等が指定されている。

3 防災関係機関との連携体制

医療救護関係、食料対策関係、物資供給関係、燃料関係等様々な防災関係機関との協定を締結している。

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

第6 情報・通信の確保

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

一部無線FAXを含む、足立区防災行政無線網及びMCA無線網を、防災機関、区の出先機関等との間に整備している。

また、都との間に東京都防災無線及び東京都災害情報システム（DIS）が整備されている。さらに、災害用定点カメラ（区内108台）等の画像情報を区防災センターで収集できるシステムがある。

また、これらの映像を消防機関および警察へ提供できるシステムを構築している。さらに、東京都災害情報システム（DIS）に接続し、情報の相互伝達を行う体制を整えている。

（東京都災害情報システム（DIS）に携帯電話等を活用した画像情報を取り込む）

2 住民等への情報提供

区は、多様な手段を活用した区民への情報提供や報道機関への情報提供体制を整えている。

(1) 災害ポータルサイト

ア 避難所開設及び混雑情報の掲載

イ 道路破損状況の掲載

ウ A-メール、区公式SNS（X（旧Twitter）・Facebook・LINE）との連携

(2) 足立区防災アプリ

令和4年4月に足立区防災アプリを更新し、様々なイベントで周知を行い、令和7年10月現在53,684件のダウンロードに至る。

(3) 区ホームページ

ア 災害時のアクセス集中対策

イ 災害時トップページへの自動切り替え

ウ 災害時は、足立区災害ポータルサイトへの誘導

(4) A-メール

登録者への情報発信

(5) 区公式SNS（X（旧Twitter）・Facebook・LINE）

※ 足立区LINE公式アカウント友だち登録者への一斉配信及び他の区公式SNSに投稿

(6) 緊急速報エリアメール

(7) 災害用デジタルサイネージ

(8) 防災行政無線

ア 防災無線テレホン案内の周知徹底

防災行政無線の放送内容を通話料無料の電話で確認できる旨「あだち広報」で周知

(9) コールセンター

ア 受託事業者による災害時の対応

時間外対応を行う人員の手配等の協力を依頼

イ 災害時の職員によるコールセンター業務の応援

職員向けに「コールセンター立ち上げ訓練」を実施

(10) ラジオ

大規模災害時におけるラジオの有用性を考慮し、防災行政無線デジタル化整備に合わせ、可搬型のFM放送機器を導入、令和元年度より総合防災訓練等を通じて試験放送を実施

(11) やさしい日本語の導入

自動配信文を「やさしい日本語」に改訂し、外国人等に配慮した情報伝達を推進

3 住民相互の情報収集・安否確認等

通信事業者による安否確認サービスの提供及び安否確認方法の普及啓発を実施している。

第7 医療救護・保健衛生等対策

1 初動医療体制の確立

都では、東京DMAT指定病院を28箇所指定し、1,000名を超えるDMATの隊員を養成するほか、都医療救護班等を確保する等、初動医療体制を整備している。

区における災害拠点病院は4箇所（うち1箇所は地域災害拠点中核病院）、救急告示医療機関は26箇所、ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地は、10箇所である。

また、区では、災害対策本部に「医療部」を設け、関係機関と連携して対応する体制を整備している。

そのうえで、区医師会と協働して、区医療部と各病院間での情報通信やトリアージ等の訓練を実施し、初動期における即応力の向上を図っている。さらに区東北部保健医療圏（足立区、葛飾区、荒川区）において、協議会等を定期的に開催し、あわせて合同訓練や図上訓練等を実施することにより、重傷者の搬送や受入等、区単独での対応が困難な場合の連携体制を整備している。

(1) 災害拠点病院（博慈会記念総合病院、西新井病院、苑田第一病院、東京女子医科大学附属足立医療センター※地域災害拠点中核病院）

(2) 救急告示医療機関 26箇所（令和7年12月1日現在）

（資料編震災編 第39「救急告示医療機関」P.118、第40「その他の一般病院」P.119）

(3) 緊急医療救護所 19箇所

（資料編震災編 第38「緊急医療救護所」P.117）

(4) ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地 10箇所

（資料編震災編 第20「ヘリコプター災害時臨時離着陸場所適地」P.70）

2 医薬品・医療資器材の確保

区は、区医師会との協定に基づき、緊急医療救護所を中心に、災害用医薬品・医療資器材を配備した。平成25年度からは都の補助金を活用して、緊急医療救護所用テント等を拠点備蓄倉庫へ配備した。また、避難所等備蓄として区内114箇所に災害備蓄用医

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

薬品セットの配備を行っている。さらに、区内薬剤等卸業者や医療機器の関係5団体と災害時協力協定を締結している。

3 保健衛生体制の確立

保健衛生活動のため、区は、飲料水、食品等に関する衛生指導、被災地における飲料水の取扱いや食品製造業・販売店等に対する衛生指導、食中毒等感染症の早期発見・処置等の体制をとる。また、区歯科医師会等と協働して、誤嚥による肺炎等の防止を目的とした口腔ケアの指導等、避難所等における健康管理の指導を行う。

また、防疫活動として、衛生機材及び薬剤の調達、薬剤の散布等の体制をとっている。

4 遺体の取扱い

区は、関係機関と協力し、震災時における遺体の検案や火葬許可証の発行等を行う訓練を実施している。

都では、広域火葬体制に関する計画を整備している。

- (1) 遺体の搬送・資材・消耗品並びに役務に関する協定
- (2) 都内区部火葬場 9箇所（うち7箇所が民営）

第8 帰宅困難者等対策

1 帰宅困難者対策における協議会・条例・関連計画等

都は、国とともに東日本大震災の教訓を踏まえ、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる首都直下地震帰宅困難者等対策協議会を、平成23年9月に設置し、平成24年9月に最終報告及びガイドラインを取りまとめた。この協議会において、平成23年11月に、個人や事業所、行政機関が取組むべき基本的事項を定めた「一斉帰宅抑制の基本方針」を策定している。

また、行政、事業者、区民等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組みを明文化した東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）を制定した。

（資料編震災編 第42「東京都帰宅困難者対策条例」P.123）

その後、国と都は「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置し、具体的な対策の検討を行っている。

なお、令和5年の東京都地域防災計画の修正時より、本章を東京都帰宅困難者対策条例第2条に基づく「東京都帰宅困難者対策実施計画」に位置付けている。

※帰宅困難者の推計と東日本大震災における帰宅困難者受入状況

東京都防災会議が令和4年5月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」によると、震度5強の揺れが発生した場合には鉄道等のほとんどの交通機関が停止する。そのため、想定しているいずれの地震規模でも、都内滞留者（約1,584万人）のうち約415万人（約26%）が帰宅困難者になり、これと東京都市圏外からの流入者を合わせると、都内の帰宅困難者は約452万人発生するとしている。この内、足立区においては、44,303人の帰宅困難者が発生すると想定されている。また、都心区において発生した帰宅困難者が埼玉県、千葉県等への帰宅のため区内の幹線道路を中心に通過することも予

測される。なお、東日本大震災時には、都内で、区・国・都及び民間事業者による1,030施設で、94,001人の帰宅困難者を受入れた。

2 駅前滞留者とこれまでの取組

北千住駅周辺地域においては鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、平成19年7月に北千住駅前滞留者対策推進協議会を設置し、北千住駅前西口交番南側に、現地本部用資機材置場を設置した。さらに、平成20年度から整備していた「北千住ルール」及び、令和3年度より作成を進めていた「北千住ルール実践のための行動指針」を包含した「北千住駅周辺地域エリア防災計画～北千住ルールを含む～」を令和6年に作成している。

また、綾瀬駅等においては、平成27年3月に、鉄道事業者、駅周辺の事業者及び防災関係機関等が構成団体となり、綾瀬駅等滞留者対策推進協議会を設置し、綾瀬駅周辺地域都市安全確保促進計画を作成済である。綾瀬駅周辺地域エリア防災計画については作成を進めている。

3 帰宅困難者等の情報収集及び情報提供体制

東日本大震災では区の災害対策本部で駅周辺の状況把握が困難であったことに加え、食料や水等を提供する支援場所、一時滞在施設、公共交通機関の運行状況等に関する情報を迅速、的確に提供することができなかった。また、発災時にむやみに移動を開始しないことや、従業員や社員の帰宅抑制と公共交通機関や集客施設等の施設利用者の安全確保についての考え方が乏しかったため、駅周辺の滞留者の増大につながった。

4 帰宅支援拠点等の整備

都では、安全確保後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを11,046箇所（令和2年7月末現在）確保した。一部のステーションには、NTT東日本による特設公衆電話の整備も進んでいる。さらに、帰宅困難者等に一時滞在施設や交通機関等の情報を提供するための災害用デジタルサイネージを9箇所に整備した。また、区は、災害時には情報提供ステーションを足立区生涯学習センター（学びピア21）に設置することとしている。

帰宅困難者用等の備蓄として、災害備蓄用飲料水36,144ℓ、クラッカー48,840食、毛布4,488枚を災害備蓄倉庫等に備蓄している（令和7年4月現在）。

5 一時滞在施設の確保

都指定施設（10箇所）のほか、区は、民間事業者（17社）と協定締結し、一時滞在施設を23箇所確保している（令和7年1月現在）。

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

第9 避難者対策

1 避難体制の整備

区は、避難指示等の基準及び避難時における関係機関との連携体制について常に検討を続け、その結果を盛り込みながら対策の強化を図っている。

また、第一次避難所をはじめとした避難施設について、これまでもホールや会議室等を有する施設の所有者と協定を締結する等し、確保に努めている。

2 避難所の指定及び管理運営の整備

令和7年4月現在、区内で第一次避難所123箇所、福祉避難所（第二次避難所）83箇所が指定されており、区内公立小中学校の耐震化は完了している。人口が多く、建物の倒壊や火災による被害が大きい地区は特に多くの避難者が発生し、区内避難所の受入スペースは不足することが予想される。

平成30年度には、学校関係者に加え、役職（本部長など）、部（庶務部など）担当ごとに色分けしたビブスを導入配備した。

避難所の管理運営に関しては、令和2年度に、水害時避難所運営手順書（第Ⅰ部 事前学習編、第Ⅱ部 開設運営編）を作成し、令和4年度に震災時避難所運営手順書（第Ⅰ部 事前学習編）を作成した。令和5年度からは、震災時避難所運営手順書（第Ⅱ部 開設運営編）の作成を進めている。

3 要配慮者の支援体制

発災時に備え、関係機関と避難行動要支援者名簿を共有している。避難所に避難した要配慮者に関しては受付時に必要な配慮事項を把握し、支援体制の確保に努める。また、安否確認等の支援方策についてマニュアル等を整備している。

4 在宅避難者の現状

自宅が倒壊、焼失する等の危険が無い場合に避難所へ避難せず、自宅で避難生活を送る在宅避難者が、足立区内では約40万人にのぼると想定される。そのうち、断水の影響やエレベーターが停止するなどの影響を受け、避難生活が長期に及んだ場合に支援が必要な在宅避難者は約16万人と想定され、高層マンションが多い地区において集中して発生する可能性がある。

足立区集合住宅の建築及び管理に関する条例及び施行規則では一定規模以上のマンションの建築主に対して防災備蓄倉庫の設置を義務付け、居住者用の3日分の飲料水、食糧、簡易トイレの備蓄を努力義務としているが、令和6年時点の調査によると備蓄等を行っているマンションは1割未満となっている。

第10 物流・備蓄・輸送対策

1 食料・水・生活必需品等の確保

区と都は、避難者用に、クラッカー、アルファ化米等の食料、飲料水、調製粉乳のほか、毛布、エアマット、携帯トイレ等の生活必需品を備蓄するとともに、米穀、副食品、加工食品、生鮮食料品、生活必需品等物資の調達について、あらかじめ業界団体、事業者等に協力を依頼している。

近年では、令和4年度から令和6年度にかけて、避難所生活の就寝環境の向上を目的として、エアマットを第一次避難所及び拠点災害備蓄倉庫に約19万枚配備した。また、令和5年度には災害時のトイレ必要数を被害想定から算出し、既存備蓄と合わせて区人口の1週間分となるよう約15万回分の増配備を実施した。ただし、令和7年7月の災害対策基本法の一部改正により、備蓄数の算出方法の考え方が変更となり、更なる携帯トイレの備蓄が必要となった。

さらに、令和6年度から令和8年度にかけて、避難所における誤嚥性肺炎の発症を防ぐため、口腔衛生ケア用品としてマウスウォッシュ及び歯磨きシートを各避難所及び災害拠点備蓄倉庫に避難所避難者数総定数の3日分である約91万回分を配備する。

令和7年度末時点の区の備蓄量は食料が1,199,000食（1人1日3食として約2.18日分）、水が1,239,312ℓ（1人1日3ℓとして2.25日分）となる。

また、都は震災時の飲料水等を確保するため、居住場所から概ね2kmの距離内に1箇所の給水拠点を整備している。さらに、防災まちづくり政策において、市街地整備や再開発事業の中で、備蓄倉庫や貯水槽等を整備してきた。

- (1) 能登半島地震を受け、区単独で、概ね3日分の食料を確保（4日目からは、都の寄託物資や調達物資（炊き出し等）での対応を想定）するため、令和6年度から順次増備蓄を図っている。
- (2) 被災乳幼児（2歳未満）用の調整粉乳等を区と都、市町村合わせて、概ね7日分を確保
- (3) 給水拠点9箇所整備（区民約70万人に一人1日3ℓの給水を行うとして、約3週間分以上の水量に相当）
- (4) 区で、浄水装置117箇所備蓄（令和3年1月現在）
- (5) 家庭内備蓄の普及啓発

2 災害拠点備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

区と都は、避難者用の備蓄物資を保管するための災害拠点備蓄倉庫を整備している。

区は、各避難所に物資を分散備蓄しているが、倉庫の老朽化や浸水する恐れがあるといった課題を解決するとともに、備蓄食糧3日分への対応、地域ごとのバランスなどを考慮し、将来へ向けた災害拠点備蓄倉庫の再編を行っている。

特に、旧入谷南小学校跡地を活用し、大型災害拠点備蓄倉庫と屋内地域内輸送拠点（物資集積場所）の両方の機能を併せ持つ災害拠点施設の開設に向けて、基本計画を策定するなど着実に進めている。

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

現在は、区内8箇所にて災害拠点備蓄倉庫を整備し、各避難所等への不足品等の補填を行うこととしている。

都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、区は、地域における物資の受入れ、配分等の拠点として3箇所の地域内輸送拠点を選定している。

また、区は、災害時における臨時の物資集積場所の提供・運営、当該物資集積場所から避難所等への物資輸送についての協定締結機関の協力を得る。

義援物資については、区と都が被害の状況等を把握し、その募集を行うか否かを検討し決定する。

- (1) 災害拠点備蓄倉庫8箇所(4,939.67 m²)を整備(令和7年10月現在)
- (2) 物資の集積場所3箇所(都立舎人公園、都立東綾瀬公園、区立保木間公園)
- (3) 臨時の物資集積場所の提供・運営と物資の輸送(太成倉庫(株)、ヤマト運輸(株)城北主管支店)、災害備蓄包括管理事業共同企業体

3 輸送体制の整備

区は、災害拠点備蓄倉庫及び物資の集積所から避難所等への物資の輸送を、災害用備蓄包括管理委託事業者や協定締結機関等と協力して行う。

東京都トラック協会足立支部、赤帽首都圏軽自動車輸送協同組合城東支部、足立貨物運送事業協同組合、アカギヘリコプター株式会社等との協定締結等により、輸送手段の確保、輸送体制の構築に努めている。

物資輸送のオペレーションは、区災害対策本部(区民部)が行うこととなっており、関係者との連絡手段は電話やFAX、防災行政無線を主としている。

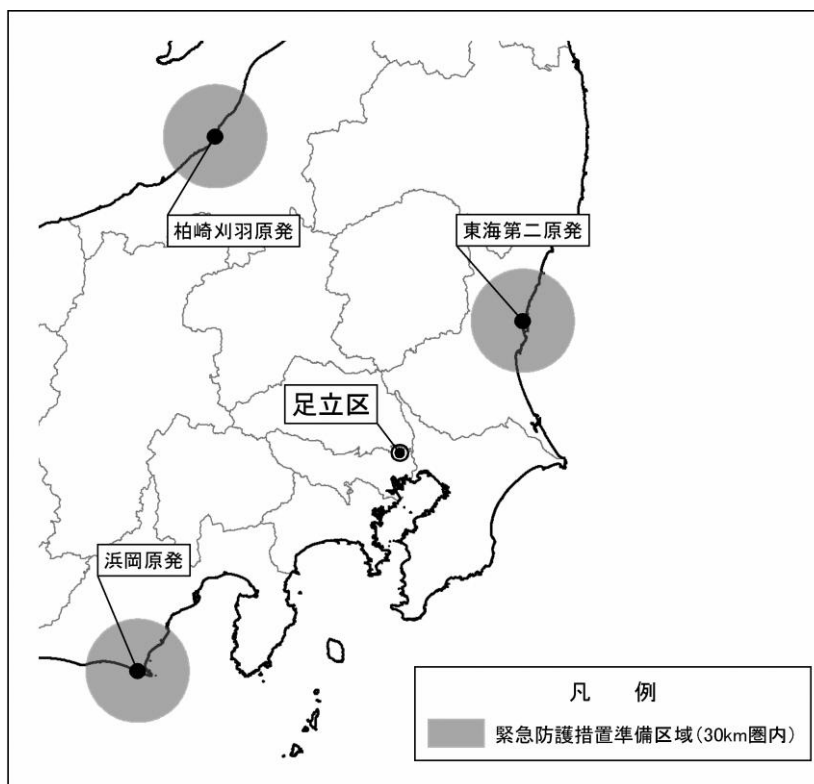
第1部 総則
第2部 防災に関する組織と活動内容
第3部 災害予防計画
第4部 災害応急対策計画
第5部 災害復旧計画
第6部 災害復興計画
第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ
付属編 火山対策

第11 放射性物質対策

足立区は、「原子力災害対策指針」（平成24年10月31日制定（原子力規制委員会））に規定される、実用発電用原子炉に係る原子炉施設から5km圏の「予防的防護措置を準備する区域（PAZ）」、及び30km圏の「緊急防護措置を準備する区域（UPZ）」に入っていない。

このことから、国内の原子力施設において、放射性物質または放射線が異常な水準で施設外に放出される等の原子力緊急事態が発生した場合、直ちに区民の避難等の対応を迫られるものではない。

【関東地方周辺の原子力発電所及び原発防災区域】



(資料編震災編 第57「関東地方周辺の原子力発電所及び原発防災区域」P.197)

しかし、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられない等、原子力災害の特殊性を考慮すると、区に最も近い原子力施設で緊急事態が発生した場合に備え、区民が心理的動揺や混乱をできる限り起さないように対策を講じる必要がある。

なお、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故への対応は、以下のとおりとなっている。

1 区有施設等における放射線測定・放射性物質検査等

区では、放射性物質の飛散に対処するため、各部が適切に対応するとともに、区民の健康不安を払拭するために、放射線測定を実施した。測定・検査結果より区内では、妊婦や乳幼児を含む全ての区民が通常的生活を続けても健康に問題ないことを確認している。

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

- (1) 放射線量の定点観測（4箇所・毎日観測）
- (2) 空間放射線量調査（792箇所・平成23年実施）
- (3) 屋外プール及び砂場の砂の放射線検査
（屋外プール122箇所、砂場593箇所・平成23年実施）
砂場については砂の交換又は砂場の廃止措置の実施含む
- (4) 局所的に放射線量の高い場所の対応（区民通報に基づく対応も含む）
（学校施設、公園、区道等の870施設、11,361箇所の測定、
190箇所の低減対策（地中埋設）・平成23年～平成31年実施）
- (5) 区有施設の再測定（111箇所・平成25年～平成26年実施）
- (6) 区有施設の再々測定（165箇所・平成28年実施）

2 区民への正確な情報提供等

区では、放射能に関する区民の相談等について、保健所において相談を実施するとともに、HP上に放射線対策についての情報やQ&A集を掲載する等、区民の不安を取り除くため、情報提供を実施した。

第12 住民の生活の早期再建対策

1 被災者の生活再建対策

被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「罹災証明」について、早期発行が可能となるよう東京都被災者生活再建支援システム（共同利用）を導入した。

また、義援金の配分については、東京都義援金配分委員会にて決定することとしている。

2 災害用トイレの備蓄及びし尿の処理

避難所でのトイレについて、従来からの災害用トイレ施設や携帯トイレの備蓄に加え、マンホールトイレの部材を配備した。さらに復興税を活用し、平成27年度までに、区内52箇所の公園に、防災設備として「マンホールトイレ・防災井戸・LED照明・資機材倉庫」をセットで整備している。

また、マンホールトイレは、令和7年4月時点で、区立小中学校43校、都立江北高校の校内に整備し、190箇所の避難所近傍の公道上のマンホールについても整備済みである。

さらに、区は能登半島地震を受けた災害関連死対策強化のため、災害時トイレ空白地域の解消や人口密度に応じたトイレ充足度の向上を目指した適正配備を行い、十分な災害用トイレを確保し、災害用トイレの適切な運用が行えるよう、「足立区災害時のトイレ確保・管理計画」の策定を進めている。

【災害用トイレの備蓄等】

- | | |
|-----------------|-------------|
| (1) マンホール対応型トイレ | 966基 |
| (2) トイレ用便袋 | 約1,064,600袋 |

3 がれき・避難所ごみ等の処理（災害廃棄物処理）

平成 27 年 7 月に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正があり、東京都は平成 29 年 6 月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定した。区は、都の広域計画策定を受け、区内のし尿を含むがれき、避難所ごみ等の災害廃棄物を迅速かつ適正に処理し、区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するために、平成 31 年 3 月に「足立区災害廃棄物処理計画」、令和 2 年 9 月に「足立区災害廃棄物処理マニュアル」（令和 3 年 2 月見直し）を策定した。

また、特別区共同処理体制の構築のため、平成 31 年 3 月に特別区災害廃棄物処理対策用の MCA 無線を 23 区が導入し、令和元年度から「特別区定期通信訓練」を毎月 1 回行うなど、情報連絡体制の強化を図っている。

4 応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅については建設型応急住宅、賃貸型応急住宅、公的住宅の空き住戸利用等を含め、「足立区都市復興マニュアル」において、整備に向けた準備、供給に関する考え方が示されている。建設型応急住宅の建設にあたっては、公有地をはじめ多様な用地を確保し、想定される入居者ニーズに配慮することとしている。なお、区内において設営予定地は 17 箇所、面積にして合計 117,504 m²が指定されている。（資料編震災編 第 64 「応急仮設住宅設営予定地一覧」 P.212）

- (1) 応急仮設住宅設営予定地面積合計 117,504 m²
- (2) 区内の建物全壊棟数 11,952 棟
- (3) 区内の建物半壊棟数 22,210 棟
- (4) 区内の火災焼失棟数（倒壊建物を含まない） 12,425 棟

5 災害ケースマネジメント

災害ケースマネジメントとは、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・再建が進むようマネジメントする取組である。被災者の中には、支援の窓口に出向くことが難しい者や本来支援が必要であるにもかかわらず声をあげられない者もいることから、訪問・見守り等のアウトリーチにより、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人ひとりの抱える課題を把握することが重要である。

平常時におけるアウトリーチの取組として足立区孤立ゼロプロジェクトが推進されており、地域における日常的な見守りや声かけ活動を通じて、支援を必要とする方を早期に発見し、必要なサービスにつなぎ、地域活動などへの社会参加を促す一連の活動を進めている。また、足立区都市復興マニュアルでは仮設住宅の巡回相談等の実施が位置付けられている。

第4章 減災目標と対策の方向性

第2節 現在の到達状況

6 学校、保育園・こども園、学童保育室等の対策

これまで各校・各園での、危機管理マニュアルに基づいた避難訓練や引き渡し訓練の実施を行っている。また、教育委員会と各校・各園が音声または書面で連絡が取れるよう、無線機と無線 FAX を設置したほか、FM ラジオ放送の「緊急地震速報」を受信して、地震の発生を知らせる「地震速報放送」を行える装置を設置している。

第13 受援

1 受援計画

区は、自治体や公共的団体、協力機関、民間企業等と、災害時の協定を締結している。(資料編震災編 第74「協定・連絡先一覧」P.265)

また、地域防災計画において、受援体制等の基本的な事項を計画している。

2 受援体制

支援を受ける(以下「受援」という。)にあたり、その要請は、個々の協定や制度に基づき、要請する先や根拠が異なっている。区の災害対策本部が協定等に基づき要請する場合や、都を通じて要請する場合、他の自治体が自主的に応援(先遣派遣隊を含む)する場合などがある。

また、庁内の体制においては災害対策本部各班・課に業務ごとに置かれる業務担当窓口(受援)が受援要請等の対応を行う。

3 人的・物的資源の調達・管理

人的・物的資源の調達・管理については、応急対策期において、必要となるニーズと受入れ状況の分析を基に資源の過不足の整理を行うとともに、被災の状況を踏まえ、求められる業務内容を検討し、新たに必要となる資源の整理を行うこととしている。

4 広域連携における過去の大地震の事例

東日本大震災において被災した市町村では、災害応急対策、被災者支援などの業務が増大し、対応能力の限界を超えてしまうことが少なくなかった。また、職員や庁舎が被災し、行政機能が著しく低下する例も多かった。

5 受援対象業務における過去の大地震の事例

東日本大震災において被災した市町村では、支援側の自治体と被災地の自治体のニーズ(機関、能力)のマッチングが困難であった。

また、自治体から派遣される職員が短期間で交代するため、業務の継続性の確保に支障が生じた。

第3節 課題

第2節と同様に、震災対策の施策体系（13施策）に基づき、課題を整理する。

第1 区民と地域の防災力

1 自助による区民の防災力における課題

震災時の被害想定では、屋内収容物による死傷者が523人（冬 早朝 8m/s）発生すると想定されており、こうした被害をなくすためには、「家具類の固定等の転倒・落下・移動防止」等の備えを講じる必要がある。

しかしながら、足立区が実施した調査（令和5年8月実施「第52回足立区政に関する世論調査」）によれば、こうした取組みを行っている区民の割合は63%である。

また、道路閉塞や事業者の被災等により、食料や水等の物資の供給が困難になるほか、区や都による備蓄も限られているため、各家庭内での備蓄が重要となる。

備蓄している人の中でも目安となる3日分以上の備蓄を行っている区民の割合は、水の場合が45.9%、食料の場合が43.1%である。このことを踏まえ、引き続き、備蓄の重要性について徹底、周知を図るなど、区民一人ひとりの自助の備えを推進していく必要がある。

避難所運営に関しては、避難所運営訓練の参加者が減少していることや、避難所運営本部員の高齢化も課題となっている。

また、区内に居住する外国人や要配慮者に対する情報提供も課題となる。

2 地域による共助における課題

災害時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。とりわけ、高齢者等の要配慮者に対して、適切な支援が行われることが重要である。

被害想定では、要配慮者の死者が650人（冬 早朝 8m/s）発生すると想定されており、防災区民組織（町会・自治会等）や地域の防災活動に、区民の積極的な参画を促す等地域防災力の活性化を一層推進していくことが必要である。

また、防災区民組織（町会・自治会等）等が発災時に力を発揮するには、日常の訓練とともに、救出・救助に必要な資器材の整備が欠かせない。しかし、30年以上前に購入・配備した可搬消防ポンプを保有している組織もあり、資器材の充実とともに、老朽化した資器材の更新等を行う必要がある。

また、高齢化に伴い地域で防災の担い手が少なくなっていることから防災区民組織の維持も課題となる。

マンション防災に対しては地域やマンションコミュニティによる共助の推進の支援策を強化する必要がある。

3 消防団の活動体制における課題

震災時の被害想定では、焼失棟数が13,546棟（冬 夕方 8m/s）に上る等、火災により大きな被害が発生すると想定されており、地域の実情に精通した消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要がある。

第4章 減災目標と対策の方向性

第3節 課題

区内の消防団は、団員の新規参加を促進するための広報活動を行う等、消防団の活動体制を整えることが必要である。

また、消防団が効果的に活動するためには、活動拠点となる分団本部等の整備も必要である。

4 事業所による自助・共助の取組における課題

災害時において事業所は、地域の一員としての救出・救護活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支える等地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割が求められている。

現在、区内の事業所では、地域の町会・自治会等との応援協定の締結等の取組みが進められているが、震災時の被害想定では、約 29 万人の避難者や約 4 万人の帰宅困難者の発生といった大きな被害が想定されており、災害時における事業所の役割を踏まえて、従業員用の備蓄の推進等、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

5 ボランティア活動の支援体制における課題

発災時において、ボランティアは、炊き出し等の避難所の運営支援やがれき除去といった様々な役割を果たすことが期待されている。

東日本大震災や熊本地震、能登半島地震等の際には、甚大な被害の影響から、受入れ自治体の体制が整わず、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあった。

また、被害想定では約 29 万人の避難者の発生が想定されており、首都直下地震等の発生時にボランティアが円滑に活動することができるよう、受援計画を定め、支援体制を整備する必要がある。

6 防災士等との連携体制における課題

足立区は、23 区の中でも多くの生活者（夜間人口）がおり、特に自力脱出困難者が最大 4,593 人、要配慮者の死者数が最大 650 人と想定されている等、住民同士の助け合いによる応急対応が大変重要であることがわかる。近隣住民相互による救出・救護活動や迅速な避難誘導等、地域住民の力を十分に引き出すためには、活動の中核となり得る防災士等の知識・技能を有する区民の育成や有効に活動できる体制の整備が必要である。

7 地区防災計画策定における課題

令和 6 年度までで、大規模被害が想定される地域等の計画策定がおおむね完了したが、それ以外の地区においても区民組織の中での自発的策定を促進していく必要がある。

また、地区防災計画策定後、地域防災力をさらに強化するためには、計画にもとづいて、防災訓練を実施し、計画の実効性を確認、及び検証するとともにその結果を区が作成する「具体的事業計画」に反映させていくことが必要である。

第2 安全な災害に強い防災まちづくり

1 木造住宅密集地域の改善における課題

区内において老朽化した木造住宅の密集地域は、被害想定でも大きな被害が想定されていることから、この地域の改善は重要な課題である。

木造住宅密集地域では、居住者の高齢化による建替え意欲の低下、敷地が狭いことや無接道により建替えが困難、権利関係が複雑で合意形成に時間を要すること等から、改善が進みにくい状況となっている。また、適正に管理されない老朽危険家屋の存在は、震災時における被害拡大の要因となるだけでなく、平時より不審火等による火災の原因となりやすいため、解体除去を求める等所有者に対し、区による解体除去の直接執行も視野に入れ、粘り強く続けていく必要がある。

2 建築物の耐震化、安全対策における課題

建築物の耐震化は着実に進んでいるが、足立区耐震改修促進計画に定める目標に向けて、さらに重層的に施策を講じていく必要がある。

また、2000年基準の木造住宅（昭和56年6月から平成12年5月までに建築された、在来軸組工法の木造2階建て以下の住宅）の耐震化や、災害時でも居住が継続できる災害に強い住宅への取組への推進が求められている。（東京都耐震促進改修計画令和5年3月）

さらに、強いゆれに備え、家具類の転倒・落下・移動防止や感震ブレーカーの設置、ブロック塀等の倒壊防止の一層の対策が必要である。

3 液状化対策における課題

足立区は、「東京の液状化予測（令和5年度改訂版）」によると、荒川北東部を中心として広範囲に液状化する可能性が高い。区民への液状化対策に係わる情報提供等の対策が必要である。

4 出火、延焼等の防止における課題

災害時に延焼拡大の危険性が高い木造住宅密集地域を中心に、的確な消防水利の整備を進める必要がある。

また、震災時に使用可能な消火栓や、河川の堰止め、プールや池等のあらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する必要がある。建物倒壊等による道路閉塞、がれきの散乱、地盤の液状化等により、常備消防による消火活動が困難な地域が生じる可能性がある。

5 施設の点検等における課題

災害時の建物被害、被災者の避難所への避難、帰宅困難者の一時滞在施設への受入れに備え、限られた時間の中で建物の安全確認を行い、建物内の待機、被災者・帰宅困難者の受け入れを判断する体制を構築する必要がある。

第4章 減災目標と対策の方向性

第3節 課題

第3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等

1 交通関連施設の安全確保における課題

首都圏三環状道路は、令和4年8月で整備率約82%となっており、災害時に高速道路ネットワークの機能を確実に確保するため、早期の整備が進められている。

また、幹線道路ネットワークについて、外環や区部放射・環状道路、多摩東西及び南北道路等でミッシングリンクが生じているため、被災時の代理機能が確保できていない。さらに、緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊により、道路が閉塞する可能性がある。

区内の放射・環状道路は概ね完成しているが、一部、立体交差箇所等が未完成であり、また、区内の都市計画道路の完成率は79%であり、災害時における区内のネットワーク化は十分とは言えない。さらに緊急輸送道路沿道の建物の倒壊により道路が閉鎖する可能性もある。

連続立体交差事業の進捗により、踏切除却は進めているが、依然として事業に時間を要する踏切も存在しており、道路のネットワーク化の課題となっている。

歩道橋や橋梁はひとたび落下すると道路の通行不能や他の道路、河川、鉄道への影響は大きく、早期の耐震補強や架け替えが必要である。

また、インフラ施設である水道、下水道施設等に被害が発生すると復旧には長い時間を要するため、事前の対策に取り組む必要がある。さらに区内を走る鉄道の耐震化や駅舎等の施設の耐震化も早期に取り組むよう働きかける必要がある。

2 ライフラインの確保における課題

水道については、大規模地震が発生した場合においても、被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するために、効果的に水道管路の耐震継手化を推進していく必要がある。また、耐震化の取組を進めてきているが、一部にバックアップ機能が十分でないため、断水して耐震化の工事を行うことができない施設や管路が存在している。

加えて、下水道については、震災時でも機能を確保するため、耐震化や浮上抑制対策の取組を引き続き着実に進める必要がある。

電気、ガス、通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められているが、バックアップ機能の強化など、引き続き、こうした事業者による取組みを着実に進める必要がある。

3 エネルギーの確保における課題

エネルギーは都市の機能を支えるうえで不可欠なものであり、特に防災上重要な建築物やライフライン施設等については、発災後もその機能を維持できるよう、自立電源の確保が重要となる。

また、非常用発電機用の燃料確保についても、既存の協定の実効性を一層高めるための取組みを推進する必要がある。

さらに、自立電源や燃料の確保とあわせて、建物自体の消費エネルギーを削減することが必要となる。

第4 津波等対策

1 地震・津波・洪水・高潮・内水氾濫に対する危機管理体制における課題

従来までは、洪水、高潮、内水氾濫を主に想定した体制を構築してきたが、東日本大震災を踏まえ、新たに津波への対応を含めた体制の検討が必要となった。

2 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導體制における課題

津波による被害を軽減・防止するためには、津波警報・注意報等を迅速・的確に収集し、区民にいち早く伝達する体制を確立する必要がある。

地震が発生してから津波が来襲するまでに時間の余裕がない場合があることから、伝達ルートに関係なく最初の警報・注意報に接したときは、直ちに区民等に周知し、河川敷から避難させる等の確かな措置を行う必要がある。

3 津波防災意識の啓発、教育及び訓練における課題

現状では、避難場所等についての正しい理解が十分に普及しているとは言えず、足立区の地域特性を踏まえ、津波等の災害の態様に応じた安全な避難方法等について、広く普及啓発を進める必要がある。

第5 応急対応力

1 区の初動対応における課題

東日本大震災では被害は広範かつ甚大なものであり、被災地では自治体の庁舎等が被災した例もあり、被害状況や支援要請の集約に時間を要した。被害想定では、多くの負傷者や自力脱出困難者や建物被害が想定されるため、救出・救助の実施に向け、情報収集や発信・分析、救助活動の展開等、より効率的かつ効果的な体制を構築する必要がある。

2 広域的な連携体制における課題

広域的な物資調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難等については、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり、都や協定締結先自治体等との円滑な連携を図るため、広域的な活動拠点の調整を含む広域連携体制の実効性を高める必要がある。

3 防災関係機関との連携体制における課題

各防災関係機関の力を最大限に発揮できるよう、連絡体制や使用施設等について、事前に十分な調整を行う必要がある。

第6 情報・通信

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制における課題

震災時に、電話、FAX等の通常の通信手段の機能が大きく低下し、区や都の行政機関内部における情報連絡、外郭団体や協力機関等との情報連絡が影響を受ける。

第4章 減災目標と対策の方向性

第3節 課題

その結果、区内の被害状況や各部局における対応状況について、情報の一元化がスムーズに行われなくなる等、被害の全容が把握できず、その後の応急・復旧活動に支障が生じ得る。

2 住民等への情報提供における課題

区HPへのアクセス集中により、閲覧に時間を要する等の問題が生じることや、マンションの高層化や家屋の密閉化等により、防災行政無線の音声が届きにくい場所や建物があり、こうした問題を踏まえ、複数の手段で確実に提供できる体制の整備が必要である。

3 住民相互の情報収集・確認等における課題

携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道の運行状況等交通機関に関する情報が不足し、区民や帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。

また、通信事業者が提供している発災時の安否確認ツールが十分活用されていない。

第7 医療救護・保健衛生等対策

1 初動医療体制における課題

区内で約 10,000 人の負傷者（うち重傷者は約 1,300 人）の発生が想定されており、東京DMAT等による迅速な医療救護活動と災害拠点病院を中心とする受入医療機関の確保が必要である。

このため、東京都の災害医療体制のもとで、限られた医療資源を最大限有効に活用して、救える命を確実に救うことに努める。そのためには、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の構築が必要である。

また、傷病者や応援医療チーム等の搬送について、病院救急車や民間救急車、バス事業者、タクシー事業者等と協定を締結する等、具体的な手段を確保する必要がある。

さらに緊急医療救護所や応援医療チーム等の活動を支援するため、区と区医師会の協定に基づき、休憩場所や食事等の確保をする必要がある。

2 医薬品・医療資器材確保における課題

区は、災害時に備え医薬品を緊急医療救護所となる病院や避難所に備蓄しているが、医薬品が不足した場合に備え、区内薬剤等卸業者等との災害時協定を締結した。

災害時に迅速に医薬品の確保ができるよう、口座開設等更なる準備が必要である。さらに、災害時に、停電や断水等により緊急医療救護所となる病院等が稼働不能とならないよう、非常用電力の確保や給水体制等の整備が必要である。あわせて、災害時に他の自治体の病院やDMAT、消防、警察、自衛隊等の関係機関と、負傷者の搬送や受入等の連携を図るうえで不可欠な情報通信について、複数の通信手段を確保する等の体制整備が必要である。

3 災害により悪化した生活環境改善における課題

被災地での生活、避難所での生活においては、調理、食事、ごみ出し、排泄等様々な場面で衛生上の問題が発生するため、適切な管理・指導を行う必要がある。

また、災害時には非衛生的な環境となり、感染症の媒体となる害虫等の発生防止対策を行う必要がある。さらに、被災者のメンタルケア等の実施についても支援体制を構築する必要がある。

また、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡する災害関連死についても防止していく必要がある。

4 遺体の取扱いにおける課題

足立区の被災による死者は、最大で約800人と想定されており、発災時において、迅速な検案活動等を実施するためには、遺体収容所等における体制の整備、関係機関と連携強化が必要である。

また、区部9箇所の火葬施設のみで火葬処理を行うとすると、相当の期間が必要となるため、都内火葬場の被害状況に応じて、広域火葬実施計画による都外での火葬も検討する必要がある。

第8 帰宅困難者等

1 一斉帰宅抑制の基本方針や帰宅困難者対策への取組の実施に関する課題

「一斉帰宅抑制の基本方針」では個人や事業所、行政機関が取組むべき基本的事項が定められており、「東京都帰宅困難者対策条例」ではそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組みが明文化されている。区民、事業者等に対して、この役割に応じた対策の取組について周知徹底を図り、各主体が取組を進めていく必要がある。また、各取組の実効性確保のためには、各事業者等の組織の力の活用や、役割分担の明確化、相互連携体制の構築が必要となる。

2 駅前滞留者対策推進協議会の実効性における課題

北千住駅前滞留者対策推進協議会及び綾瀬駅等滞留者対策推進協議会の各協議会の帰宅困難者対策の実効性の確保のために、各地域の実情にあわせた改善が必要となる。また、計画に基づき、メンバーの災害時における即応性を高めて訓練等を行う必要がある。

3 帰宅困難者への情報通信体制整備における課題

東日本大震災の反省点から、協議会としての業務を明確にし、現地対策本部の円滑な立ち上げと情報収集・提供をする体制を早期に整備する必要がある。

また、駅周辺の状況把握のために整備している、北千住駅、及び綾瀬駅等周辺の災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）による情報収集や、災害用デジタルサイネージを活用した情報の提供を行う必要がある。

第4章 減災目標と対策の方向性

第3節 課題

4 帰宅支援における課題

安全が確認された後の、代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制や、徒歩帰宅者をサポートする災害時帰宅支援ステーション等の支援体制を充実させる必要がある。

東日本大震災では、通信事業者の安否確認に関するツールは十分に活用されたとは言いがたく、行政と民間が連携して帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制を整備する必要がある。

また、事業所従事者等を事業所内に待機させるためには、家族等の安否に関する情報等の伝達が不可欠なため、メールやHP等を活用した情報について周知を行う必要がある。

5 一時滞在施設における課題

被害想定では、行き場のない帰宅困難者が多数発生すると想定されており、一時滞在施設の確保、備蓄をさらに充実させる必要がある。

第9 避難者対策

1 避難体制における課題

避難時の情報収集伝達体制、避難誘導體制等とともに、自治体の枠を越える大規模災害時における、避難先の確保も含めた的確な避難誘導の在り方について検討が必要である。

2 避難所の指定及び管理運営における課題

不特定多数の人々が数日（場合によってはさらに長期間）にわたり、生活する避難所での安心・安全の確保や、女性や要配慮者、医療的ケア児、障がい者、外国人、ペットの同行等の多様な避難者のニーズに応える必要がある。特に、避難所生活における安心・安全の確保のためには避難所における衛生面の悪化を防止するための適切なトイレの確保、高齢者の誤嚥性肺炎等の防止や十分な栄養補給のための温かい食事の提供、エコノミー症候群や粉塵吸入による気管支炎、喘息の防止のためのベッド等の配備など災害関連死を防止するための対策が必要である。

避難所の受入可能人員の不足に対しては避難者を減少させるための事業や避難所の追加指定等の対策が必要である。

また、発災後のフェーズや避難所の状況を考慮したうえで令和7年3月に都が示した「東京都避難所運営指針」を参考に避難所環境の目指すべき姿として、向上を図る必要がある。

3 要配慮者対策の体制における課題

被害想定では、足立区の死者の中で要配慮者が多くを占めている。そのため、その中で、避難行動要支援者の支援を中心として、要配慮者支援体制の強化をしていく必要がある。また、災害発生時において、要配慮者が確実な支援を受けるためには、要配慮者とその家族等の支援者も含め、支援に関する情報の収集方法や避難の仕方等について訓練を実施する必要がある。

4 在宅避難者等の支援体制における課題

避難所の受け入れ人員が不足することから、在宅避難等の分散避難を推進する必要がある一方で、在宅避難者に対しても適切な支援体制の構築が求められる。特にマンションにおいてはエレベーターや水道、トイレが使用不可となった際に在宅避難を継続させるための支援が必要となる。

また、避難所外に避難する被災者へ支援を行うため、被災者の連絡先の把握方法等を検討する必要がある。

第4章 減災目標と対策の方向性

第3節 課題

第10 物流・備蓄・輸送対策

1 食料・水・生活必需品確保における課題

物資の途絶が3日以上に及び、備蓄している食料・水・生活必需品等が不足した場合、栄養状態や避難所環境の悪化により、災害関連死の危険性が高まる。発災時に都からの物資支援が想定どおり届かない事態に対応するため、災害備蓄食料及び携帯トイレの増備蓄を推進する必要がある。あわせて、区民の各家庭における備蓄についても3日分以上の備蓄を行うよう普及啓発を図る必要がある。

また、要配慮者、食事制限のある方や子ども、男女の違いに一定の配慮をした食料・生活必需品等、避難者のニーズは多様化しており、その対応が求められる。

飲料水については応急給水を行うが、水道の復旧が1ヶ月を超えるような場合等の長期化への対策は十分ではない。

2 備蓄倉庫及び輸送拠点整備における課題

区では、災害時の物資輸送に支障をきたすことを想定し、分散備蓄を行っているが、避難所となる施設において物資の保管場所を確保することが難しく、避難所を指定する際の障害となっている。

災害拠点備蓄倉庫については、保木間災害備蓄倉庫を除く倉庫について、建物の老朽化が進んでいることや浸水の危険性があることから再検討が必要となる。

地域内の輸送拠点については、集積場として3箇所(都立舎人公園・区立保木間公園・都立東綾瀬公園)を指定している。しかし、これらの拠点については、ヘリコプターの発着場所等、他の用途でも利用するほか、屋外であるため、備蓄物資の荷捌きに支障が出る可能性がある。そのため、これまで備蓄していたワンタッチ式テントに加え、令和5～6年度にかけてエアータント69張増備蓄した。

3 輸送体制整備における課題

避難所で必要な物資等を輸送するため、防災倉庫及び地域内輸送拠点からの効率的な輸送体制を築く必要がある。そのためには、災害時における輸送ルートの検討、及び輸送手段の確保を目的とした物流事業者との連携等の具体化を進める必要がある。

第11 放射性物質対策

1 円滑に対応できる体制における課題

福島第一原子力発電所事故への対応の経験を踏まえて、放射性物質等による影響について、円滑に対応できる体制の構築が必要である。

2 区民への正確な情報提供等における課題

区民が安心して生活できるよう、科学的・客観的根拠に基づく正確な情報を提供し、問い合わせに対応する窓口を整備する等の対策を講じる必要がある。

第12 住民の生活の早期再建対策

1 早急な対応を要する生活再建対策における課題

罹災証明は、被災後の全ての生活再建支援の手続の基礎となるものであるから、迅速に発行する必要がある。

また、罹災証明の発行対象となる家屋が膨大な量になると想定されるため、住家被害認定調査を早急に実施する体制整備が必要である。

被災者に対する義援金については、被害状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。

2 災害用トイレの確保及びし尿処理における課題

発災時には、上下水道の被害が想定されている。上下水道の復旧（特に下水道の復旧）までの間を乗り切るため、被災後のトイレ機能の確保に向けたし尿処理や清掃等の維持管理について検討する必要がある。

3 がれき・避難所ごみ等の処理（災害廃棄物処理）における課題

「足立区災害廃棄物処理計画」では、大量に発生するがれき等を分別・保管する一次仮置場候補地を区立公園（313か所）等とした。

今後も国・都等の仮置場に適した用地についても、平常時の段階から各管理者と協議のうえ、可能な限り一次仮置場候補地を選定していく必要がある。

また、特別区共同処理体制の構築のため、各区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会は、特別区と関係団体との協定締結や「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」の見直しを行う必要がある。

4 応急仮設住宅の供給における課題

住家が全壊、全焼し、自力で居住する住家を確保することができない被災者や住家の応急修理の期間が1ヵ月を超えると見込まれる被災者の一時的な住まいの確保のために必要な応急仮設住宅の供給量を確保する必要がある。

また、想定される入居者層の世帯規模や高齢者、障がい者等の利用に配慮するとともに、入居者の孤立防止や団地・地域住民のコミュニティの維持など、災害関連死の防止を踏まえた対策が必要となる。

加えて、応急仮設住宅建設候補地の選定にあたっては浸水被害についても考慮する必要がある。

5 災害ケースマネジメントの課題

災害時に支援を必要とする方の早期発見、必要なサービスへのつながりを円滑に進めるために、災害ケースマネジメントの取組内容の検討及び取組を行う庁内の実施主体、外部機関との連携体制を確立する必要がある。

6 学校、保育園・こども園、学童保育室等の対策における課題

災害発生時の安全確保、教育・保育活動の早期再開とそのため連携体制の強化が必要となる。また、学校施設は避難所の機能を併せ持っているため、避難所として利用できるよう、安全対策を実施する必要がある。

第4章 減災目標と対策の方向性

第3節 課題

第13 受援

1 受援体制

受援体制等の基本的な事項は地域防災計画において規定されているが、より具体的な対応計画を策定することで、受援体制の整備及び役割、人的・物的支援の調達・管理の仕組み、受援対象業務の事前想定について具体化し、発災時の業務の実効性の確保や円滑化を図る必要がある。

2 受援体制における課題

受援を効率的に実施するには、受援体制の全体像を把握し、個別施策における体制整備の進捗状況や課題を明らかにする必要がある。

また、受援には、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関する取りまとめ、調整会議の開催や応援者への配慮など、様々な対応が求められる。これらを円滑に行うためには、災害対策本部各班・課に業務ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を専任する班・担当が必要となる。

3 人的・物的資源の調達・管理における課題

人的・物的資源の調達・管理にあたっては、必要となるニーズや受けられる支援について、その具体的な内容や量の見積りを行うことや、支援側、応援側の枠組みなど、調達に関わる体制の構築が求められる。

また、限られた人的・物的資源の具体的な活用方法について、効果的に管理するための仕組みの構築も求められる。

4 広域連携における課題

東日本大震災における事例を踏まえて、周辺の区や他の自治体にわたり、広域的に被災し、都内の区市町村の相互応援では対応できない場合に備える必要がある。

5 受援が必要な業務の明確化と継続性における課題

東日本大震災における事例を踏まえて、支援側の機関から受入れを行う際にミスマッチが生じないよう、区の状況を収集把握したうえで、必要な業務を明確にし、応援要請を行う必要がある。

また、応援職員の入替りに伴う業務の継続性の確保について検討する必要がある。

第4節 対策の方向性

第2節と同様に、震災対策の施策体系（13施策）に基づき、対策の方向性を整理する。

第1 区民と地域の防災力向上

1 自助による区民の防災力向上

区民一人ひとりが「自らが防災の担い手」であるとの自覚を持ち、防災対策に取り組むよう、防災意識の啓発を推進するとともに、区民及び事業所等の初期消火や救出・救護、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進する。

また、小・中学校等における総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を育成していくとともに、通訳機の活用、足立区防災アプリや足立区災害ポータルサイトあだち防災マップ&ガイド等、提供する情報の多言語化や、ピクトグラムを用いるなど、ユニバーサルデザインを踏まえた外国人や要配慮者への情報提供や防災知識の普及等を推進する。さらに、区及び防災関係機関は、その職員に対して、専門的な防災知識を身につけさせるとともに、相互に密接な連携を保ちながら、区民及び事業所等に対して防災知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

また、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待される防災士の資格取得費用助成対象の拡大や資格取得後の自主防災組織への参加、避難所の運営など、専門的な知識を活用できるようサポートを行うほか、災害時の多様なニーズにきめ細かく対応するため、女性防災人材の育成を推進する。

2 地域による共助の推進

「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を啓発していくとともに、地域における初期消火や救出・救護、避難体制の強化に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。共助の中核を担う防災区民組織（町会・自治会等）の普及・拡大を積極的に図るとともに、地域そのものの連帯や絆を強化する様々な取組みにより地域の共助を推進する。

あわせて、地域にいる建築等の技術を有する職人や、教員、保育士等の免許保有者について、地域の人材として把握に努め、防災区民組織（町会・自治会等）の活動や避難所運営に関わる体制を整備する。さらに、防災区民組織（町会・自治会等）等が発災時に十分な力を発揮できるよう、訓練やスタンドパイプ等の資器材の充実に加え、老朽化した資器材（可搬消防ポンプ等）についても、耐用年数を踏まえて定期的に更新する。

また、マンション防災に対しては在宅避難を行う上でのマンション特有の課題の解決に向け、住民・管理組合・管理会社のそれぞれに対する多面的で効果的な普及啓発策を推進する。

3 消防団の活動体制の充実

初期消火や救出・救護等の活動を発災時に的確かつ迅速に実施できるよう、地域住民、東京消防庁等と連携した訓練及び活動拠点の整備を推進し、消防団の活動体制の充実や組織力の強化を図る。

第4章 減災目標と対策の方向性

第4節 対策の方向性

また、消防団員の定員が不足していることから、女性や学生等も対象とした募集活動や人材育成を推進する。

4 事業所による自助・共助の強化

行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進、従業員用の食料や水の備蓄推進等により、災害時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力向上を促進する。

また、従来の行政、事業所、区民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、災害に強い社会を構築する。

5 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

災害時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、区と社会福祉法人足立区社会福祉協議会、NPO・市民活動団体等が相互の連携を強化するとともに、区は、ボランティアなどの人員の受入体制の構築に関する具体的な受援計画を策定し、それらに基づく事前の協議や訓練等により、ボランティア活動の支援体制づくりを推進する。

6 防災士等との連携の推進

災害時、地域の応急対応の中核となり得る防災士等、知識、技能を有する区民が有効に活動できるよう、関係機関を含めたプロジェクトチームや協議会を通じて、連携体制づくりを推進する。

また、これらの組織のメンバーを救出・救助や避難所運営のリーダーとして位置づけ、避難者のなかで、志願した者を率いて、応急対応にあたる体制を整備する。

7 地区防災計画策定の推進と防災活動の活性化

地区防災計画未策定の地区においても、自主的作成を促進するための取組を推進する。

また、地区防災計画を普及させるため、特に災害による大規模被害が想定され対策が急がれる地域等を対象に、地区防災計画の策定を支援する。

また、地区防災計画を策定した防災区民組織、事業所等と協働して、「具体的事業計画」の内容に反映させる（「具体的事業計画」の内容例；防災活動に従事する人材の育成、防災に関する普及啓発、防災訓練の実施、情報連絡体制の整備、防災に必要な物資や資器材等の確保、消防団との連携体制の強化等）。

第2 安全な災害に強い防災まちづくり

1 木造住宅密集地域の改善の促進

区内の木造住宅密集地域は広範囲に及んでおり、密集市街地の整備、改善に取り組む必要がある。これらの地域においては、主に修復型のまちづくり手法である国土交通省住宅局所管の住宅市街地総合整備事業を導入し、老朽建物の買収除去・不燃化建築物へ

の建替え誘導等を活用しながら、防災性の向上と居住環境の改善を図り、災害に強いまちを実現する。

また、まちの安全性や防災性に支障を及ぼす適正な管理がなされていない老朽危険家屋の所有者に対して、粘り強い是正措置の要求並びに指導を継続する。建替え更新が困難な無接道敷地への支援として、区が街区プランを策定して特定許可の適用に努めることや二方向避難路整備の助成を行うなど、区独自の無接道家屋対策を推進する。

さらに、区は都と連携しながら、不燃化特区制度を活用し、重点整備地域において、不燃化特区及び新たな防火規制の指定、特定整備路線等の整備による延焼遮断帯、避難・救援路の形成や不燃化特区による老朽建築物の解体・建替えを促進し、都がこれまでに整備を行ってきた防災機能を有する既存施設等も最大限に活用し、東京の総力を結集した取組みにより、「燃えない、燃え広がらないまちづくり」を実現する。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

令和3年に改訂した足立区耐震改修促進計画に基づき、「住宅の耐震化」、災害時の被害の影響が大きい「民間特定建築物の耐震化」、「地震発生時に閉塞を防ぐための特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化」を重点的に取り組むべき施策として設定し、耐震化の促進のさらなる強化を図るとともに、2000年基準での木造住宅の耐震化も促進する。

また、家具類の転倒防止等の対策や感震ブレーカーの設置、ブロック塀等の倒壊防止の重要性について普及・啓発を図る。

3 液状化対策の強化

都が作成する「液状化による建物被害に備えるための手引」に基づき、木造2階建て住宅等の小規模建築物を対象とした液状化対策を推進すると共に、パンフレット「知ってほしい足立区の地盤と液状化対策」にて区民に情報提供を行う。

(資料編震災編 第10「知ってほしい足立区の地盤と液状化対策」P.43)

4 出火、延焼等の防止

火災の防止に関しては、人命の安全確保に重点を置き、基本的な重要事項として、出火等の防止、初期消火の徹底、火災の拡大防止及び避難の安全確保等の施策を確立し、大震災に対処する。また、根本的な出火防止策として、建築物の耐震化や老朽危険家屋の是正指導、無接道敷地の建替え誘導を重層的に展開するとともに、併せて二方向避難路の確保に努める。

都は、経年防火水槽の耐震化や深井戸の整備のほか、木造住宅密集地域内において重点的に水利整備を推進するための整備方策を検討する。

また、危険物、火薬類、放射性物質、高圧ガス、毒物・劇物関係等の保管施設については、地震、火災及び大量放出から住民の生命、身体及び財産を保護するため、これらの施設の立入検査を実施し、従事者及び施設管理者に当該物件の取扱指導、訓練等を実施することにより、災害の予防を図る。

第4章 減災目標と対策の方向性

第4節 対策の方向性

5 施設（区の公共施設等建築物）の緊急点検体制整備

「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係わる指針」（内閣府）にもとづいて検討する。

第3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

1 交通関連施設の安全確保

道路、鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っている。こうした施設が損壊等の物理的被害を受けたり、交通渋滞、車両火災等により機能不全に陥ると、人命救助や消火活動、物資輸送等の円滑な実施が困難になるおそれがある。

区民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋梁等の安全確保や新たな交通規制の実施、鉄道事業者に対する支援を進め、鉄道駅や駅間施設等の耐震性向上を図り、鉄道の安全確保と早期復旧、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。

2 ライフライン等の確保

水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくり等、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

3 エネルギーの確保

自立・分散型電源の導入促進等エネルギーの多様化等により電力供給の安定化に向けた取組みを促進し、更なる非常用発電の体制強化や既存の協定の実効性の向上を図ることにより発災後も都市の機能を維持する。

また、足立区脱炭素ロードマップ（案）に基づき、先導的なプロジェクトとして新築・改築を予定している公共施設の ZEB 化を検討するとともに、設備導入した施設については、利用する区民の行動変容や、事業者が保有する建築物等への省エネ設備の率先導入につながるよう効果的なPRを行う。

第4 津波等対策

1 地震・津波・洪水・高潮・内水氾濫に対する危機管理体制の強化

区の水防組織においては、区（関係部）や都、関係機関が連携して、必要となる水防資器材の確保や体制の整備を行うことで、災害時には迅速に対応する。

2 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導體制の構築

多様な受発信手段を用いることにより、迅速・的確な情報伝達のための体制づくりを推進し、区民の安全の確保に取り組む。

3 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

足立区の地域特性を踏まえた津波防災意識の啓発や訓練等を継続的に実施し、防災に対する正しい知識と体験を区民に広める。

第5 応急対応力の強化

1 初動対応体制の再構築

区と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう、本部体制を見直し、災害対応・総合調整機能の強化や、警察・消防・自衛隊等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。そのため、足立区業務継続計画の充実を図り、ローテーション勤務等の体制の確立や、部別行動計画（初動マニュアルを含む）の更新等を行い、少ない人数でも適切な対応がとれるよう事前に検討を進める。

また、受援計画についてはより具体的な内容を検討し、具体のマニュアルの策定を推進する。

2 広域連携体制の強化

東日本大震災での教訓や都の体制等を踏まえ、協定締結自治体間で円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係わる調整体制を強化するとともに、広域的な活動の基礎となる施設等の運用・管理に係わる体制を確立する。

3 防災関係機関との連携体制の強化

各種の応急対策ごとに防災関係機関や事業者を含めた関係主体同士の事前調整、訓練等を通じて連携体制を強化する。

第6 情報・通信の確保

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡

区は、足立区防災行政無線や災害情報システムの更新による機能拡充に加え、それを補完する多様な通信手段を配備する等、行政機関内の情報連絡体制を確保する。また、足立区地域防災無線、専用電話等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築する。

また、それらの機器の使用方法を訓練等により習熟させ、強固な連絡体制を構築する。

さらに、避難所等を情報拠点に位置付け、防災区民組織等の協力を得ながら、情報連絡手段の多重化や組織体制の整備等情報連絡体制の構築に努める。

2 住民への情報提供、報道機関との連携

区は、災害ポータルサイト、区ホームページの大量アクセスの負荷分散や、区公式SNS、足立区防災アプリ、災害用デジタルサイネージ等、新たな情報提供ツールの活用、鉄道事業者による情報提供により、区民への情報提供を推進する。

また、携帯電話会社の4社（NTTドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイル）が運用している「緊急速報メール」により、災害情報をいち早く伝える。さらに、災害情報システムにより、効率的な情報共有と集計を実施し、正確な状況を把握するとともに、報道機関との連携を密にする。

第4章 減災目標と対策の方向性

第4節 対策の方向性

3 住民相互の情報・通信基盤の確保

区は、通信事業者による安否確認手段の確保や、避難所となる小・中学校等に公衆無線LAN等の通信設備を配備する等により、帰宅困難者への情報提供を充実する等、情報・通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。

また、安否確認サービスの利用普及を図る。

第7 医療救護・保健衛生等対策

1 初動医療体制の確立

被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、東京都災害対策本部の下に設置する都災害医療コーディネーター、各二次保健医療圏に設置する東京都地域災害医療コーディネーター並びに足立区が設置した区災害医療コーディネーターを中心とする情報連絡体制を構築する。

なお、区における災害時医療に関する応急対応全般の調整は、区（医療部）で行う。

合わせてDMA Tや緊急医療救護所スタッフ等の待機場所や食料の確保等の応援医療チームの受入及び支援体制を整備する。さらに、都（関係局）や警視庁、東京消防庁、自衛隊等の搬送機能を有する関係機関・団体との連携強化や、病院救急車や民間救急車、バス事業者、タクシー事業者等、搬送手段を有する事業者と協定を締結する等し、搬送手段を確保する。

2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、関係機関との協定等を活用した医薬品等の供給体制を強化する。

また、停電や断水等に備え、建設機械等のレンタル事業者からの発電機等の非常用電源の調整や、可搬応急給水タンク等による給水等、緊急医療救護所となる医療機関のインフラが被災した場合でも、医療が継続できる体制を整備する。さらに、災害時の情報連絡を確保するために、防災無線の配備を進めるとともに、区外の医療機関や、DMA T、自衛隊等、区の防災無線が配備されていない関係機関との通信手段を整備する。

3 生活環境の改善

関係機関、関係団体との協議や訓練等を通じて実動における人員や資器材の検討を行い、DHEAT・DWAT・DPAT等の専門チームとの連携を図ることで実効性のある保健衛生体制を構築し、生活環境の改善に努める。

災害関連死の防止にあたっては、適切なトイレの確保、口腔ケア用品での高齢者の誤嚥性肺炎等の防止や十分な栄養補給のための温かい食事の提供、エコノミー症候群や粉塵吸入による気管支炎、喘息の防止のための標準規格を満たしたベッド等の配備に加え、今後は折り畳み式リクライニングベッドの備蓄を進めていく。

4 遺体の取扱い

東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医師の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発を図る。

また、協定を締結している民間関係団体とも連携して、遺体の搬送に協力し、広域火葬体制での迅速な対応の実現を図る。

第8 帰宅困難者等対策

1 一斉帰宅抑制の基本方針や帰宅困難者対策への取組の実施の周知徹底と実効性の確保

「一斉帰宅抑制の基本方針」や「東京都帰宅困難者対策条例」の内容を、区民及び事業者等に周知し、区内の各事業所は条例に基づき従業員の帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保等、帰宅困難者対策に係る計画の作成を推進する。

また、各取組の役割分担や相互連携体制を明確化し帰宅困難者対策の実効性を確保する。

2 駅前滞留者対策の実効性の確保

北千住駅周辺駅前滞留者対策の実効性の確保のため、「北千住ルール」及び「北千住ルール実践のための行動指針」を包含した北千住駅周辺地域エリア防災計画に基づき、「北千住ルール」を実現するための行動を徹底する。綾瀬駅周辺についても同様に「綾瀬ルール」及び「綾瀬ルール実践のための行動指針」を包含した綾瀬駅等周辺地域エリア防災計画（令和8年3月完成予定）に基づき「綾瀬ルール」を実現するための行動を徹底する。また、即応性を高めるために各地区で訓練等を実施する。

3 情報通信基盤の整備

区、都、国、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備する。特に都が整備した東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムを活用した情報連絡体制を構築する。

また、災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）の整備に努め、被害状況の収集体制の整備拡充を進める。

4 帰宅支援のための対策

駅前滞留者対策推進協議会の情報提供ステーション機能の更なる充実を目指す。

また、主要道路沿いの帰宅困難者支援体制の強化を目指すとともに、綾瀬駅についても帰宅困難者対策を進める。あわせて、防災マップや災害時に必要となる情報を提供する機能等をもつ足立区のスマートフォン用アプリである「足立区防災アプリ」の一層の普及を図る。さらに、災害用デジタルサイネージの整備や公共交通機関の復旧見通し、家族の安否情報等の情報提供体制の整備拡充を進める。

5 一時滞在施設の確保

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した帰宅困難者のうち、帰宅が可能となるまで待機する場所がない者を一時的に受入れる施設（一時滞在施設）の確保に努めている。

また、要配慮者の受入れが可能な一時滞在施設の確保にも努める。

第4章 減災目標と対策の方向性

第4節 対策の方向性

第9 避難者対策

1 避難体制の整備

的確な避難指示、避難誘導等、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

2 避難所の指定及び管理運営の整備

避難所運営本部による統制、衛生管理の徹底等による避難所の安心・安全の確保について、女性や要配慮者（乳幼児、妊産婦、高齢者、障がい者、医療的ケア児、難病患者、外国人等）、性的マイノリティに対する配慮について検討を進める。また、ペットの同行避難については避難所運営訓練等を通じて、足立区ペット同行避難ガイドラインに基づいた対応の推進に努める。

長期にわたる可能性がある避難生活による災害関連死の抑制のために「足立区災害時のトイレ確保・管理計画」に基づくフェーズごとの適切なトイレの確保、キッチンカー等を用いた温かい食事の提供、規格を満たしたベッドや折り畳み式リクライニングベッドの使用によるエコノミー症候群や粉塵吸入を防ぐための睡眠環境整備、プライバシーを確保できるテント、パーテーション等の整備を推進し、各避難所へ提供できるような体制を強化する。

避難所の受入れ可能人員の不足に対しては、避難者減少に資するハード面の事業を推進するとともに、民間施設等との協定締結や現在指定されている施設以外の区施設の利用等を検討し、人口が多く建物の倒壊や火災による被害が大きい地区について優先的に避難所を指定する。

また、災害による停電発生時に備えた電源確保及び避難所におけるDX化の促進のため、蓄電池や情報通信資機材を集約した災害ポータルキャビネット（DPC：Disaster Portal Cabinet）を第一次避難所へ導入する。加えて、避難所の受付のDX化の手法についても検討を進める。

3 要配慮者対策の強化

情報の提供と伝達、安否の確認、避難生活の確保等、他分野にわたる対策について関係機関、関係各部と更に検討を進め、支援体制の強化を図るとともに、要配慮者自身が支援を受けるために必要な情報や避難方法等の啓発や訓練を行う。

また、災害時の要配慮者への支援について、高齢者施設や障がい者施設との協定締結等、活用できる資源の発掘や支援体制の構築を進める。

4 在宅避難者等の支援体制の検討

避難生活が長期に及んだ場合に、在宅避難を継続できるよう、在宅避難を想定した備蓄や非常設備の設置に関する啓発・支援の検討等、国や都と連携してマンション防災を推進する。また、在宅避難をしている避難者の把握や物資のニーズの把握、物資の提供方法、マンションにおける備蓄の推進等、具体的な支援体制を検討する。

国や東京都の動きを注視しながら、被災者の連絡先や避難状況等の情報の把握及び支援方法について検討を進めていく。

第10 物流・備蓄・輸送対策

1 食料・水・生活必需品等の確保

発災時に備蓄品が不足することで生じる災害関連死の発生を防止するため、区による備蓄品の充実を進める。

(1) 食料・生活必需品等の確保

備蓄量の増加と調達先の拡大により、災害時に必要な物資を確保できる体制を構築する。そのため、区は都や事業所等と連携して、避難者等のための発災後3日分の食料・生活必需品等の確保に努める。生活必需品については、令和6年から口腔ケア用品等の備蓄を進めている。一般の倉庫での保管が難しい液体ミルクについては令和8年から民間事業者と連携し、温度管理が可能な倉庫での確保を行う。また、携帯トイレについては、令和7年7月の災害対策基本法の一部改正により、備蓄数の算出方法の考え方が変更となり、約885,000個の増備蓄が必要になったため、令和12年度までに順次、増備蓄を行う。

都の備蓄物資は区の要請に基づき供給されるのが原則であるが、そのいとまがないときは、都は区からの要請を待たずに、必要な物資または資材の供給（プッシュ型支援）を行う。

(2) 水の確保

都は水道局職員が不在でも、区及び防災区民組織（町会・自治会等）等が円滑な応急給水活動を開始することができるように施設整備等を行う。

また、都は、消火栓等を活用した仮設給水栓からの応急給水を初めとする多面的な飲料水確保策について支援する。生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。

(3) 家庭内備蓄の促進

区は、自宅における被災生活に備えるため、備蓄物品のあつ旋や訓練参加者への防災グッズの配布等により各家庭での3日以上以上の備蓄の推進を図る。

また、区と都は、平時から区（都）民に対し備蓄の普及啓発を行う。区は普及啓発の取組として、毎月19日を「あだち備蓄の日」と定め、SNS等で備蓄の重要性について情報発信を行う。

2 備蓄倉庫及び輸送拠点の整備

備蓄倉庫の配置や新しい倉庫の確保について周囲の交通事情や震災・水害による被害のリスク等を考慮し再検討を行うとともに、避難所やその近隣への物資の分散備蓄を促進する。

また、物流事業者（輸送事業者）と連携した備蓄倉庫及び地域内輸送拠点における物資の搬出体制を構築するとともに、倉庫事業者との連携も視野に入れ、支援物資の保管場所を確保する。

第4章 減災目標と対策の方向性

第4節 対策の方向性

地域内輸送拠点については晴天・雨天問わず使用できる物資集積スペースの面積拡大を図るために、これまで備蓄していたワンタッチ式テントに加え、令和5～6年度にかけてエアータント69張増備蓄した。

3 輸送体制の整備

区災害対策本部と物流事業者等との連携を事前の協議や訓練により深める等、発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を構築する。

第11 放射性物質対策

1 関係部の役割分担を明確化し、区の体制を整備

これまでに各部でとられた様々な対策を踏まえて、区内における役割分担を明確化し、情報連絡体制を整備することで、機能的に対応する。

2 情報提供策の構築

放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないという特殊性から、区民の不安払拭のための情報提供策を構築する。

第12 住民の生活の早期再建対策

1 生活再建対策の早急な実施

「罹災証明」の発行については、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき実効性を向上させるため、体制の整備や研修等を行う。

義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

2 災害用トイレの確保、し尿処理への備え

避難所の災害用トイレの整備や公園への防災設備（自己処理型トイレ等）の整備を進め、関係機関との連携により、トイレの確保を図る。あわせて、し尿の収集・運搬に関する関係機関との連携体制を推進する。

また、これらを実行するにあたっては、「足立区災害時のトイレ確保・管理計画」に基づき取り組みを進めていく。

3 がれき・避難所ごみ等の処理（災害廃棄物処理）に関する訓練及び関連計画等の見直し

「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」等を活用した各種訓練を実施する。

また、「環境省災害廃棄物対策指針」、「東京都災害廃棄物処理計画」、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」等の関連計画等の改定に合わせ、「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」の定期的な見直しを行う。

4 応急仮設住宅の供給量の把握と入居者ニーズへの配慮

応急仮設住宅の供給にあたっては、都の被害想定による区内の建物被害棟数の把握、発災時の被災状況や被災住民の意向調査等により、実態に即した応急住宅の必要戸数を算定し、供給可能な民間賃貸住宅や公的住宅の戸数や応急仮設住宅設営予定地の面積等を踏まえて、供給体制の構築を図る。

また、想定される入居者層を考慮し、可能な限り入居者のニーズに配慮する。

さらに、複合災害への対策として、区内の浸水想定を考慮した候補地の選定について再検討を進める。

5 災害ケースマネジメントの実施に係る検討

災害ケースマネジメントの実施に係る取組内容や実施体制について具体的な検討を進めるとともに外部機関等と連携して実施するための連絡会議を創設するなど連携強化を図る。

6 応急教育・保育・児童保育

(1) 応急教育

災害発生時における学校の役割である児童・生徒・園児（以下「児童・生徒」という）の安全確保と教育活動の再開に関する体制の強化を図る。

また、学校施設は、避難所としての機能も併せ持っているため、区の実施する応急対策との連携体制の強化を図る。

(2) 応急保育

保育園・こども園児の安全確保等の体制強化を図るとともに、区の実施する応急対策との連携及び、早期に応急保育を実施する体制を整備する。

(3) 応急学童保育

学童保育室の安全確保等に関する体制強化を図るとともに、早期に応急学童保育を実施する体制の整備を推進する。

第4章 減災目標と対策の方向性

第4節 対策の方向性

第13 受援

1 個別の受援計画の策定

受援体制の整備及び役割、人的・物的支援の調達・管理の仕組み、受援対象業務の事前想定について、地域防災計画で規定している基本的な事項を踏まえ、より具体的な手順や役割を明記した受援マニュアルを策定する。

2 災害対策本部内の受援対策本部の設置と庁内の受援体制の明確化

災害時の受援体制については、混乱を避け、的確な情報収集に基づく受援要請を行うため、災害対策本部に受援対策本部を設置する。

また、受援専任担当や支援の要請・受入についての調整窓口等、受援対策本部や各部の役割及び手順など、庁内の受援体制の組織整備や各部の役割を明確化したうえで、支援のニーズ調査・要請・受入等、受援に関する業務は各役割を担う部が連携して対応に当たる。

3 人的・物的資源の調達・管理方法の仕組みづくり

限られた応援資源を必要となるニーズに基づいて効果的に投入するため、応援・受援の人的・物的資源を可視化し、効率的な応援受援の資源調達・管理を行うことができる仕組み・手法を構築する。

4 遠隔地の自治体との相互応援協定締結

遠隔地の都道府県の市町村との相互応援協定締結を推進する。

5 受援対象業務の明確化・標準化

区の状況を収集把握したうえで、全庁的に各部の受援対象業務とその業務の支援側の機関を明確にする必要がある。また、各業務について業務手順を具体的に検討することで業務内容を標準化し、職員の入替りに伴う業務の継続性を確保する。

第5節 到達目標と取組内容

第2節と同様に、震災対策の施策体系（13 施策）に基づき、到達目標と取組内容を整理する。

第1 区民と地域の防災力向上

1 自助の備えを講じている区民の割合を100%に到達

各主体に対する防災訓練や講演会等の実施、様々な媒体を通じた広報等により、区民一人ひとりの防災意識及び防災行動力の向上を図り、区民が、防災を我が事として捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。

また、被災した際も、特に乳幼児や小・中学生の保護者、妊産婦、障がい者や外国人等に不安を生じないように、効果的な情報提供を推進する。

2 防災区民組織（町会・自治会等）の活動活性化、地域の絆の向上

防災区民組織（町会・自治会等）の活動の活性化と技量の向上を図るため、研修会や関係機関と連携などして実践的な訓練支援を行う。また、誰でも扱いやすい資器材の整備充実を図ることにより、地域の災害対応力を強化する。

3 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上

区は、各消防署と連携協力して、消防団の定員充足率の向上や、分団本部等の活動拠点の整備等に取り組み、消防団活動の体制充実を図るとともに、発災時における地域住民・消防署等との連携による迅速な災害対応活動の推進等を図る。

4 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化

区は、都と連携し、地震に係わる自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、事業所の防災計画の実効性を確保し、近隣住民等で組織された防災区民組織（町会・自治会等）等との災害時応援協定の締結を促進することにより、地域全体の自助・共助体制を推進する。また、平成25年4月施行の「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、従業員等の食料や水等の備蓄を進め、事業所における防災体制を強化する。

5 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

区は、受援計画を策定し、ボランティアなどの人員の受入体制を明確化するとともに、それらに基づいて、災害時のボランティア活動支援を想定した訓練を実施することや、災害ボランティアセンターの運用に係わる具体的な事項について協議を行う等により、社会福祉法人足立区社会福祉協議会、NPO、市民活動団体等とのネットワークを構築する。

6 防災士等との連携の推進

区は、災害時、救出・救護や避難誘導等、地域の応急対応の中核として防災士等、知識、技能を有する方々が有効に活動できる体制を構築する。

また、これらの組織のメンバーをリーダーとして、各避難所運営本部に配置し、避難者を隊員とした救助隊を組織する等、避難所周辺での救出・救助活動にあたる体制を整備し、死傷者等の人的被害をなくす。

第4章 減災目標と対策の方向性

第5節 到達目標と取組内容

7 地区防災計画の策定の推進

区内においても、災害への危険性、地域活動等を考慮し、地区防災計画の策定が必要な地区を検討し、地区防災計画の策定目的やその要領等についてとりまとめた手引きを活用して、足立区全域にわたって啓発を図る。

防災計画策定済の地区においては、その計画の実効性を、防災訓練等を通じて確認検証し、地区防災計画をより実効性あるものとしていく。

第2 安全な災害に強い防災まちづくり

1 木造住宅密集地域の不燃領域率 70%

区内において、震災時に特に甚大な被害が想定される木造住宅密集地域を対象に重点的・集中的な取組みを実施することにより、市街地の不燃化を促進し、都の防災都市づくり推進計画（令和2年3月改定）に準じて令和7年度までに、不燃領域率68%、さらに不燃領域率70%を目指す。

2 住宅の耐震化及び特定緊急輸送道路の沿道建築物の総合到達率 99%

住宅の耐震化率については、令和7年度末までに95%、2000年基準での住宅の耐震化率については、令和17年度末までに耐震性を有しない住宅のおおむね解消を目標とする。

また、地震発生時の広域的な避難や救急・消火活動に資する特定緊急輸送道路の沿道建築物については、重点的に耐震化を推進することにより令和7年度末までに総合到達率99%かつ区間到達率95%未満の解消を目標とする。

3 「液状化による建物被害に備えるための手引」に基づく情報提供

都が作成した「液状化による建物被害に備えるための手引」に基づき、液状化対策の情報を区民に提供する。

4 消防水利不足地域の解消

消防水利不足地域が解消され、震災時の火災による被害を抑制する。

5 施設（区の公共施設等建築物）の被害調査等の体制強化

施設管理者が、「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係わる指針」（内閣府）を熟知し、避難者等の万全な受入態勢に備える。

第3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

1 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路のライフラインの耐震化や橋梁の耐震化 100% 都市計画道路については事業中の8路線(約3,250m)の整備を進める。

その他、区独自の緊急輸送道路のライフライン等の耐震化を進め、緊急輸送、避難ルートの確保や消火活動の機能を確保する。

また、これら道路の無電柱化や橋梁の耐震化、都市計画道路の早期整備を進め、より安全な都市空間の整備を図る。

2 水道施設及び下水道施設の耐震化

水道施設については、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、区民への給水を可能な限り確保するため、都(水道局)は浄水場や給水所等の耐震化を推進するとともに、管路については、地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域を取替優先地域と位置づけ、当該地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までの解消を目指す。

また、都(下水道局)は、下水道施設について、水再生センターやポンプ所等の耐震対策を推進する。

現在は、ターミナル駅や国、都、区の庁舎など災害復旧の拠点となる施設のほか、新たに指定された避難所や防災上重要な施設などに対象を拡大して耐震化を進める。さらに、電気、ガス、通信については、事業者による耐震化等の取組みを継続する。これらの取組みにより、ライフライン機能を維持・早期復旧する体制を確保する。

3 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備

上下水道や物流拠点など都市機能を維持するために不可欠な重要施設への自立・分散型電源導入や機能維持に必要となる燃料供給及び連携体制等を確立する。

また、公共施設の新築・改築時のZEB化を推進するとともに、民間事業者に対しても民間施設のZEB化の機運向上を図る。

第4 津波等対策

1 地震・津波・洪水・高潮・内水氾濫に対する危機管理体制の確立

区の水防組織においては、区(関係部)や都、関係機関が連携して、必要となる水防資器材の確保や体制の整備を進め、災害時には迅速に対応できるような体制を確立する。

2 津波警報・注意報等の伝達体制・避難誘導體制の構築

区は、都とともに、防災行政無線や全国瞬時警報システム(J-ALERT)等の多様な受発信手段を用いることにより、正確な津波警報・注意報等をいち早く区民に伝達する体制を整備する。

都の被害想定と足立区の地域特性に基づき、安全で的確な避難誘導體制の確立を図る。

第4章 減災目標と対策の方向性

第5節 到達目標と取組内容

3 津波防災意識の啓発、教育及び訓練の充実

区の地域特性を踏まえた津波への対応や避難方法等についての周知徹底や、実践的な訓練等を通じ、地域防災力の向上を図る。

第5 応急対応力の強化

1 強固な初動態勢の構築

被害を最小にとどめることができるか否かは、区の応急対応力にかかっている。

災害対策本部長室の運用、足立区業務継続計画、部別行動計画（初動マニュアルを含む）等の更新、受援マニュアルの策定、部の活動に特化した実践的な訓練等の実施により、区全庁をあげた迅速かつ的確な活動を可能とする初動態勢を構築する。

2 他自治体との連携強化による円滑な広域連携

現在の 23 区や近隣自治体との連携体制の一層の強化並びに国・都、他自治体等と円滑な協力体制がとれるように区災害対策本部及び情報収集指令室の体制強化を図る。また、都立公園等、広域的な活動拠点の利用に関する取り決めを行っていく。荒川下流部の河川敷を利用する場合は、「荒川下流防災施設活用計画」（荒川下流防災施設運用協議会）によるものとする。

3 防災関係機関や民間事業者との連携強化による応急対策体制の構築

災害対応の総合調整機能を強化するため、救出・救助活動を調整する救出部や医療救護活動を調整する医療部等の体制を強化し、警察・消防・自衛隊等との連絡調整機能の強化を図る等区と関係機関とが連携して、本部の対処能力を向上するための体制を構築する。

民間事業者団体等への要請を行うにあたっては、都や国、他自治体との競合が発生しないよう考慮する。

第6 情報・通信の確保

1 足立区地域防災無線等通信手段の適正配備及び使用の習熟

区庁舎内、出先機関等の区の施設、防災関係機関等における地域防災無線の適正な配備、また、地域防災無線を補う通信手段としてのMCA無線及び公共安全モバイルの適正配備やスターリンク等の新たな通信手段の導入等により、情報連絡体制を強化する。

なお、無線機の配備後も、設置施設においては無線通信訓練を定期的に行い、使用方法の習熟に努める。

情報拠点となる避難所については、防災区民組織、防災関係機関等と協議し体制の整備に努め、訓練等を通じ、区と防災区民組織等による情報連絡方法の確認、通信運用の習熟に努める。

2 迅速な報道体制の確保、事業者やソーシャルメディア等による情報提供体制の整備

区や都、関係機関との災害情報の共有化を進めるとともに、迅速な報道体制と区民に提供する災害情報の充実を図り、自助・共助における意思決定を支援する仕組みを一層強化する。

第1部 総則
第2部 防災に関する組織と活動内容
第3部 災害予防計画
第4部 災害応急対策計画
第5部 災害復旧計画
第6部 災害復興計画
第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ
付属編 火山対策

また、ソーシャルメディアや足立区防災アプリ、災害用デジタルサイネージ等新たな情報提供ツールを活用し、避難所の開設状況や被害状況等について、迅速な情報提供体制を整備する。

3 安否確認サービスの普及、利用経験の促進

地域住民相互間の安否確認手段の周知徹底、一時滞在施設等におけるSNSや公衆無線LAN等新たな情報基盤の強化、都の通信手段の多様化方策との連携及び、その周知を行う。

第7 医療救護・保健衛生等対策

1 都の災害医療体制と整合した体制の構築

都は、都災害医療コーディネーターの医学的助言に基づき都全域の医療資源を配分するとともに、二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を構築する。区でも連携会議に参加し、二次保健医療圏での広域的な医療連携体制の構築に参画するとともに、区災害医療コーディネーターを含む区（医療部）の体制を構築する。

また、DMATや緊急医療救護所スタッフ等の待機場所の確保と食料の備蓄等、応援医療チームの受入及び支援体制を整備していく。さらに、オープンスペースの利用に関する計画等に基づき災害拠点病院の近接地にヘリコプター緊急離着陸場を確保するとともに、病院救急車や民間救急車、バス事業者、タクシー事業者等、輸送手段を有する事業者と災害時の協定を締結する等、災害時における負傷者や応援医療チームの搬送体制を整備する。

2 医薬品等の確保に向けて、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の構築

医薬品や医療資材器材の確保に向けて、情報通信や搬送体制の検討や訓練を行い、足立区薬剤師会や医薬品卸売販売業者と連携した供給体制を構築する。さらに災害時に緊急医療救護所となる医療機関のインフラ喪失時に備え、非常用電源や水の確保、防災無線やその他の通信機器等、災害時に医療救護活動に必要な資器材を整備する。

3 保健衛生体制の充実と災害関連死の防止

関係機関、関係団体との連携による災害時の保健衛生体制の更なる強化を図る。

また、衛生的なトイレ、温かい食事、ベッド等について配備し、災害関連死を防止する。

4 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

震災時における遺体の検視・検案等に関しては、速やかな対策等に資するため、関係機関と連携し、遺体収容所等の体制や情報連絡体制を確保する。

また、震災時における広域火葬に関しては、都や他自治体との連携体制の充実・強化を図る。

第4章 減災目標と対策の方向性

第5節 到達目標と取組内容

第8 帰宅困難者等対策

1 一斉帰宅抑制及び帰宅困難者対策の強化

各事業者における帰宅困難者対策は「組織は組織で対応する」ことを基本原則とする。すなわち、企業、学校等組織のあるところは、事前に帰宅困難者対策に係る計画を作成し、発災時には、組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めたうえで、従業員や顧客等の扱いを検討する。帰宅する者については安全確保の観点に留意して、一斉にターミナル駅等に殺到することがないように、一斉帰宅の抑制を行う。

また、帰宅困難者対策は、多岐にわたる分野に課題が及んでおり、個々の対応には限界がある。このため、この課題に関するすべての機関、事業所、帰宅困難者自身の責務と役割を明確にし、分担して的確に対策を実施する。

また、行政（国、都、周辺自治体）、事業所、防災関係機関及び関係機関が、相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通関係情報等の提供・交換、水や食料の確保、従業員等の保護、仮宿泊場所の確保等について、支援体制の構築を図る。

2 北千住駅及び綾瀬駅における滞留者対策の推進

北千住駅前滞留者対策推進協議会、綾瀬駅等滞留者対策推進協議会を中心に、各地区における現地対策本部の設置や、情報の収集と提供等に関する訓練等の充実を図り、協議会メンバーの災害時における即応性を高めていく。

3 情報通信基盤の活用による帰宅困難者対策の強化

安否確認や情報提供のための情報通信基盤や東京都帰宅困難者対策オペレーションシステムの活用により、一時滞在施設の開設要請等、システムを使っての情報伝達の他、一時滞在施設への受入れの際の受付業務の短縮化や混雑状況の素早い把握による事業者の負担軽減を図る。

北千住駅、綾瀬駅等周辺に設置された災害用定点カメラ（ビュー坊カメラ）を使用して様々な訓練を実施し、災害時の運用や情報収集体制について検証し、災害時の効果的な運用を図る。

4 情報提供ステーション及び災害時帰宅支援ステーションの充実

混乱収拾後に徒歩帰宅する帰宅困難者を支援するため、情報提供ステーション及び災害時帰宅支援ステーションの充実を図る。また、災害用デジタルサイネージを使用した様々な訓練を実施し、災害時の運用や提供する情報等について検証し、災害時の効果的な運用を図る。

5 一時滞在施設の量的拡大

企業や学校等に所属していない、行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設の確保を進める。

第1部 総則
第2部 防災に関する組織と活動内容
第3部 災害予防計画
第4部 災害応急対策計画
第5部 災害復旧計画
第6部 災害復興計画
第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ
付属編 火山対策

第9 避難者対策

1 実効性のある避難対策及び広域的な避難の仕組みを構築

避難シミュレーション等の結果を踏まえて実効性のある避難対策を構築し、自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導を含む避難の仕組みを構築する。

2 多様な避難者のニーズや災害関連死の防止を踏まえた避難所運営体制の確立、避難所の充足・整備

安心・安全を考慮した避難所の確保を図るとともに、女性や要配慮者、医療的ケア児、障がい者、外国人、ペットの同行の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。

トイレの確保、温かい食事の提供、折り畳み式リクライニングベッドの確保体制の強化については国等と連携し、役割の明確化を進め、避難所における災害関連死の発生を防止する。

また、避難者を低減させる事業と避難所指定等の推進により避難所を充足させる。

加えて、災害ポータルキャビネットの第一次避難所への導入や避難所の受付のDX化など、避難所におけるハード・ソフト対策の整備を進める。

3 要配慮者対策体制の確立

要配慮者の支援体制強化に必要な対策の検討を進め、区民、関係機関及び関係各部署が連携して対策を実施する体制を確立する。

要配慮者のうち、特に支援を必要とする者を避難行動要支援者とし、発災時の安否確認や避難誘導等について避難支援等関係者を含めた具体的な支援体制を構築する。さらに、障がい者団体等と連携し、要配慮者向けに情報収集や避難に関する訓練等を充実し、支援体制の効果的な運用を図る。

4 在宅避難者の支援体制の構築

在宅避難等の分散避難を推進し、避難所への避難者の集中を防ぐとともに、在宅避難者に対しては避難生活が長期に及んでも安心・安全を考慮した避難生活を継続できるよう、在宅避難者の支援体制を構築する。

第10 物流・備蓄・輸送対策

1 3日分の物資の確保と強固な調達体制の構築

発災直後は道路障害物除去作業が完了していないことや、人命救助活動が優先されることにより、長距離の物資輸送が困難と予想される。そのため、発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、区と都との役割分担等を整理したうえで、区単独で発災後3日間で必要となる食料(1,652,400食)・水(1,652,400ℓ)を令和9年度までに、携帯トイレ(約1,711,200個)を令和12年度までに確保する。

また、備蓄物品の調達、保管などの物品管理について、令和7年度から備蓄物品等に関する専門的な知識を有する事業者との連携による災害用備蓄包括管理契約を締結し、効率化・高度化をより図っていく。

第4章 減災目標と対策の方向性

第5節 到達目標と取組内容

さらに、避難者の多様なニーズに応え、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との新たな連携等により、強固な調達体制を構築する。

2 適正な分散備蓄体制の確立と防災倉庫等の整備強化

備蓄倉庫の配置の見直しや学校の余裕教室・倉庫の活用等により、区内の分散・集中を組み合わせた備蓄体制を確立する。

また、旧入谷南小学校跡地への災害拠点備蓄倉庫及び地域内輸送拠点の機能を併せ持った災害拠点施設の設置を推進するなど、物資の輸送に必要な地域内輸送拠点等、集積場所を確保する。現在、3箇所ある地域内輸送拠点に加えて、雨天においても荷捌き等の業務に支障をきたさないような屋内施設の拠点設定を進める。

さらに、備蓄物品等に関する専門的な知識を有する包括事業者との連携による新たな輸送拠点を活用し、発災時の輸送拠点確保を推進する。

3 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

区災害対策本部内に物流事業者等との十分な連携体制を構築する等、物資輸送のオペレーション体制を確立し、発災時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行う。

第11 放射性物質対策

1 円滑かつ的確に対応できる区の体制を構築

放射性物質等による影響が生じた際に、区災害対策本部として、被害情報等の情報の共有化や必要な連絡調整を行う。

2 適切な情報提供による区民の不安の払拭

放射性物質及び放射線による影響の特殊性を考慮し、大気中や学校・公園等の空間放射線量率を測定し公表するとともに、健康相談に関する窓口を設置する等、区民に対する的確な情報提供・広報を迅速かつ的確に行う。

第12 住民の生活の早期再建対策

1 生活再建のための「罹災証明」発行手続き等の迅速化

「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、庁内体制や応援受援体制の確立を図る。

また、義援金を迅速に配分できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。

2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。

なお、発災から3日間程度は、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、備蓄している携帯トイレの使用、災害用トイレ（自己処理型トイレやマンホールトイレ等）の確保やし尿を下水道へ直接投入する方法など、し尿収集車による収

第1部 総則
第2部 防災に関する組織と活動内容
第3部 災害予防計画
第4部 災害応急対策計画
第5部 災害復旧計画
第6部 災害復興計画
第7部 応急対策に関する足立区全体シナリオ
付属編 火山対策

集を要しないし尿処理体制の確保に努める。携帯トイレについては区民に対して備蓄を行うよう啓発する。

特に、高層マンションの高層階に居住する区民については、在宅避難が長期化することを踏まえて、十分な備蓄を行うことを推奨する。

3 がれき等の処理(災害廃棄物処理)に関する一次仮置場候補地の選定及び処理体制の構築

区民の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止するため、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理を実施する「足立区災害廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物処理マニュアル」に基づき、がれき等を分別・保管する一次仮置場候補地の選定や区民等への周知を図る。

また、特別区共同処理体制の構築のため、各区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都及び関係団体と連携強化を図る。

4 応急仮設住宅の供給体制の構築

応急仮設住宅の供給にあたっては、実態に即した必要戸数を確保できるよう、供給体制の構築を推進する。その際、被災市街地復興土地区画整理事業（事業認可前であっても都市計画決定後において、事業用仮設住宅を先行設置して応急仮設的に利用）の活用など、関係部署と連携しながら、多様な手法を用いて仮設住宅の供給を図る。

また、公共施設、社会福祉施設、生活利便施設等へのアクセスや火災、救急等に係る安全性、自治活動のための集会施設の設置等、想定される入居者のニーズへの対応を図る。

5 災害ケースマネジメントの実施主体・連携体制の確立

災害ケースマネジメントの実施体制や連携体制を確立し、個々の被災者の自立・生活再建のプロセスを支援することによって、災害関連死の防止、避難所以外への避難者の対応、支援漏れの防止、被災者の自立・生活再建の早期実現、地域社会の活力維持への貢献を図る。

6 応急教育・保育・児童保育の体制強化

都の学校危機管理マニュアルと連携し、引き続き避難訓練や引き渡し訓練による検証により、各校・各園での危機管理マニュアルの改善を継続し、児童・生徒の安全確保と教育体制の早期再開を図る。

第4章 減災目標と対策の方向性

第5節 到達目標と取組内容

第13 受援

1 個別の受援計画策定による受援体制の強化

地域防災計画で規定している基本的な事項を踏まえたより具体的な受援マニュアルを策定することにより、受援体制を強化し、発災時の体制構築や業務の実効性の確保や円滑化を図る。

2 受援体制の明確化による混乱の防止

受援対策本部においては、受援に関する活動調整の専任担当を明確化する。また庁内の受援対象業務の整理を行い、それぞれの業務について各部の役割や連絡会議等の調整方法を整理し、発災時における混乱を防止する。

3 人的・物的資源の調達・管理方法の確立

必要な人的・物的支援のニーズや受けられる支援の内容・量を整理し、調達すべき資源の見積りを行うことで人的・物的資源の調達機能を強化する。

また、連絡調整体制の構築、応援機関の活動拠点の整備、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等、受入れた人的・物的資源の効率的な管理方法を確立する。

4 広域連携による相互応援体制の構築

遠隔地の都道府県の市町村との相互応援協定締結を締結し、広域連携による相互応援体制の構築を図る。

5 受援対象業務の事前想定

災害時に円滑な受援活動が展開できるよう、全庁的なニーズや受援対象業務の洗い出しを行い、受援対象業務を一覧化することなどを通じて、受援の対象業務を事前に把握し、その内容を具体化する。

Bousai Column

足立区オリジナルの災害ポータルキャビネット「DPC」について ～避難所における電源の確保及び情報通信設備等の強化の取組～

◆ 背景と課題認識

近年、災害時におけるリアルタイムな情報共有の重要性が高まっており、避難所における情報通信手段として、災害情報システムを導入し、地域内 BWA ルーターおよびタブレット端末を用いて、本部との円滑な連携事例が報告されている。

しかしながら、災害による停電発生時には、これらのデジタル機器の使用が困難となる。避難所には発電機が備蓄されているが、騒音や排気ガスの問題から、日中屋外での利用に限られ、夜間帯の情報収集・発信が極めて困難であり、避難生活の長期化に対応できないという課題がある。

◆ DPC の概要

上記の課題に対応するため、足立区では避難所の電源確保および情報通信機能の強化を目的とした独自パッケージ「DPC (Disaster Portal Cabinet)」を整備する。

DPC は、足立区独自の非常用装備一式であり、避難所における情報収集・伝達・外国人支援のための重要な基盤である。DPC の構成内容は以下のとおりである。

- ・地域 BWA ルーター： 災害時専用回線により、通信を確保。
- ・タブレット端末： 災害対策本部や学校との連携、記録・情報収集・発信を実施
- ・自動翻訳端末（ポケトーク）：外国人被災者への支援に有効
- ・蓄電池：地域 BWA ルーター・タブレット・ポケトーク・投光器等の電源確保手段
- ・三脚式投光器：LED 照明を備え蓄電池での使用が可能。夜間の避難所運営が可能

◆ 期待される効果

- ・停電時でも情報通信機能を維持でき、1か所に集約されることで円滑な利用が可能
- ・夜間も静音・排気ゼロで照明・通信が可能
- ・外国人対応や情報発信力の強化
- ・一目でわかるデザインで、避難所のランドマークとなる
- ・普段から人の目に触れる場所に設置するため、防災教育や防災意識向上に寄与する

◆ DPC の導入目標

- ・第一次避難所に指定されている区立小中学校を対象に、R7 に 10 箇所、R8 に 50 箇所、R9 に 42 箇所の導入を目標とする。

第5章 複合災害への対応

第1節 はじめに

大正12年9月に発生した、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災では、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。

近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

さらに、令和6年1月に発生した能登半島地震による甚大な被害の後、同年9月には能登半島で記録的な大雨が観測され、仮設住宅の浸水など、更なる被害が発生し、復興に大きな影響を及ぼした。

こうした、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

以下に、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。

【被害想定で想定する主な複合災害】

風水害	(1)地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 (2)梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	(1)数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 (2)火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	(1)多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 (2)救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

第2節 複合災害に備え留意すべき事項

先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、第2部で掲げる各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

1 留意事項

- (1) 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
- (2) 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化
- (3) 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証
- (4) 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
- (5) 夏季発災時における熱中症対策等

2 大規模自然災害+大規模自然災害

- (1) 先発災害から後発災害へのシームレスな対処計画の策定、受援応援体制の強化
- (2) 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- (3) 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応等

3 感染拡大+大規模自然災害

- (1) 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- (2) 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応等

【複合災害や想像以上の被害が発生した場合】

複合災害（異常な風雨を伴う気象災害（台風、ゲリラ豪雨等）が、地震と同時に又は時間差を持って発生）が起こることで、被害拡大につながる可能性がある。また、複合災害による被害拡大だけでなく、起こりうる被害をより広く捉え被害を定量的に示すことが困難な事象を想定することも重要である。これら複合災害やより深刻な被害が発生した場合を想定した応急対応力の更なる強化が必要となる。

複合災害やより深刻な被害が発生した場合の応急対策の役割分担は、対応の混乱を招かぬよう単一の災害と同様とすることが望まれるが、実際に複合災害が発生したり、より深刻な被害が発生した場合には、災害の規模等が大きくなったり、災害への対応が複雑化する。そのため、災害対策本部が中心となった適切な判断に基づき、柔軟に対応する必要がある。また、災害の様相によっては、救出・救助より広域的な避難を含む、避難誘導を優先させる等、被害の拡大を防ぐ対応を行う必要がある。

■複合災害による被害の拡大（例）

複合災害発生により生じる被害の拡大としては、次のようなものが考えられる。

① 浸水被害の拡大（高潮・河川氾濫）

- ・地震発生後に水害が発生するおそれがある場合は、地震動や液状化により堤防や護岸施設が破壊された箇所から、浸水被害が拡大する可能性があるため、高台等の安全な地域にある避難所等への避難誘導が必要となる。
- ・水害発生後に地震が発生した場合には、強風や氾濫流などによって構造耐力が低下した建物が、地震動により倒壊する可能性がある。また、強風によりブルーシートが吹き飛ばされ、一部損壊の家でも雨漏りによって家財等の被害が拡大する。さら

第5章 複合災害への対応

第2節 複合災害に備え留意すべき事項

に、水害により浸水した地域で、地震による火災が発生すると、自宅に留まっていた人が逃げられなくなったり、消火活動が行えなくなる可能性がある。

- ・梅雨期や台風シーズンなど降水量の多い時期に地震が発生した場合、雨水ポンプ場等の流下・排水施設が機能せず、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生する可能性がある。その場合、復旧が長期化する可能性がある。
- ・今後、気候変動に伴い台風や豪雨の激甚化・頻発化し、被害が増加する可能性がある。

② 火山噴火

- ・地震発生後に火山が噴火した場合、数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難となる。航空機やヘリコプターの利用もできなくなるため、負傷者等の搬送や全国からの応援職員等の移動も困難となる。
- ・細かい火山灰を吸い込み、救急件数が増加する。
- ・降灰後に降雨が発生した場合、変電所や送電網、配電網で碍子の閃絡が発生し、停電被害が拡大し、復旧までの期間が長期化する可能性がある。
- ・停電による基地局機能の停止や、通信設備等への灰の詰まりや固着などによる機能停止等が発生し、通信途絶地域が拡大する可能性がある。
- ・降灰により原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えた場合、断水被害が拡大する可能性がある。
- ・火山灰の流入による管路等の流下阻害や閉塞、停電によるポンプ場の機能低下により、下水道の機能支障が拡大する可能性がある。

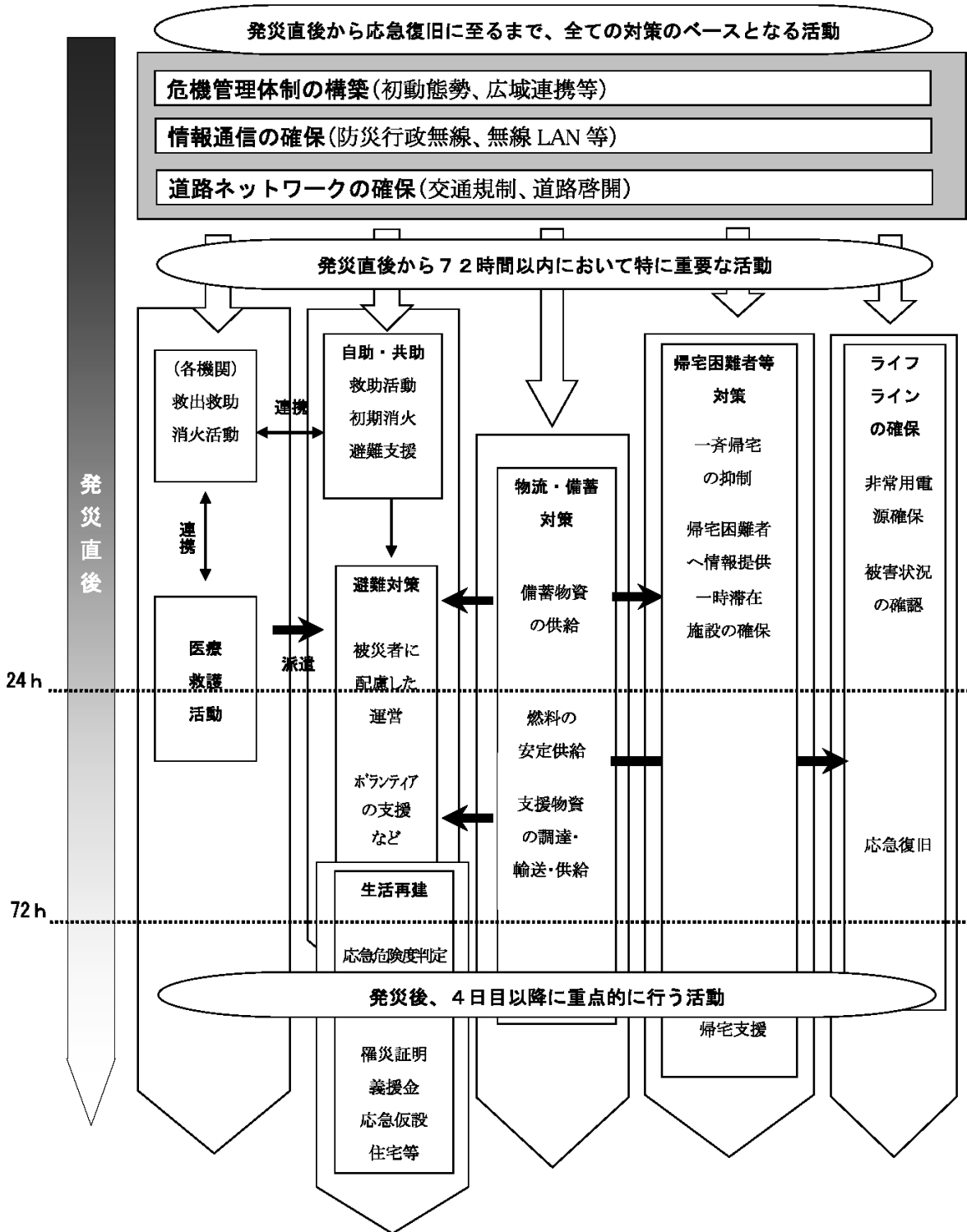
③ 感染症拡大

- ・地震災害によって多くの住民が避難する中で、インフルエンザや新型コロナウイルス等の感染症や、ノロウイルス等の食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生する可能性がある。
- ・救出救助活動や避難者の受入等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性がある。
- ・医療施設や医師・看護師等が、地震災害の救出救助活動に追われ、感染症への対応に手が回らなくなる可能性がある。

■ 定性的な被害（定量的に示すことが困難な被害）

定量的に示すことが困難な被害については、第1部第3章第2節第2「第2 足立区の被害想定概要」P.21を参照

第6章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ



第1部
総則

第2部
防災に関する組織と活動内容

第3部
災害予防計画

第4部
災害応急対策計画

第5部
災害復旧計画

第6部
災害復興計画

第7部
応急対策に関する足立区全体シナリオ

付属編
火山対策

第6章 各施策における発災後の時間軸に沿った震災対応シナリオ

第2部各章の施策は、密接に関連しており、特に発災後は、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、応急対応を実施することが求められる。

本節では、各施策の関係について、1 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動、2 発災直後からの72時間以内において特に重要な活動、3 発災後、4日目以降に重点的に行う活動の3つに分類し、それぞれの関連のイメージを示した。

1 発災直後から応急・復旧に至るまで、全ての対策のベースとなる活動

(危機管理体制、情報通信、道路ネットワーク)

発災後のあらゆるフェーズにおいて的確な応急活動を展開する上で、初動態勢の確保や各機関との広域連携など、危機管理体制を構築することが不可欠である。

また、関係機関が連携して対応するためには、各機関が被害状況、応急対応状況の情報を共有できるよう、防災行政無線等の情報通信を確保する必要がある。

さらに、救出救助活動や消火活動、物資の供給などは、主に車両を使って実施することから、機動的に活動を展開するためには、交通規制や道路啓開などにより、ネットワークを確保することが重要である。

2 発災直後から72時間以内において特に重要な活動

(救出救助、消火、医療救護、避難、物流・備蓄、帰宅困難者対策、ライフライン)

救出救助活動や消火活動については、自衛隊、警察、消防などの防災機関による活動と、近隣住民同士の共助による活動が連携を図ることで大きな効果を発揮する。

また、こうした救助活動等によって助けられた被災者に対し、医療機関等において適切な医療を提供することで、一人でも多くの命を救うことができる。

避難所に対しては、生活を支えるために必要な物資を供給するとともに、ボランティアによる支援を円滑に受け入れる必要がある。

帰宅困難者の一斉帰宅の抑制は、迅速な救出救助活動の展開のためにも不可欠であり、一時滞在のための物資の供給は、帰宅困難者に対しても、円滑に行われなければならない。

また、こうした活動のための非常用電源等によるライフラインの確保や、そのための燃料の安定供給も重要な取組である。

3 発災後、4日目以降に重点的に行う活動

(生活再建、帰宅支援)

発災後4日目以降については、帰宅困難者の円滑な帰宅に向けての帰宅支援を進めるとともに、被災者の早期の生活再建に向け、義援金の支給や応急仮設住宅への早期の入居を実現していかなければならない。